

形式により、甲より乙に、丙より丁に資本の移轉あるのみ也。勿論其借主若くは其手形發行人たる個人より見れば、其資本は増加したるなるべし。されども一般社會の上より見れば、爲に一文の資本も増減ある無し。乃ち知る、信用は個人的資本を増加すれども、社會的資本を増加するものにあらずとを。更に知る、信用は別に新に資本を増加するものにあらずして、唯單に既存の資本の分配を善くし、依て以て資本の效力を増加するもののみなるをと。

斯くて信用資本論に關する賛否兩説を掲げたれば、最後に之れが斷案を下さむに曰く

第一、信用は資本にあらずして、資本を造り又は之を増加するの力あるものなると。

第二、されど信用は常に必ず資本を造り、又は之を増加するの力あるものにあらずと。

第三、而も信用の資本を造り、又は之を増加するは、獨り資本の効力に就てのみならず、又同時に其分量に就て之を見ると、

即ち是れ也。以下之を説明せむ。

信用は資本にあらずとは、フォセットの言能く之れを説明し盡せり。氏は曰く、信用とは借入るゝの力也。之を利用するときは資本を得可きも、力自からが資本に非ず。恰も吾人の腕力は之を用ゆれば百斤の重量を舉げ得ればとて、吾人の腕力は百斤なりといふを得ざるが如しと。之を要するに信用は即ち資本なりとの説は、貨幣は即ち資本なりとの説と同一種の誤謬に陥れるもの也。貨幣は常に必しも生産に用ゐらるゝものとは限らず、生産用の貨幣即ち資本の外に消費用の貨幣あるべく、又銀行にも預入れずして死守する所謂臍線金なるものもある可く、其内生生産用の貨幣のみが資本と稱すべきもの也。之と同様に信用にも亦生産用の信用即ち生産信用と、消費用の信用即ち消費信用との別ありて、其生産信用のみ資本を造り、若くは之を増加するの力あるもの也。獨逸學者の説によれば、甲より乙に、丙より丁に信用により金を貸すも、社會的資本の高は別に増加せざるべしと云ふ。されど是れ亦半面の眞理のみ。信用貸借によりて資本の増加せざる場合は、既に甲の資本たる貨幣を乙に資本として貸し與へたる場合のみ。若し未だ

資本たらざりし甲の貨幣を乙に貸與するにより資本となれる場合には、甲乙間の信用に基き個人的資本は勿論社會的資本をも増加したるものと謂はざるべからず。貯蓄預金の如きは多く其の例也。更に又獨逸學者の説によれば信用は資本の分量を増加するものにあらずして唯其分配を善くし、依て以て其效力を増加するに止るのみと云ふと雖も、是れ亦信用の効用の一面のみを見たるの論にして、他の一面を看過したる一知半解の言のみ。信用は資本の効力を増加するの力あるのみならず、又一國資本の分量をも増加するの力あるもの也。之を以て吾人は信用の利益として、

- 第一、信用は資本の分量を増加するの力あると、
 - 第二、信用は資本の効力を増加するの力あると、
 - 第三、信用は交易を敏活ならしむるの力あると、
 - 第四、信用は大に貨幣を節約するの力あること、
 - 第五、信用は社會の風潮を良化するの力あると、
- を數へひとす。(第一)世には巨萬の富を擁しながら、躬から此富を活用する能はざるものあるべし。其之れあるは、或は老年なるより、或る若年なるより、或は病弱なるより、或は女性なるより、或は身分職業の許さざるより、或は智識經驗に乏しきより、然るなる可し。而して其内孰れの場合にあるにせよ、夫れ丈け一國の富は資本と成らずして、徒に死蔵せられ居るもの也。然るに今若し其國の信用經濟發達し、信用機關整備するに至らば、之に預入し、之に信託し、之に放下するより、確實に保管せらる可く、安全に利殖せらる可ければ、曩に死蔵せられたる巨萬の富は忽ち金融市場に入り來て、茲に有力なる資本と化しぬ可し。從て其れ丈け一國の資本は増加したる勘定也。又獨り富豪に就て然るのみならず、僅少なる收入を享くる勞働者、其他一般下等社會中、等社會の人々の間に於ても、其國の信用制度にして確立し、貯蓄銀行、郵便貯蓄局にして完備せむには、左無くば遂に浪費さる可き貨幣も浪費されずして、貯金となり、資本となり、集て一國の資力を増加す可し。されば信用は資本に非ざれど、資本の分量を増加するの力や大なりと謂ふ可し。勿論、以上は信用の力により社會的資本の分量を増加する場合なれど、信用の力により個人的資本の分量を増加する場合は更に著し。今茲に一萬圓の資本を擁する信州の製絲

家ありと假定せよ。此人にして信用無ければ一萬圓の資本は常に一萬圓に止れど、之に反し、信用大ならむには、其資本一萬圓を以て製糸に従事しつゝ、未來に出来る可き一萬圓の製絲を目當に横濱の賣込問屋より前貸金一萬圓を借入れ得可く、又其信用により約束手形を以て他より一萬圓の商を買入れ得可く、更に又其取引銀行と當座預金貸越高一萬圓を約束し置き之を小切手にて引出して以て製絲機械を買入れ得可し。斯くて一萬圓の資本を増加して四萬圓となすこと易々たるべきのみ。(第二)又世には資力餘りあつて力量足らざる者あると同時に、力量餘りあつて資力足らざる者ある可し。斯る場合に信用制度發達し居らざらむには、巨額の資金は徒に埋藏せられざる迄も、大に其効力を失ふべけれど、信用制度發達し居らむには、組合となり、會社となりて、資力餘りある者は資本主となり、力量餘りある者は企業家となり、二者協力能く資本の効力を増加し得可く、然らざる迄も、銀行、信託會社、信用組合等金融機關を通じて、資本は常に有力者の手に歸し、其効力を増加し得可し。之を要するに、資産家は必しも事業家に非ず、事業家は必しも資産家に非ず。而して此間の調和を得せしめ以て、資本の効力を増加するものは、一に

信用又は信用機關の力なる也。以上は個人に就ての話なれど、地方に就ても亦同じ。夫れ農業地は常に金融閑散なれど商業地は常に繁忙なる可く、又同一地方に於ても産業の種類季節、商況により金融に繁閑の差ある可けれど、若し信用制度にして發達し、金融機關にして整備し居らむには、自から其間に介立して以て、有無相通じ、過不足相補ひ、常に資本をして其全力を盡さしむるなる可し。(第三)且つ夫れ信用取引にして盛なるに至らば、手形、小切手、帳附、帳消、手形交換、振替、勘定等、極めて簡便なる手段により、巨額の取引、多額の支拂、遠方の送金を辨するを得可し。此結果、取引毎に一々貨幣を鑑別し、計算し、運搬するが如き、現金取引に伴ふ多大の勞費を節約し得可ければ、一切の交易は容易となり、敏活となり、隆盛となるに至るや、必せり。(第四)更に此の當然の結果として、爲に貨幣の節約せらるゝと多大なるは、近時各國與に手形交換高の偉大なるに徴して明なり(註百四十三)。勿論、信用は貨幣の基礎の上に立つものなれば、貨幣全く無くして信用獨り生すべき道理無く、從て信用如何に發達するも、全然貨幣を省略すると能はざる可し。されど信用組織發達の結果、多大の貨幣にして節約せられむには、獨り取引に至便なるのみならず、貨幣

に要する地金銀鑄造費、現送に要する運搬費、保険料等の巨費を省くを得て、省かれたる資金を他の方面に利用し得るの利益を伴はむ。(第五)斯くて信用は資本の分量を増加す可く、資本の効力を増加す可く、信用あるに由て事業に従事し得可く、信用あるに従て利益を増加し得可し。結局、信用の有無大小こそ、永遠に事業の盛衰存亡を決するものなれば、信用の發達と與に益々信用の効力を増加し、愈々信用の必要を感じ、自から社會に信用を重視するの風生じ、此結果、小にしては個人の品性を高め、大にして社會の風潮を一新せむ。之を要するに、世に信用無く、信用機關無く、銀行無く、手形無かりせば、到底今日の如き經濟社會の偉大なる發達を見る能はざる可し。思ふて茲に至らば、信用の利益効用は更に詳論せずして、自から首肯し得可き也。

註百四十三 今、千九百七年度に於ける各國中央市場の手形交換高を舉れば、左の如し。

倫敦	一、二七、三〇〇 <small>百万圓</small>	(一、二七、三〇〇)
紐約	八七、一八二 <small>百万圓</small>	(一、七四、三六四)
伯林	一五、三二八 <small>百万圓</small>	(七、六六四)
巴里	二一、二八九 <small>百万圓</small>	(八、六六四)

東京 三、五四〇百万圓 (三、五四〇)
 由是觀之、是等五箇所丈けにても、最近一箇年に約三千二百二十五億三千六百萬圓の取引は、全然貨幣を用ゐずして行はれたるものと謂ふ可し。

第二款 信用の弊害

されど一利一害は數の免れざる所にして、一得一失は常に相伴ふ。信用には以上五種の利益あると同時に、又次記五種の弊害存す。

- 第一、信用は恐慌をして激甚ならしむること、
 - 第二、信用は過剰生産の弊害を起し易きこと、
 - 第三、信用は過度の投機心を誘發せしむること、
 - 第四、信用は浪費の弊に陥り易からしむること、
 - 第五、信用は貧富の懸隔を甚大ならしむること、
- 即ち是れ也。

(第一)信用制度にして發達せむか、現金取引減少して掛取引増加すべければ、一切の交易は容易となり、敏活となり、隆盛とならむも、爲に後日に決算を殘すべきを以て、小賣商の支拂は消費者の決算を待ち、卸賣商の支拂は小賣商の決算を待ち、生産

者の支拂は卸賣商の決算を待ち、輸入商の支拂は生産者の決算を待ち、輸出商(外國)の支拂は輸入商(内國)の決算を待ざるべからざるに至る。斯くて經濟界の各分子、各單位は都鄙を通じ、上下を通じ、内外を通じて、悉く一條の信用の連鎖により聯結せらるゝに至るが故に、經濟界の安危は一に懸て此の如き一條の連鎖の上に存するととなりぬ可し。萬一其内の或る一點に於て破綻を生せむか、忽ち全體に動搖を起し、支拂停止者、破産者、倒産者續出するに至らむ。されど被害は茲に止らず、此の結果、商業は俄に沈衰し、工業は頓に販路を失ひ、是等商工業に従事せる無数の勞働者は忽ち衣食の途に窮し、是等商工業者に資金を融通せる多数の銀行は引て大害を被り、金融は閉塞し、株式は暴落し、其極、其國の經濟社會は勿論、廣く世界の經濟社會に亘て、一大恐慌を喚起するに至るとあるべし。(第二)信用は無資産者に資本と與へ、有資産者に資本を加へ、信用の多きに乗じて其實力に數倍數十倍の事業を經營せしめ得可し。之れ信用の効用なれとも、此の結果、好景氣に際して、思はず知らず、擴張せる事業は、一朝不景氣とならば忽ち意外の過剩生産を現はすに至ると珍しからず。事茲に至らば、物價は暴落して而も賣却の途無く、事業は沈衰し

て而も回復の期無し。爲に一國の資本勞力を徒費するのみならず、其極、又前述の恐慌に陥らむ。(第三)されと信用にして過度の投機心を誘發せざる限りは、其害尙ほ忍ぶべしと雖も、一步は一步より進むは世の常なるを以て、信用により資金の融通容易なるに至らば、之に乗じて極端なる投機心を懷き、經濟社會の秩序を攪亂するものあるに至るは、期して俟つを得べし。(第四)信用の發達は金有る者に貯蓄を奨励するの效あると同時に、金無き者に浪費を誘致するの弊あるべし。現在金無きも其信用によりて物を買入れ得可く、月年末に支拂の見込立ざるも眼前の慾望に誘はれて切要ならざる物迄も買入るの弊害を生ずべし。彼の日本固有の信用制度たる帳附通帳の如きは、結局中等以下の社會の生計を困難ならしむるものにして、日計餘りあつて月計足らず、月計餘りあつて歳計餘らざるは、一に信用濫用の罪なり。更に近時我國の官吏、議員、學生、僧侶の間に屢々高利貸に苦をらるゝものあるは、是れ亦信用により濫費を招くに至るの一適例と謂ふ可し。(第五)信用の發達は能く無資産者をして資本を得せしめ、非獨立業者をし、獨立業者たらしむ可しと雖も、通常無資産者の信用は有資産者に及ばず、故に信用の發達に伴ふて無

資産者の享くる利益は、到底有資産者の享くる利益に及ばざるとなる可し。現に銀行殊に大銀行の得意先となりて常に低利なる資金の融資を受け、手形の發行手形の割引等の利益に浴し得るものは、小資産家に非ずして大資本家なり、中等社會以下の人々に非ずして中等社會以上の人々なり。此の結果、富者愈々富者となり、貧者愈々貧者に陥り、社會に於ける貧富強弱の懸隔は益々大なり。得て愈々富に、貧者は益々不利に陥りて愈々貧に、社會に於ける貧富強弱の懸隔は益々大なり。用の發達と與に多々益々甚しきを加ふるは、資本主義の今日に於て特に著しき所也。

参考文献

Wagner, *Der Kredit und das Bankwesen*, in Schönberg's *Handbuch*, 4. Aufl., I. Bd.
 Schmoller, *Grundriss d. allg. Volkswirtschaftslehre*, II. B. 186-190, 216-258.
 Scharling, *Bankpolitik*, 1900
 Art. "Banken", "Bodenkreditinstitute", "Check", "Darlehenskassen", "Emissionsgesellschaften", "Kredit".
 "Postsparkassen", "Sparkassen", "Wechsel", in *Handw. d. Staatsw.*
 J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, 5th. ed., 1860, bk III. chs. xi-xiii.
 W. Bageot, *Lombard Street*, 1873.
 G. F. Duncker, *Chapters on the History and Theory of Banking*, 2. ed., 1901.
 佐野善作 銀行論 譯原 明治三十六年 同文館
 堀江格一 最新銀行論 五版 明治四十一年 同上

第五編 分配論

緒言

凡そ今日の生産の目的は交易をなすに在り。交易の目的は所得を得るに在り。所得の目的は消費をなすに在り。消費の目的は慾望を充するに在り。斯くて今日人々の生産に従事するは、結局之を交易の資に供して所得を得、以て消費の用に供し、以て充慾の目的を達せしとするに外ならざるが故に、既に生産を説き、交易を説きたる後、茲に本編に於て専ら所得を論じ、更に次編に入て消費を講ずるは、事の順序を得たるものと謂はざるべからず。若し夫れ本編に題するに、「所得」の文字を以てせずして、「分配」の二字を以てせる所以に至ては、常例に倣ひ主觀的用語を避けて客觀的用語を探りたるのみ、豈に他あらひや。

第二十二章 所得

第一節 所得の意義

人若し「所得」Income, Einkommen. の意義を解せむと欲せば、須らく先づ「収入」Reve-
eute, Einnahme の意義を解せざるべからず。而して人若し収入の意義を解せむと
欲せば、須らく先づ「收穫」Ertrag の意義を解せざるべからず。

然らば「收穫」とは何ぞや。曰く收穫とは一定期間に於ける一定の生産又は營
利の結果たる財又は價值の總量なり。換言すれば一定期間に於ける一定事業の
生産額又は營利額の謂なり。而して收穫は其の之を生ぜしむるに要する費用(生
産費又は營利費)と對照するに於て二種に分たる。即ち

- 一、總收穫 Roh- od. Bruttoertrag.
- 二、純收穫 Rein- od. Nettoertrag.

是れ也。「總收穫」とは一事業より生ずる生産額又は營利額の總量にして「純收穫」

とは其の内より生産費又は營利費を控除せる殘額なり。一反の田地を耕し米三
石を得ば、石十圓として三十圓は其總收穫なり。之を耕すに要せる費用十圓なり
とせば、差引二十圓は其純收穫也。されど今日農家は米を作ると同時に麥をも作
る可く、甲の田を耕すと同時に乙の畑をも耕すべく、小作を爲すと同時に自作をも
爲す可く、常時の収入あると同時に不時の収入もあるべし。之れを以て一業の「收
穫」は常に一なれども、一人の「収入」は必しも一ならずして二三四等諸種の財源よ
り發するとあるべし。されば収入とは一定期間に一人(一經濟單位)の所有に歸す
る財(又は價值)の總量をいふ。斯くて収入は各種の收穫の綜合より成るものなれ
ば、收穫に總收穫と純收穫との區別ある以上、収入にも亦其の支出と相對するに於
て

- 一、總収入
- 二、純収入

の區別なかるべからず。所有地より年々千圓の收穫あり、所有林より年々五百圓
の收益あり、所有株より年々五百圓の配當あり、更に製品の賣上代金年に千圓あり

とせば、是等諸收穫合計三千圓は即ち其人の總收入にして、之に對して支拂へる税、
税入費、製造費、其他の諸費用合計千圓を差引き、殘額二千圓は其人の純收入なり。
夫は兎に角、收穫は單稱にして收入は總稱なり、收穫は物に對する關係にして、收入
は人に對する關係なり。斯くて收入は人に對する關係なるより、更に其の性質に
就て考ふるときは、又之を二種に大別し得べし。即ち

- 一、 經常收入
- 二、 臨時收入

是れ也。經常收入とは收入の繼續性のものを去ひ、「臨時收入」とは收入の一時性
のものをいふ。經濟上の原因に基く收入(農業上の收入、工業上の收入、商業上の收
入の如き)は多く前者に屬し、非經濟上の原因に基く收入(寄附、救恤、相續、贈與、拾得、遺
棄の如き)は多く後者に屬す。而して茲に所謂「所得」とは實に此の經常收入の
みを指す也。されは所得とは一定期間に一人(一經濟單位)の所有に歸す可き經常
的純收入をいふ(註百四十四)。

註百四十四 吾人は本文に於て「收穫」と「收入」と「所得」との區別を詳論せり。然るに收穫

と收入、若くは收穫と所得との區別に就ては今日學者間に別異論無く、略ぼ本文
に説く所の如くなれども、收入と所得との區別に至ては、今尚ほ學說一定せずして、
大略二種の異說に分る。勿論、收入は悉く所得に非ず、收入中の純收入のみ所得た
るべきは、一般に承認する所にして、是れ通常所得の定義中に「在來の財産を減ずる
と無くして消費し得る所の財(又は價值)の總量たる文字を挿入する所以なれども、
已に純收入なる以上は悉く所得なりとの説と、純收入悉く所得にあらざして、經常
的純收入のみ所得なりとの説との別存す。此の結果、寄附、救恤、相續、贈與、拾得、遺棄
の如き臨時收入は前説に於て所得たれども、後説に於て所得たらざるに至る。イ
ンゴット Mangoldt、ヘルムヘルト、ミットナー、ミットナー、ミットナー、ミットナー、
部の學者は前説を主張し、ロッシェル、ワグネル、フキリ、ホフマン、コリン、ノイマン、
シエモワ、ヘルマン等多數の學者は後説を主張す。就中、ヘルマン並にシエモ
ワは最も熱心に之を主張するを以て、世此の説を稱して「ヘルマンシエモワ
所得説」Herrman-Schmoller'sche Einkommensheorie と名く。勿論、後説を主張する學者の多
くは、單に經常收入と言はずして、「規則正しく繰り返さるる收入」Die regelmässig wieder-
kehrenden Einnahmen なる文字を用ひ、其然らざるものは所得に非ずと論せしかば、其
論者に有方なる攻撃の材料を與へ、近年ロスマート、マイヤー Robert Meyer を「「「
風毛の増減無くして、規則正しく繰返さるる收入の如きは、事實絶無のものなり。
此の種の收入に非ずむば所得に非ずとせば、世に又所得なるものある無けむ」と叫

ばしむるに至れり。之れ全く「規定正しく繰返さるゝ収入」てふ嚴格なる文字を用ゐたるより生ぜしむるに至れる誤解にして、用語は確ならざるも其趣旨はフキツツケツチの説の如く、「確實なる財源より生ずる継続的収入」の意に外ならむ。果して然らば、時に違算あり、失敗あり、損失生じて、収入額の上に虧損生ぜむも、大體に於て収入の途確定せるもの(即ち經常収入)を所得と名け、之を不確定なるもの(即ち臨時収入)と區別して考ふべき也。若し又此の種の説明にて満足せざらむか、「業務」Geschäfteより生ずる収入と然らざるものとを區別し、業務より生ずる純収入を以て所得となすことクラインゲンヴェタルの説の如くならむには、或は事理一層明確にして、而も同一義となりぬ可し(Kleinwächter, Lehrbuch, s. 261)。

されど尙ほ最後一言注意すべきとあり。収入の所得たる否とは、収入の継続性のものたる、一時性のものたるにより定るものなるを以て、既に継続性の収入たる以上は、經濟的収入たる、非經濟的収入たるを問はざると是れ也。

第二節 所得の種類

凡そ所得には之に對する觀察點を異にするにより、諸種の種別を生ずべし。今其内主なるものを擧げむに、左の如し。

第一、所得の主體上の區別

- 一、國民所得 National income; Volkseinkommen.
 - 二、個人所得 Individual income; Einzelinkommen
- ### 第二、所得の性質上の區別
- 一、自由所得 Freies Einkommen.
 - 二、不自由所得 Gebundenes Einkommen.
- ### 第三、所得の起因上の區別
- 一、財産所得 Besitzeinkommen.
 - 二、勤勞所得 Arbeitseinkommen.
- ### 第四、所得の效果上の區別
- 一、名義所得 Nominal income, Nominal Einkommen
 - 二、實質所得 Real income, Realeinkommen.
- ### 第五、所得の形式上の區別
- 一、實物所得 Natural income, Naturrealeinkommen.
 - 二、貨幣所得 Money income, Geldeinkommen.

第一款 國民所得と個人所得

「國民所得」とは、國民經濟の經常的純收入なり。詳言すれば國民經濟の總收入より國民經濟の總費用但し其内の各個人經濟の所得に歸する費用を除くを控除せる殘額をいふ(註百四十五)。「個人所得」とは、個人經濟の經常的純收入なり。詳言すれば個人經濟の總收入より個人經濟の總費用を控除せる殘額をいふ。斯くて個人所得は部分なり國民所得は全體なり。從て國民所得は個人所得の總計なりと謂ふ可く、又名「社會所得」Social income, Sozialeinkommenとも稱せらる。

註百四十五

國民所得は國民經濟上の總收入より國民經濟上の總費用を差引ける額なるが、國民經濟上の總收入なるものは、通常

- 一、内國に於ける新生産額、
 - 二、外國に對する債權並に外國に放下せる資本の利子、
 - 三、外國より受取る可き運費、保險料、
 - 四、移住者の内國に對する送金、
 - 五、外國人の漫遊費並に携帶品、
 - 六、商品の輸入超過額並に正金の輸入超過額
- 等より成り、之に對して、國民經濟上の總費用なるものは、通常

一、内國に於ける生産上の總費用(個人經濟上、一方に於て費用たるも、他方に於て所得たるものを除く)、

- 二、外國に對する債務並に外國資本に對する利子、
- 三、外國に支拂ふ可き運費、保險料、
- 四、來住者の本國に對する送金、
- 五、内國人の外國漫遊費並に携帶品、
- 六、商品の輸出超過額並に正金の輸出超過額、

等より成る(Wagner, Lehrbuch, I, S. 414—417)

第二款 自由所得と不自由所得

吾人は通常所得により衣食するものなるが故に所得少きときは衣食住等日常生活費を支辨して尙ほ餘りある可く、而も此の種の剩餘所得は其欲するが儘に自由に處分し得るもの也。「自由所得」とは此の如く自由に處分し得る部分の所得をいひ、「不自由所得」とは此の如く自由に處分する能はざる部分の所得をいふ。赤貧洗ふが如く、其日其日の所得を以て其日其日の露命を維かざるべからざる人々の所得の全部は即ち不自由所得にして内に巨萬の資産あり、外に多額の收入ある人々

の所得の大部分は即ち自由所得也。之れ故に自由所得は一名「純所得」Net income, Reineinkommenとも名け「總所得」Gross income, Rohreinkommenに對立するべき性質のものなる也。

人若し不自由所得のみを有せむには、終世衣食に汲々として、遂に向上發展の機無らむも、人若し自由所得をも有せむには、之れを個人の生活状態を好良ならしむる基にして、之により肉體的慾望以上に精神的慾望をも充すを得可く、個人的慾望以上に社會的慾望をも充すを得可く、生存的慾望以上に文明的慾望をも充すを得可く、貯蓄起りて資本生じ、財産増加して租税負擔力増進せむ。之を要するに、萬人等しく均一の自由所得を得るの要なからむも、萬人等しく多少の自由所得を得ること、吾人の切望に堪へざる所にして、小にしては個人、大にして國家の圓滿なる向上發展の基實に茲に存する也。

以上は個人所得に就ての話なれど、國民所得に於ても亦同じ。夫れ「自由的國民所得」Freies Volkseinkommenの大小、並に分配の如何は、斯國民の生活の程度を決定し、文明の程度を決定し、人口の繁殖力を決定し、租税の負擔力を決定し、其結果、斯國民の富強の程度を決定するものなり。之を以て、國民經濟の目的とする所は、一に、自由的個人所得の普及と、自由的國民所得の増大との上に在り、と謂ふ可し。

第三款 財産所得と勤勞所得

「財産所得」とは財産の利用より生ずる所得にして、土地より生ずる地代、資本より生ずる利子の如き、殊に公債、株券の利子、配當金の如き之に屬し、「勤勞所得」とは勤勞の結果より生ずる所得にして、勞働より生ずる賃銀は勿論、醫師、辯護士、教師、技師の如き自由職業者の所得も亦之に屬す。然るに財産所得は確實にして永久に亘り、之を得るに別段の勞費を要せざるに反し、勤勞所得は不確實にして一時に限り、之を得るに多大の勞費を要し、而も其の一部を貯蓄して、後年の計を爲さるべからず。之を以て所得の高に應じて課する所得税の如きも、此間の區別を明にし、税率は前者に重く、後者に輕からしめざれば、以て課税の公平を期し難からむ(註百四十六)。

註百四十六

所得税を賦課するに當て、財産所得と勤勞所得とを區別し、税率は前者に重く、後者に輕からしむ可しとは、今日財政學者間の定論なり。現に伊太利の如きは、

公債、政府の保證補助を受くる會社の株式より生ずる所得には其全額の二割、其他の所有價證券より生ずる所得には其全額の一割五分を課するも、勞力資本を合せ運用して得たる所得には其四分の三に對し一割を課し、且つ五百以下以下の所得には課税を免し、又勤勞所得には其の二十分の九に對して九分を課し、且つ六百以下を免稅せり伊太利所得稅法第四章。又普魯亞に於ては所得稅法中に於て勤勞所得と財産所得との區別を設けざれども、別に所得稅に對する補助稅として財産稅を課し、之に依て財産所得に負擔を重からしめたり。和蘭及び瑞西の二三州も亦之と略ぼ同一の稅制を採る。

然るに我國現行の所得稅法明治三十二年二月、法律第十七號(には、財産所得と勤勞所得との間に何等の區別を設けず。之れ風に學者間に批難多かりし所なるを以て、昨明治四十年四月四日より七月五日に亘れる稅法整理案審查會は之に鑑み、新に此の間に區別を設くるよしとし、所得稅法第四條を左の如く改定せり。

第四條、所得ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス。

(前略)

- 三、 第三種ノ所得(法人の所得並に此の法律施行地に於て支拂を爲す公債社債の利子以外の所得を云ふ)ハ左ノ金額ニヨル、
 - 甲、 地代、小作料、家賃、配當金、其ノ他資産、ヨリ、生ズル所得、
 - イ、 此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケザル公債社債ノ利子、此ノ法律ニ

依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受ケル配當金、營業ニ非サル貸金預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額、

ロ、 田畑ノ小作料ハ前三箇年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノ、平均金額、

ハ、 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額、

乙、 俸給、給料、手當金、歳費、年金、恩給金、其ノ他勤勞ヨリ生ズル所得、

イ、 俸給、給料、手當金、歳費、年金、恩給金ハ收入豫算額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額、

ロ、 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ百分ノ七十ヲ乘シタル金額、

丙、 農業、商業、工業、鑛業、林業、水産業、其ノ他資産及勤勞ハ共働ヨリ生ズル所得、

イ、 田畑耕作ノ所得ハ前三箇年間、毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均金額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額、

ロ、 林業所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額、

ハ、 其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル豫算年額ニ百分ノ八十五ヲ乘シタル金額、

(後略)

由是觀之、改正案は伊太利の所得税法に倣ひ、(一)財產所得、(二)勤勞所得、(三)財產所得、(四)勤勞所得の三種に區別し、第一種には最も重く、第二種には最も軽く、第三種には其間の平均に等しき割合に課税せむ精神なるが如し。之にて課税の公平を得る次第なるが、今尙ほ懸案たるに止るは遺憾なりと謂ふ可し。

第四款 名義所得と實質所得

「名義所得」とは名義上の所得をいひ、「實質所得」とは實質上の所得をいふ。米價石十圓のときも、二十圓のときも月給百圓の官吏の名義所得は同一なれど、實質所得は後の場合に於て半に減じたるものと謂ふ可し。斯くて所得には名義所得と實質所得との別あるが故に、定額收入者官吏、公吏、軍人、勞働者の如きの家計は物價の騰貴と共に次第に困難を感ずる所以にして、又所得額の増進は必しも生活程度の増進を意味せざる所以也。近時我國に於て官吏増給問題の旺んに唱導せらるゝは、官吏の名義所得に變化なきも、物價騰貴の結果、實質所得大に減少して、一般に家計の困難を感ずるに至りたるが爲めなるに外ならず。

第五款 實物所得と貨幣所得

「實物所得」とは米穀、衣服、薪炭の如き直接に消費の用に供し得る財より成る所得をいひ、「貨幣所得」とは貨幣より成る所得をいふ。武士の禄米、地主の年貢の如きは、實に前者の適例なりとす。之を以て實物所得は物價如何に變動するも、實質所得に變化を生ぜざるの利益あれど、同時に其流用不自由なるの不便を伴ふ可し。之に反し、貨幣所得は物價變動する毎に、實質所得に變化を生ずるの缺點あれど、同時に其流用自由なるの便利を伴ふ可し。

斯くて實物所得と貨幣所得とは一利一害一長一短あれども、交通組織益々進歩し、貨幣經濟愈々發達せる今日に至ては、貨幣所得の便益は遙に實物所得に勝るを以て、現代文明諸國に於ける所得は通常皆貨幣所得として、實物所得は二三例外の場合の外、全く之を見ざるに至りぬ(第二十五章第二節第一款、參照)。

第三節 分配と所得

以上述べたる所により、吾人は所得の意義並に其種類を知悉せり。由是觀之、所得には諸種ある可く、從て之を起すの財源には諸種あるべけれど、已に所得にして

の所得の大部分は即ち自由所得也。之れ故に自由所得は一名「純所得」Net income, Reineinkommenとも名け「總所得」Gross income, Rohreinkommenに對立するべき性質のものなる也。

人若し不自由所得のみを有せむには、終世衣食に汲々として、遂に向上發展の機無らむも、人若し自由所得をも有せむには、之れを個人の生活状態を好良ならしむる基にして、之により肉體的慾望以上に精神的慾望をも充すを得可く、個人的慾望以上に社會的慾望をも充すを得可く、生存的慾望以上に文明的慾望をも充すを得可く、貯蓄起りて資本生じ、財産増加して租稅負擔力増進せむ。之を要するに、萬人等しく均一の自由所得を得るの要ならむも、萬人等しく多少の自由所得を得ること、吾人の切望に堪へざる所にして、小にしては個人、大にして國家の圓滿なる向上發展の基、實に茲に存する也。

以上は個人所得に就ての話なれど、國民所得に於ても亦同じ。夫れ「自由的國民所得」Freies Volkseinkommenの大小、並に分配の如何は、斯國民の生活の程度を決定し、文明の程度を決定し、人口の繁殖力を決定し、租稅の負擔力を決定し、其結果、斯國民の富強の程度を決定するものなり。之を以て、國民經濟の目的とする所は、一に、自由的個人所得の普及と、自由的國民所得の増大との上に在りと謂ふ可し。

第三款 財産所得と勤勞所得

「財産所得」とは財産の利用より生ずる所得にして、土地より生ずる地代、資本より生ずる利子の如き、殊に公債、株券の利子、配當金の如き、之に屬し、「勤勞所得」とは勤勞の結果より生ずる所得にして、勞働より生ずる賃銀は勿論、醫師、辯護士、教師、技師の如き自由職業者の所得も亦之に屬す。然るに財産所得は確實にして永久に亘り、之を得るに別段の勞費を要せざるに反し、勤勞所得は不確實にして一時に限り、之を得るに多大の勞費を要し、而も其の一部を貯蓄して、後年の計を爲さるべからず。之を以て所得の高に應じて課する所得稅の如きも、此間の區別を明にし、稅率は前者に重く、後者に輕からしめざれば、以て課稅の公平を期し難からむ（註百四十六）。

註百四十六 所得稅を賦課するに當て、財産所得と勤勞所得とを區別し、稅率は前に重く、此れに輕からしむ可しとは、今日財政學者間の定論なり。現に伊太利の如きは、

公債、政府の保證補助を受くる會社の株式より生ずる所得には其金額の二割、其他
 の有價證券より生ずる所得には其金額の二割五分を課するも、勞力資本を合せ算
 用して得たる所得には其四分の三に對し一割を課し、且つ五百リフ以下の所得に
 は課税を免し、又勤勞所得には其の二十分の九に對して九分を課し、且つ六百リフ
 以下を免稅せり伊太利所得稅法第四章。又普魯亞に於ては所得稅法中に於て勤
 勞所得と財産所得との區別を設けざれども、別に所得稅に對する補助稅として財
 產稅を課し、之に依て財産所得に負擔を重からしめたり。和蘭及び瑞西の二三州
 も亦之と略ぼ同一の稅制を採る。

然るに我國現行の所得稅法明治三十二年二月、法律第十七號)には、財産所得と勤
 勞所得との間に何等の區別を設けず。之れ凡に學者間に批難多かりし所なるを
 以て、昨明治四十年四月四日より七月五日に亘れる稅法整理案審議會は之に鑑み、
 新に此の間に區別を設くるべし、所得稅法第四條を左の如く改定せり。

第四條、所得ハ左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス。

(前略)

三、第三種ノ所得法人の所得並に此の法律施行地に於て支拂を爲す公債社
 債の利子以外の所得を云ふハ左ノ金額ニヨル、

甲、地代、小作料、家賃、配當金、其ノ他實、産、ロリ、生、ス、ル、所得、

イ、此ノ法律施行地ニ於テ支拂ヲ受ケザル公債社債ノ利子、此ノ法律ニ

依リ所得稅ヲ課セラレサル法人ヨリ受クル配當金、營業ニ非サル貸金
 預金ノ利子ハ其ノ收入課算年額、

ロ、田畑ノ小作料ハ前三箇年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタ
 ルモノ、平均金額、

ハ、其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル課算年額、

乙、俸給、給料、手當金、歳費、年金、恩給金、其ノ他勤勞ヨリ生スル所得、

イ、俸給、給料、手當金、歳費、年金、恩給金ハ收入課算額ニ百分ノ七十ヲ乘シ
 タル金額、

ロ、其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル課算年額ニ百分
 ノ七十ヲ乘シタル金額、

丙、農業、商業、工業、鑛業、林業、水産業、其ノ他實、産、及、勤、勞、ハ、共、勤、ロ、リ、生、ス、ル、所
 得、

イ、田畑耕作ノ所得ハ前三箇年間、毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ
 控除シタルモノノ平均金額ニ、百分ノ八十五ヲ乘シタル金額、

ロ、林業所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ
 百分ノ八十五ヲ乘シタル金額、

ハ、其ノ他ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル課算年額ニ百分
 ノ八十五ヲ乘シタル金額、

(後略)

由是觀之、改正案は伊太利の所得税法に倣ひ、(一)新設所得、(二)勤勞所得、(三)財產所得、(四)勞働所得の三種に區別し、第一種には最も重く、第二種には最も軽く、第三種には其間の平均に等しき割合に、課税せむ精神なるが如し。之にて課税の公平を得る次第なるが、今尙ほ懸案たるに止るは遺憾なりと謂ふ可し。

第四款 名義所得と實質所得

「名義所得」とは名義上の所得をいひ「實質所得」とは實質上の所得をいふ。米價石十圓のときも、二十圓のときも月給百圓の官吏の名義所得は同一なれど、實質所得は後の場合に於て半に減じたるものと謂ふ可し。斯くて所得には名義所得と實質所得との別あるが故に、定額收入者(官吏、公吏、軍人、勞働者の如き)の家計は物價の騰貴と與に次第に困難を感ずる所以にして、又所得額の増進は必しも生活程度の増進を意味せざる所以也。近時我國に於て官吏增給問題の旺んに喧嘩せらるゝは、官吏の名義所得に變化なきも、物價騰貴の結果、實質所得大に減少して、一般に家計の困難を感ずるに至りたるが爲めなるに外ならず。

第五款 實物所得と貨幣所得

「實物所得」とは米穀、衣服、薪炭の如き直接に消費の用に供し得る財より成る所得をいひ「貨幣所得」とは貨幣より成る所得をいふ。武士の祿米、地主の年貢の如きは實に前者の通例なりとす。之を以て實物所得は物價如何に變動するも、實質所得は變化を生ぜざるの利益あれど、同時に其流用不自由なるの不便を伴ふ可し。之に反し、貨幣所得は物價變動する毎に、實質所得に變化を生ずるの缺點あれど、同時に其流用自由なるの便利を伴ふ可し。

斯くて實物所得と貨幣所得とは一利一害一長一短あれども、交通組織益々進歩し、貨幣經濟愈々發達せる今日に至ては、貨幣所得の便益は遂に實物所得に勝るを以て、現代文明諸國に於ける所得は通常皆貨幣所得として、實物所得は二三例外の場合の外、全く之を見ざるに至りぬ(第二十五章第二節第一款、參照)。

第三節 分配と所得

以上述べたる所により、吾人は所得の意義並に其種類を知悉せり。由是觀之、所得には諸種ある可く、從て之を起すの財源には諸種あるべけれど、已に所得にして

經常收入なる以上は、其財源は主として之を生産又は營利に歸せざるべからざるや論無けむ。然るに今日の生産又は營利には土地を要し、資本を要し、勞力を要し、是等三生産要素を綜合して生産又は營利に従事する企業あるを要す。されば生産の結果たる財の分配に預る者は

- 一、地主
- 二、資本主
- 三、勞働者
- 四、企業家

の四者たる可く、從て又分配の結果として生ずる所得にも四種を生ずべし。即ち

- 一、土地所得、即ち地代
- 二、資本所得、即ち利子
- 三、勞働所得、即ち賃銀
- 四、企業所得、即ち利潤

是れ也。

されど此際特に注意すべきこと二事なり。何ぞや曰く

第一、生産又は營利の結果は常に必ず四種の所得を生ずるも、四種の所得は常に必ず其所得主を異にするものにあらざると、

第二、生産又は營利の結果は常に必ず四種の所得を生ずるも、四種の所得は更に分派して他種の所得を生ぜしむるに至ると、

是れ也。其故如何といふに、第一凡そ今日の生産には上記の四人格を要すれど、事實に於て四人共全く別人なるが如きは寧ろ稀にして、企業家にして同時に勞働者たり又は一部資本主たる場合もあれば、手工業者の如き、又地主にして同時に企業家たり勞働者たり資本主たる場合もあるべし、自作地主の如き。此結果、地代、利子、賃銀、利潤は四種の所得なれども必しも四種の別人の所有に歸せずして、同時に同一人の所得を構成するとあるべき也。第二又生産の結果は常に必ず四種の所得を生ずべし、さりとて此れ以外に更に別種の所得を生ぜずと思はゞ、夫は大なる間違なるべし。勿論、直接に生産の結果たる財の分配に與るものは上記の四者なり。されど此外に尙ほ間接に生産の結果たる財の分配に與るものあり。

官吏、公吏、學者、教員、軍人、僧侶、醫者、辯護士、紳僮、不具者等、所謂の不生產業者階級に屬する幾多の人々即ち是れにして、一定の事實に基き、一定の形式(俸給、贈與、遺贈、年金、給料、教金の如き)により、間接に生産の結果たる財の分配に與るべく、國家、市町村の如きも亦租税、手数料等の形式により、間接に之が分配に参加するものと謂ふ可し。而して直接に生産に参加し、從て直接に分配に與るより生ずるものを「原生所得」[Urprüngliches Einkommen, original income] 又は「第一次所得」[Primary income] と稱し、之に對し、間接に生産に参加し、從つて間接に分配に與るより生ずるものと「副生所得」[Abgeleitetes Einkommen, od. Ausbedungenes Einkommen] 又は「第二次所得」[Secondary income or second-hand income] と名く。

斯くて所得に二大別あれども、結局一國の生産の結果たる諸種の財は、或は經濟的原因に基き、或は非經濟的原因に基き、或は直接に、或は間接に、各社會階級の間に分配給與せらるゝ状態を稱して「財の分配」[Distribution of goods, Güterverteilung] と名け、斯くて各社會階級の享けたる財の分配額を稱して「各社會階級の『所得』」と名く。一國社會の各階級從て各人の所得は斯の如くして定るものなるが、茲にも述たる

が如く、所得は各人の純収入なれば、

- 一、之を消費するも、財産を減少せざる可く、
- 二、之を貯藏すれば、財産を増加す可く、
- 三、之を貯蓄すれば、資本を増加す可し。

孰れにもせよ、所得は其所得主の現在若くは將來の幸福を増進する基となる可く、而も各人の現在若くは將來の幸福(物質的幸福)を増進するの途は、所得を措いて他に之に代るものなければ、一國社會の財の分配如何、從て生ずる各人の所得の大小如何は、常に各人の生活程度を決定し、各人の幸不幸を決定し、貧富の懸隔を起し、貴賤の區別を造り、其極、遂に大にしては各社會階級間、小にしては各人間の反目嫉視の基を造るに至る。勞働問題と稱し、社會問題と唱へ、共產主義と呼び、社會主義と叫ぶもの、畢竟する所皆是れ、茲に胚胎する也。されば分配問題こそ近時經濟學上の一大重心にして、如何にせば以て分配の公平を期し得べきやは、茲に大に研究せざるべからざる問題なりと謂ふ可し。

第四節 分配の公平

然らば如何にして分配の公平を期し得べきやといふに、夫には先づ以て如何にして財は分配せらるゝものなりやを研究し置ざるべからず。今、現時の經濟組織の下に行ふ、財の分配の方法、從て生ずる各人の所得構成の次第を述むに、企業家は先づ立て一事業を計畫し、次に夫に要する労働者と契約(即ち労働契約)を締結して其勞力の使用權を得、更に次に資本主及び地主と契約(即ち貸借契約)を締結して資本並に土地の用益權を收め、而して是等權利の讓渡に對して、企業家は労働者、資本主、地主にそれ〴〵契約規定の賠償金を支拂ふ。此の賠償金をこそ即ち労働者、資本主、地主の所得を形成するものにして、労働所得即ち賃銀、資本所得即ち利子、土地所得即ち地代、於是乎起る。されば是等三者の所得は一種の契約所得にして、從て普通變動無きも、企業家の所得は乃ち然らず。企業家は是等土地、資本、勞力て生産の三要素を用ひて生産に従事し、依て得る所の生産の結果たる財を市價に應じて賣却し、從て生ずる所の収入の内より地代、利子、賃銀を支拂ひ、斯くて、一切の生産

費を控除せる後、尙ほ剩餘存するあらば之を以て自家の所得となす。企業所得即ち利潤なるもの於是乎起る。されば企業家の所得は一種の剩餘所得にして、從て市場の景氣不景氣に應じて増減常無きものと謂ふべし。

斯く論ぜば、地主、資本主、労働者の所得は契約所得なるより通常變動無きもの、如くなれども、夫は大體論にして更に細かに觀察せば、是等の契約所得と雖も亦市場の景氣不景氣により豫め其契約額を異にするのみならず、又企業家にして失敗に陥り收支相償はざるに於ては、必しも當初契約通りの所得を得可しとも限らざるべし。殊に直接生産に参加せざる所謂る不生産的社會階級の所得、即ち副生所得又は第二次所得に至ては、其實直接生産に参加せる所謂る生産的社會階級の所得、即ち原生所得又は第一次所得より分出生ずるものなるが故に、其分出生生の原因の、或は契約に存する場合あり、僧侶、醫者、辯護士、婢僕の謝儀給料の如き、或は法定又は強制に出ずる場合あり、官吏公吏の俸給の如き、國家の租税の如き、或は任意に生ずる場合あれども、救恤、寄附の如き、尙ほ年の豊凶、時の盛衰等、之を要するに其國其時代の人口に對する國民的生産額の大小如何により左右せられ、増減せらる

べきは、更に説明を要せざる所なるべし。

由是觀之、一國一時代に於ける分配の多寡、從て生ずる所得の大小如何は、其國其時代に於ける

一、人口の總數

二、生産の總量

によるものと謂ふ可し。即ち前者多ければ各人の割前從て少く、後者多ければ各人の割前從て多し。されど人口の總數といひ、生産の總量といひ、與に各人の所得の平均額を大小ならしむるに止るものにして、各人の所得の實際額を大小ならしめ、引て分配の公平不公平を決定するものは、實に分配に關する

三、法制の如何

四、習慣の如何

なるべし。而して分配に關する國家の法制、社會の習慣如何は、相合して茲に二種の分配制度を生ぜしむ。

一、自由分配制度

二、強制分配制度

即ち是れ也。「自由分配制度」とは、私有財産制の基礎の上に分配の自由を認むる制度をいひ、「強制分配制度」とは、共有財産制の基礎の上に分配の平等を強ゆる制度をいふ。前者は個人主義の理想とする所にして、後者は社會主義又は共產主義の理想とする所なり。今若し自由分配制度にして行はれむか。生來賢愚の別あり、強弱の差ある吾人々類社會には、決局貧富の懸隔を生ずべく、到底貴賤の別を免れ難し。夫も事小なる間は、大害無けれど、寸の差は尺の差となり、尺の差は丈の差となり、一代二代數代の後には、富家の子弟は坐して且つ飽き、貧家の子弟は勞して且つ餓ゆ。人生の幸不幸之れより甚しきものある無けむ。又若し強制分配制度にして行はれむか。賢愚強弱略ぼ其得る所を等ふするより、勤くも別に多くを得ず、働かざるも更に餓ゆる無し。於是乎、人心萎縮し、元氣銷沈し、英雄出ず、偉人生せず、國家の隆盛、社會の發達、與に之を期するの機無らむとす。之を要するに、自由分配制度といひ、強制分配制度といひ、與に事の極端に失せるものにして、自由の極は不自由に終り、平等の極は不平等に終る。是れ吾人が夙に極端なる個人主義を排

すると同時に、又極端なる社會主義を否定する所以にして、眞正の自由と眞正の平等とは、自から其中間に存す可く、分配の公平は一に其間に之を求むるを得可し。於是乎、折衷制度出づ。要は自由分配制度の基礎の上に、強制分配制度を加味するものなり。世に所謂る社會改良主義なるもの即ち是れにして、個人の自由を尊重すると同時に、社會の幸福を考量し、私利の増進を圖ると同時に、公益の發達を期待し、彼れ此れ相調和し、彼れ此れ相衝突せざるの範圍内に於て分配の自由を得せしめむとを期するもの也。されば國家にして此の主義を採用せむか、國家は原則として私有財産制を許し、自由競争を認め、同時に其間より生ずる弊害を除去せむが爲めに、或は工場法を布き、或は労働保險法を定め、或は労働組合を認め、或は産業組合を勧め、或は相続税、或は所得税に累進税率を適用して、以て、弱肉強食、優勝劣敗の世態を寛和し、分配の公平を得せしめむとを期せざるべからず。方今文明諸國の分配制度なるもの亦實に此に外ならざる也、第三十章第四節參照。

參考書

Philippovich, *Grundriss d. Pol. Oeko.* I Bd 6. Aufl., . 288-295.

Schmoller, *Die Lehre vom Einkommen*, in *Zeitschrift für Staatswissenschaften*, 19. Bd., 1863.

Schäffle, *Das gesellschaftliche System der menschlichen Wirtschaft*, 3. Aufl., 1873, I s. 276. Wagner, *Lehrbuch I.*, s. 405-420.

Roscher, *System der Volkswirtschaft*, 22. Aufl., 1897, s. 427-507.

Mithoff, *Die Volkswirtschaftliche Verteilung*, in *Schonberg's Handbuch* 4. Aufl., I.

Robert Meyer, Art., "Einkommen", in *Handb. d. Statistw.*, III.

Lexis, Art., "Einkommen", in *Wörterb. d. Volksw.*, I.

Derselbe, Art., "Verteilung", in *Handb. d. Statistw.*, VII.

Marshall, *Principles of Economics*, 1898 pp. 142-152.

Cannan, *History of the Theories of Production & Distribution in English Political Economy*, 1934.

"Income", in *Palgrave's Dictionary of Political Economy*.

第二十三章 地代

第一節 地代の意義

「地代」Rent, Grundrenteとは土地の所有に基き發する所得の總稱なれども之には廣狹二種の意義あり。「廣義の地代」とは土地の使用に對する報酬を、されば廣義の地代は彼の「小作料」又は「借地料」と同一義にして、單施なる土地の使用料のみならず、又開墾、施肥、排水、灌漑、道路、堤防等直接間接又其土地に放下せる資本の利子をも含むものなり。換言すれば單純なる「土地所得」のみならず、又「資本所得」をも含むものなり。世俗に所謂る「地代」なるもの之に當る。次に「狹義の地代」とは、即ち單純なる「土地所得」にして、自然の儘なる土地より生ずる所得なり。換言すれば土地の總收穫より一切の生産費を控除せる殘額なり。而して茲に所謂る生産費とは、勞働者の賃銀（即ち勞働所得）、企業家の利潤（即ち企業所得）並に之に放下せる一切の資本の利子（即ち資本所得等）を包含するものなれば、狹義の地代は、土地の總

收穫より一切の賃銀、利子、利潤等を控除せる殘額にして、何等人力を加へずして自然天然の儘なる原始的な土地其物より直接に生ずる純收入をのみ指すなり。經濟學上所謂「地代」なるもの即ち是れ也註百四十七。

註百四十七 英語の「Rent」を「地代」と譯すれど、元と英語の「Rent」なる文字は我國の地代なる文字に比し意圖廣し。英語の「Rent」なる文字は土地の使用料即ち「小作料」又は「借地料」を意味するのみならず、又金銀の使用料即ち「利子」(Capital-rent)といふが如き、家屋の使用料即ち「家賃」(Housing-rent)といふが如き、をも意味することあり。されば此間の區別を明かにせむが爲めに、カールド並にミルの如きは特に Economic rent なる文字を用ひ、スミス並にウォルカーの如きは Rent of land なる文字を用ひたり。

勿論今日文明國に於ける土地には天然の儘なるもの甚だ稀にして、多くは之に人力(即ち勞力と資本)を加へて美化せるものなり。而も一反の土地を取て何れが天然の儘なる部分なりや、何れが人力により美化されたる部分なりや、彼此を明別せむこと實際に不可能なれども、一物たりとも創造する能はざる吾人々類に取ては、斯く人力により改良されたる良土にも尙ほ且つ人力により生ぜざりし天與の土地たる部分存す可し。之に空氣、日光、水、熱等の如き天然物並に天然力加はりて

土地に生産上缺くべからざる一種天賦の生産力起る。之れ吾人が曩きに生産の三大要素として、資本、勞力以外に土地をも數へたる所以にして、從て又生産の結果たる收穫には、資本に職由する部分、勞力に職由する部分の外に、別に又土地に職由する部分ありぬ可し。是ぞ即ち地代(經濟上所謂の地代即ち狹義の地代)なるもの生ずる所以にして、從て地代とは土地が資本、勞力より離れて、一個獨立の生産要素たる資格に基き、發する成果なりとも、謂ふ可き也第九章第四節第五款第十章第一節、並に第十二章第一節第二款參照)

斯く言へばとて今日地代に關する學說一定せるにはあらず。或る者は廣義の地代を以て地代なりと説き、或る者は狹義の地代に限り地代なりと説く。マクラウド、ゼボンスの如きは前者に屬し、スミス、リカード、ミル、フキリッポヴィチの如きは後者に屬す。前者は實際地主の所得に歸する地代を以て地代なりとなすものにして、後者は實際地主の所有に歸し、若くは歸す可き所得中、特に土地の自然的生産力より生ずる所得を以て地代なりとなすものなり。前者の地代を「實際地代」Actual rent と名くべく、之に對して後者の地代を「自然地代」Natural rent 又は「原始

地代「Original rent」と名く可し。されど實際地代を以て地代なりと説くときは、地代の内に自から利子をも含むに至り、地代と利子との區別明瞭を缺く。是れ吾人が狹義説に賛し、自然地代又は原始地代のみを以て、經濟學上所謂の地代と稱せむとする所以也。然るに此際注意すべきは、經濟學上所謂の地代即ち自然地代なるものは、實際に於て全部地主の所有に歸すとは限らざること是れ也。換言すれば實際地代は自然地代以上のともあれど、又以下のともあるべきと是れ也。一切の事情が悉く經濟的原則より支配せられ、自由競争完全に行はるゝが如き場合には、地代即ち自然地代は全部地主の所有に歸すべき筈なれども、即ち所謂「競争地代」なるもの、實際に於て此の如き場合は寧ろ稀有にして、實際地代は多く其地古來よりの慣例、地主と借地人との情誼等に基きて定る可く、即ち所謂「習慣地代」なるもの、且つ一旦定りたる上は容易に動し難き事情あるより、當然地主に歸すべき地代即ち自然地代も、一部借地人の手に殘存するに至る場合稀なりとせず。されば茲に吾人の地代と稱するものは、支拂はれたる地代、即ち實際地代を指すにあらずして、支拂る可き地代、即ち自然地代を指す也。

されど此際更に注意す可きこと二事あり。地代とは地主の所有に歸し、若くは歸す可き所得中、特に土地の自然的生産力に基き發する所得をのみ指すものなれども、さりとて

- 第一、一切の土地に一切地代生ぜざること、
- 第二、各地の地代は必しも同一ならざること、是れ也。元來土地には多少の別こそあれ、皆一切に自然生産力を有するものにして、地代は之に基き發するものとせば、よし多少の別こそあれ、皆一切に地代を生ずべき筈なるに、實際に於て此の事無しとは、一見不思議の如くなれども、元と地代の發生する原因は、單に土地に自然的生産力存するが爲めのみにあらずして、要は
- 第一、土地の自然的生産力に差等あること、
- 第二、土地の自然的生産力に限りあること、
- 第三、從て人口の増加と共に自然的生産力に差等ある土地を一齊に耕さるべからざるに至ること、

の三者に歸するものなれば也。之の理を最も明瞭に説明せるものを、彼の有名な

る「リカードの地代説」となす。節を改て之を詳論せむ。

第二節 地代の起因

第一款 リカードの地代説

『リカードの地代説』Ricardian theory of rent, die Ricardo'sche Grundrententheorie(註百四十八)によれば、凡そ地代なるものは、次記四箇の原因の綜合に基き發するものなり。即ち

- 一、地味の優劣、
- 二、地位の便否、
- 三、人口の増加、
- 四、收穫の漸減、

是れ也(註百四十九)。以下順を追て之を説明せむ。

註百四十八

今日「リカードの地代説」として知らるるものは、其實リカードの創見に非ず。マダム、ヌミスは千七百七十六年其著 An Inquiry into the Nature and Causes of Wealths of

nations に於て、ゼームス、マンズ、アンダーソン、J. Anderson は其翌千七百七十七年其著 An Inquiry into the Nature of the Corn Laws に於て、「リカード」は千八百十五年其著 An Inquiry into the nature & Progress of Rent, the Principles by which it regulated, に於て「マンズ & E. West は同年其著 An Essay on the Application of Capital to Land に於て、「リカード」と同じ同一の地代説を導くた也。唯夫れ「リカード」は同年(千八百十五年)其著 On the Influence of a low Price of Corn on the Profits of Stock に於て「更に其翌々千八百十七年其著 Principles of Political Economy & Taxation に於て、之を綜合し、之を修訂し、之を詳論したるを以て、此名を博するに至りたる也。されば吾人か今茲に「リカード」の地代説」として、其大要を紹介するに當り、單に「リカード」の説にのみ重きを置かず、其前に於ける地代説を加味すると、恐しも失當にあらざる可し。

註百四十九

リカードの地代説を論ずる學者、動もすれば「リカード」を以て地代の起因を(一)地味の優劣、(二)人口の増加、(三)土地收穫漸減の理の三者に歸するものとなし、(四)地位の便否を數ノマリしを變ふと同時に、其之を數ふるに当りしは、實に遺傳の農學者「マンズ、チューネン」H. v. Thünen にして、千八百二十六年其著「政治學」Der isolierte Staat に於て初めて之を唱導せりとなす。されど之れ全く彼を誣るの甚しきものにし「It (rent) rises or falls in proportion to the relative advantages, either of fertility or situation, of the different lands in cultivation, etc. (Ricardo's Work. P. 243.)」の一文に據するも、其然るを首肯するに足らむ。唯夫れ之を詳論し之を明瞭ならしめたるの「チューネン」の功は、實に没すべからむ。

らざるのみ。

第一、地味の優劣。元と土地には地味に優劣の別あるもの也。而して地味の優劣は其之を起す原因の如何により、次記の二種に分つを得可し。

一、天然に基く地味の優劣、

二、人爲に基く地味の優劣、

前者は其地の天然の成分に基き自然に發せる地味の優劣なれば、一に天然の結果と稱すべし。之に反し、後者は排水、灌漑、容土、施肥等之を要するに、土地改良の有無大小に基き人爲に發せる地味の優劣なれば、一に資本並に勞力の結果と稱すべし。而して地代は全く天然の結果に過ぎざれば、後者は地代の起因とならざれども、前者は實に之れが第一の素因を造るもの也。

第二、地位の便否。土地には地味に優劣の別あると同時に、又地位に便否の差あるべし。而して地位の便否は其之を起す原因の如何により、次記の二種に分つを得可し。

一、天然に基く地位の便否、

二、人爲に基く地位の便否、

前者は其地の天然的位置に基き自然に發する地位の便否なれば、一に天然の結果と稱すべし。之に反し、後者は道路、運河、海運、鐵道又は市場の開設、港灣の修築等之を要するに交通機關の整備に基き人爲に發せる地位の便否なれば、一に資本並に勞力の結果と稱すべし。更に又與に等しく人爲に基く地位の便否の内にも、

一、自己の經營に基き有價的に發せる地位の便否、

二、他人の經營に基き無價的に發せる地位の便否、

の區別あるべし。三井が大牟田に築港せる結果、大牟田の炭山が好位置を占むるに至りしは、自己の經營に基き有價的に發せる地位の便宜なれども、爲に、牟田附近一帶の土地も亦之に連て好地位に立つに至りしは、他人の經營に基き無價的に發せる地位の便宜なり。されば與に等しく人爲に基く地位の便否の内にも、前者は自動的に、後者は他動的に、從て前者は人爲的に、後者は自然的に發せるものと謂ふを得可し。之を以て地位の便否は純然たる人爲的原因に基き發する場合もあれど、其多くは間接直接に天然の若くは自然的原因に基き發するものといふ可く、

而も地代は天然の結果に過ぎざれば、此の間接直接に天然の若くは自然的原因に
基き發する地位の便否こそ、實に地代發生の第二の素因を造るもの也。

以上述べたる所により、吾人は(一)凡そ土地には其地味に於て、將又其地位に於て、優
劣便否の差等あると、(二)其之を起す原因には、天然と人爲との別あると、並に(三)其内
天然(又は自然)に基き發する差等こそ實に地代を起すの素因なることを會得せり。
土地の自然的生産力に差等あるとの地代發生の一原因たるは、之れが爲め也(註百
五十)。

註百五十 リカーフは地代の定義を與へて曰く、

Rent is that portion of the produce of the earth, which is paid to the landlord for the use of the
original and inalterable power of the soil.

と。由是觀之、リカーフは地代發生の素因を以て土地の固有且つ不滅なる力とな
せども、此の文字に就ては屢々異論も出でて誤解をも招きたれば、吾人は之を土地の
自然的生産力と改めたる也。

第三、人口の増加

斯くて土地には自然天然に、地味に於て、將又地位に於て、
優劣便否の差異あるより、相合して茲に土地の自然的生産力に差等を起し、上田中

田、下田の區別を生ぜしめ、茲に地代の素因を造るに至るものなれども、之れあるが
故に地代は直ちに發生すべしと思はじ、夫は大なる間違なる可し。其故如何とい
ふに、人口尙ほ稀薄なる國又は時代に於ては、衣食住の料を要すること少きが故に、
誰しも收穫多くして、且つ便宜き上田のみを選て耕す可く、中田又は下田迄をも
耕すの必要を感ぜざるが故に、未だ耕されたる土地の收穫に大小の別を生ずるに
至らず、從て他田に比し自然的生産力の優秀なるより、増收穫を得べきもの一も生
ぜざるべければなり。されど人口は到底増加せざるべからず。從て人口稠密な
る國又は時代となるに至らば、衣食住の料を要すること次第に多きを加へ、最早や
上田のみにては不足なり、勢ひ中田をも耕さざるべからず、最早や中田のみにては
不足なり、更に下田迄をも耕さざるべからず、即ち人口の増加と共に、自然的生産力
に差等ある土地を一齊に耕さざるべからざるに至る可し。事茲に至らば同一地
積の土地と雖も、上田は中田より、中田は又下田より、各其自然的生産力の優秀なる
より、増收穫を得るに至らむ。此の増收穫こそ實に地代なる也。

第四、收穫の漸減

されど一方に於て土地に上中下田の別あるに、他方に於

て人口の増加は免れざるの數なるが故に、茲に增收の必要起り、茲に收穫の差異生じ、茲に地代の發生を見るに至ると速断せば、尙ほ遺漏なき能はざる也。其故如何といふに、假令へ人口増加の勢凄じく、隨て衣食住の料を要すると急なりとするも、萬一土地にして收穫漸減の理に支配せらるゝものならざらむには、上田に對する資本勞力投下の度合を増加するに於て、無限に其收穫を増加し得可く、從て中田下田迄をも耕作するの要無く、從て自然的生産力の差等による收穫の差異を生ずるに至らざる可き筈なれば也。然るに事實は之に反し、土地は收穫漸減の法則に支配せらるゝ者なるが故に、上田のみを選て之に無限に資本勞力を投下するも、其收穫は無限に増加せざる可く、次第に漸減して遂に相對的にも將又絕對的にも増加せざるに至るべければ、人口の増加に伴ふ增收の必要にして止ざらむには、上田に對する資本勞力投下の程度を或る點に止め、其以上の增收の必要は之を中田若くは下田に求めざるべからざるに至るべし。土地の自然的生産力に限りある、この地代發生の一原因たる所以、實に茲に存する也。

斯くて土地には、一方に於て、(一)自然に基く地味の優劣と、(二)自然に基く地位の便否とあるより、土地の自然的生産力に差等を生じ、上田中田下田の別を生ずるに至ると同時に、他方に於て、(三)自然に基く人口の増加と、(四)自然に基く收穫の漸減とあるより、穀價の自然的騰貴を起し、生産費の増加を憂へざるに至るべければ、耕作は最初上田に始り、中田に移り、遂に下田に及ぶべきは、自然の大勢なり。斯くて耕作は其生産費を價ふ限り、次第に下田に及ぶものなるが故に、現に耕作せられつゝある土地中の最下田即ち「耕境」Margin of cultivationにある土地には、毫も剩餘を生ぜざると共に、其以上の土地には、其上等なるに從て多々益々剩餘を生ずべく、而も此の種の剩餘は、之に放下せる資本の結果にも非ず、又之に投下せる勞力の效果にも非ず、一に其土地の自然の地味並に地位の他に比して優勝なる事實に基く自然の結果にして、換言せば其土地の自然的生産力の優秀なるに基く自然の産物に過ぎざるものなれば、是を即ち地代なる也。斯くて地代は一種の「剩餘價值」Surplus value, Mehrwertにして、又穀價の騰貴に伴ふて、新に耕作さるべき最下等の土地(即ち耕境にある土地)の收穫と、夫れ以上の土地の收穫との差額に外ならざれば、一名「差額地」Differential rent, Differenzialrenteとも稱すべしもの也。

以上述べたる所により、吾人は茲に遂に二個の事實を發見するに至る。何ぞや、曰

- 一 地代は穀價の騰貴を起すものにあらざること、
 - 二 地代は次第に騰貴の傾向を有するものなること、
- 是れなり。(一)地代は現に耕作せらるゝ最下田の收穫、即ち耕境にある土地の收穫と、それ以上の土地の收穫との差額に發するものなれば、現に耕境にある土地は即ち地代無きの土地にして、其收穫は漸く生産費を償ふに足るのみなるの土地なる可く、それ以上の土地は生産費以外に剩餘あるが故に地代存するなる可し。されば地代は常に生産費以外に立つものにして、地代は生産費の一部をなさず、又なす能はざるや論無けむ(註百五十二)。斯くて地代は生産費外の剩餘にして、生産費内に含蓄さるゝものに非る以上は、地代は穀價の騰貴を起すものにあらざりして、反對に穀價の騰貴により地代起るものと謂ふ可し。(二)由是觀之、地代の騰貴は穀價の騰貴による可く、穀價の騰貴は需要の増加による可く、需要の増加は人口の増加による可く、而して人口の増加は時代の推移と共に免るべからざるの數なれば、結局

地代は時代の推移と共に次第に其騰貴を見るものと謂ふ可し。

註百五十一

「カカードの地代説中、地代は生産費の一部をなさず、又はなす能はずとの點、從て地代は穀價の騰貴を起すものにあらざとの點に就き、異論を擧ぐむもの、蓋にチュー・ホー、今又、ハキンス(Handb. d. Statist. Bd. IV, S. 882)、シーガー(Beager, Introduction to Economics, ch. XI.) 等ありて、論難攻撃を極む。されど吾人の不敏なる、未だ斯説に服する能はざる所多ければ、茲には之を略しつ。讀者若し此の種の異論を研究せむと欲せば、先づ國家學會雜誌第二十卷第六號、山崎覺次郎氏の「地代は全然生産費に含蓄せられざる乎」と題する一文を讀了したるの後、更に從て前記の諸書を渉覽せらるべし。

されど以上は一般の通則たるに過ぎずして、之に對する例外の場合あることを忘るべからず。例へば交通機關發達して運賃低減するときは、市外の宅地は市内の宅地に對し、遠方の土地は近傍の土地に對し、競争の地位に立つより、市内の宅地又は近傍の土地の獨占的勢力は次第に減少し、從て其地代の下落を招くとある可し。曩きに米國等より廉價なる穀物輸入せらるゝや、歐洲に於ける地代に下落の傾向を呈せるが如き其一適例なりとす。其他、通路の變遷、鐵道の開通等により、舊街道に當る諸市街の人口減少し、從て地代の下落を招くことある可く、又農事の改良に

より收穫の増加を起し、爲めに劣等の土地若くは遠方の田地を耕すの必要生ぜざるより、地代は一時騰貴せざるもありぬ可し。之を要するに地球の面積には限りあれど、人口の増加には限り無ければ、全體として地代は時々刻々騰貴の一方なれども、一部の土地、特種の場合には、却て其反對現象を起すは、看過すべからざる所なりとす。

第二款 リカードの地代説に對する批難

前掲、リカードの地代説出たる後、之に對する批難攻撃の論少からず。今其の主なるものを舉れば第一はケリー Carey 並にバヌチア Bastiat の反對論にして、其要に曰く、凡そ土地は如何なる場合と雖も、常に之に向て年々歳々巨額の資本並に勞力を加へ、其開墾を遂げ、其改良を待て、茲に初て耕作に適し、茲に初て生産力生じ、茲に初て地代現るゝに至るものなれば、地代は實に之に放下せる資本並に勞力に對する報酬にして、之を外にして又他に土地の自然的生産力に基く地代なるものあるべからずと。

されど此説は土地の自然的生産力を無視するの甚しきものにして、採るに足ら

ず。勿論、自然の儘なる土地には生産力少く、之に資本勞力を加ふるに従ひ生産力増加すべきは疑を容れざる所なれども、さりとて一物たりとも創造する能はざる吾人々類に取ては、斯く人力資本及勞力により美化されたる土地にも、尙ほ且つ人力により生ぜざりし天與の土地たる部分存すべきは、已に前第一節に述べたる所の如くなるを思はゞ、如何なる土地にも常に必ず多少の自然的生産力存すべく、其差に基き別に地代なるもの生ずべきは、否定すべからず。人若し之を疑はゞ、地主が毫も資本勞力を加へざるにも拘らず、都會に於ける地代の日に月に暴騰する事實に想到せば、思ひ半に過ぐるものあらば。

ケリーは更に土地の利用は上田に始まり下田に及ぶとのリカードの説に反對し、土地の利用は上田に始まり下田に及ぶものにあらず、反對に、下田に始まり上田に及ぶものなりとて、殖民當初に於ける米國の實例を擧げて曰く、米國に於ける其の地は、古も今と同じく、大河の兩岸一帯の低地にありしかど、當時是等の地は密林鬱蒼として、到る處沼澤多く、健康に適せざりしかば、人々之れが開墾立の勞を避け、事る肥沃ならざるも、開墾に容易に、健康に適せる高地に移住せり。其後人口漸く増

加し、資本漸く豊富なるに及て、次第に高地を下り、低地に就き、之れか開墾に従事せり。由是觀之、上田は却て下田に後れて開墾せられたるの事跡を見ると。されどリカードは土地の優劣を以て單に地味の肥瘠にのみ歸するものにあらず、同時に地位の便否にもよるものと論ぜしかば、ケリーの所謂下田はリカードの所謂上田に當り、ケリーの所謂上田はリカードの所謂下田に當る。土地の利用は常に上田に始まり下田に及ぶは千古不朽の法則にして、ケリーの引證は遂に反證たる能はざる也、(第百五十二)。

註百五十二

後年ロードベッルスも其友人「キルロマン」に與ふる第三の社會的書信「

Die dritten sozialen Briefe an v. Krichman に於て、ケリーの説に左祖し、歐羅巴に於ける古代移住の状況を述べて之を證明せり。されど之れ亦ケリーと同一の誤解に出たるものなるや、更に論ずる迄も無き也。

第三節 地代の利害

地代の利害とは、地代存在の利害をいふにあらず、地代分配の利害をいふ也。地代は到底發生すべき運命を有するものなれども、之を私人の所得に歸せしむべき

か、將た又國家の所得に歸せしむべきか、二者孰れを以て公正なりとなすかを云也。曩に述たるが如く、地代は稀有の場合を除き、一般に騰貴する一方なり。然るに地代の騰貴は、地主が之に資本を投じたるが爲めにも非ず、又之に勞力を加へたるが爲めにも非ず、市街宅地の場合なれば市民の増加、地方耕地の場合なれば穀價の騰貴てふ、全く地主の功績に歸すべからざる四圍の事情により、偶然生ずる剩餘價値たるに過ぎざるもの也。斯くて地主は勞せずして地代を得、而も其高次第増加するが上に、地代の増加に伴ふて、地價も亦騰貴すべければ、其財産は自から増殖し、茲に地主は二重の利得を享くることとなりぬべし。勿論、此の種の現象は獨り土地所得に限るものに非ずして、資本所得即ち利子、勞働所得即ち賃銀、企業所得即ち利潤に就ても亦起るものなれども、特に土地所得に於て其著しきを見る。之れ蓋し土地の獨占性は資本、勞力等の獨占性に比し著しきを以て也。

斯くて地代は土地の獨占性に基て發し、社會の進歩に伴ふて増加するものなれば、何等之が發生並に増加に關係無き地主の所得に歸せしむるは不當なり。されど此の如き不當利得を根絶せむと欲せば、勞ひ之が基たる土地私有の制度を破壊

せざるべからず。於是乎、二種の土地私有制度破壊論起る。

一、共產主義並に社會主義

二、土地單稅論並に土地國有論

是れ也。されど前者は獨り土地のみならず、一切の財産の共有を主張するものにあらざれば(即ち共產主義)則ち資本と合せ共有となさむとするものなれば(即ち社會主義)之が詳論を後章(第三十章、第三節参照)に譲り、茲には専ら土地(地代)に關する學說たる後者に就き詳論を試む。

第一款、土地單稅論

『土地單稅論』は通常單に『單稅說』Single tax theoryとも稱せられ、主として米人ヘンリー・ジョージ Henry (George) (1839-1879) の唱導せる所也。其の大意に曰く、凡そ土地は空氣の如く共有たるべきものなり。萬人等しく生を此上に享くる以上は、萬人等しく空氣に對するが如く、土地に對して同一の使用權を有すべき筈のものなり。今日社會に貧富の差甚しきは此の如き共有たる可き土地の私有を許すを以てなり。土地公有の制度行はれざる限り、社會に罪惡の跡絶へざる可く、社會は到底改

良せられざる可く、貧富の懸隔は遂に其極度に達すべし。されど今直ちに土地を公有にする能はずとすれば、其實を得るに最も容易に且つ最も適當なる方法は、土地單稅法なり。土地單稅法とは、一切の租稅を全廢して獨り地租のみ存し、而も其稅率を次第に引上げて以て遂に地代の全額に等しからしむるに至て止る方法をいふ。斯くせば不當利得たる一切の地代は一切國家(並に市町村)の手に歸す可く、而も地租は地代の全額たるに止て、其以上に昇らざれば、地主が土地改良より得可き價値の増加を奪ふと無く、從て又土地改良の企圖を妨ぐと無けむ。即ち當然個人に歸すべき増加價値即ち人為に生ぜる價値は個人に歸し、當然社會に歸すべき増加價値即ち自然に生ぜる價値は社會に歸すととなるのみ。且つ又之により地租大に増加すべければ、國費並に公費の全額を支辨して餘りある可く、從て地租以外一切の租稅を要せず、之を全廢するに至るべきを以て、徵稅費を減少するのみならず、一切の事業、多數の人々は大に其負擔を免れ、其結果、産業の勃興を促し、社會の幸福を増進せむと、期して俟つを得べしと(Henry George, *Progress and Poverty*, 1879 & 1902, bk. VIII.)

されど吾人は到底此の説に服する能はざるもの也。其故如何といふに、第一土地單稅論者は地代のみを以て社會的產物なるが如くに解すれど、利子も、利潤も、賃銀も、少くとも其一部は同一の意味に於て社會的產物なり。公債を所有するもの、株券を所有するもの若し好景氣に際して値上と受れば、其利益は即ち社會的產物なり。特許權を所有するもの、家屋を所有するもの、若し人口の増加により値上と受れば、其利益は即ち社會的產物なり。之を要するに、今日の如き社會組織に於ては萬物一として直接又は間接に社會の恩澤に浴せざるものある無けむ。されば獨り土地のみに向て租稅を誅求せむとするは、未だ公平の處置に非る也。(第二)且つ夫れ今日如何なる國に於ても、一切の土地に一切地代ありとは稱せられざるのみならず、土地により地代の差異大なる可く、又時運により地代の増減著しかるべし。されば土地々に就き、正確に地代を算定し、公平に地租を割當てむと、言ふべくして行ひ難きや論を俟ず。(第三)更に地代なるものは多く利子、利潤と結合して現はれ、單獨に生ずる場合極めて稀なれば、到底之を捕捉する能はざるのみならず、地主は屢々變更するが故に、地代は常に必ず一人の所得に歸すべしとは限らざるべし。

此點より考ふるも、此説は到底公平に之が實行を期し難きや明けし。斯くて土地單稅論には諸種の缺點あるより、今や經濟學史上の一產物たるに止り、誰しも之に耳を借さず。社會主義者すら尙ほ且つ之を歎ばざるは、不思議にあらざる也。

第二款 土地國有論

『土地國有論』 Land nationalization, Bodenverstaatlichung とは、ハインリッヒ、グッセン Heinrich Gossen、スタム、Stamm、ラッセ、ラッセル Russel、Wallace、ハーバート、スペンサー Herbert Spencer 等の主張する所にして、一切の土地を擧て國有に歸せしめむとするもの也註百五十三。其理由に曰く、生産の要素は土地のみに非ず。されど土地は最も有力なる生産要素なるが上に、又最も著しき獨占財なれば、其價值は人口の増加、資本の増殖等、之を要するに社會の自然の進歩に伴て自然に増加するも、斯くて増加せる價值は全然地代となりて、此増加に何等の貢献なき地主の獨占到歸す。然るに他方を見れば、勞働者といひ、資本家といひ、人口の増加、並に資本の増殖てふ社會の自然の進歩に伴て、競争者増加するより、所得は次第に減少す。此の如くして勞働者の所得(即ち賃銀)は漸く露命を維ぐに止り、資本家の所得(即ち利子)は次

第に抵償するに反し、獨り地主の所得即ち地代のみ益々増加するの勢ある以上、今日社會に於ける富の分配の不公平も茲に發し、富の分配の不公平の増長も亦茲に發するものと謂はざるべからず。之れ決して好良なる社會状態に非ず。而して之が改良を圖るの途は、土地の私有を禁じ、之を國有に化し、依て以て各人をして平等に土地より生ずる利益に浴せしむるにあるべし。而も土地は元來「天與の產物」Free Gift of Nature なるを以て、之を國有となし、之を公有と化するは、復舊のみ。何の不可か之れあらむと。

註百五十三

社會主義者は土地資本與に公有とすべしと唱へ、土地國有論者は資本の私有を禁ぜずして、土地の私有のみ禁ずべしと云ふ。されば土地國有論は社會主義以外に存し、社會主義者にあらずる人々によつて主張せらる。今、是等土地國有論者の主なるものを、其著書と與に左に列記せむ。

Heinrich Gossen, *Entwicklung des menschlichen Fortschritts*, 1854. (Neuer Abdruck 1888); Stamm, *Erlösung der drüben's Menschenheit*, 3. Aufl., 1884; M. Flurscheim, *Der einzige Rettungswey*, 1892; Russel Wallace, *Land Nationalization, its necessity, its aims*, 1892. *Nationalization of Land* 1883; Herbert Spencer, *Social Statics*, 1850; Hertske, *Priland*, 1890; Damaschke, *Die Pfortenreform*, 2. Aufl., 1903.

されど土地國有論の論據は是等の人々の創見に出たるものに非ずして、實は

カードにミルの學說に基く。カードは曰く、Rent is that portion of the produce of the earth which is paid to the landlord for the use of the original and in-structible powers of the soil. 之を以て之を享けて曰く、されば地代の實質は社會の一般的進歩に基き生ずるものにして、之を一私人が占有するとは、即ち unearned increment なり。過去は現に角、將來は之を地主の私有に歸せしめずして、國家の公有に歸せしむべきものなりと (J. B. Mill, *Principles of Political Economy*, book II, ch. 2, § 1.)。土地國有論者は此理論を極端に布折して、將來の増加價值のみならず、過去の増加價值をも合せ國家の公有に歸せしめむといふ也。

されど現今の社會組織に於て、地代獨り社會的產物なりや、土地獨り不當利得を生ずるものなりや。凡そ是等の點に就ては、既に前款に辨明し盡したれば、今之を再びせざるべし。特に土地國有論に對し論難攻撃すべきは、(第一)土地國有の方法なり。國有論者の内には、元來土地は天產物たり、共有物たりしものなるを以て、無償にて之を國家の所有に移すべしと説くものあれども、最初の所有者は兎に角、現在の所有者は皆其土地所有權を有償に得たるものなれば、之を無償にて取上げむとするは、言ふ迄も無く之れ一大暴擧にして、法律上、道徳上、政治上、一大罪惡と評するの外無けむ。(第二)然らば之を買上るととせむか、鐵道國有の例に倣すも、全國全

土を買上るの資金は蓋し莫大なるものにして、斯る莫大なる資金は差し詰め公債に依る外無からむも、到底募集し得るの望無きのみならず、幸に募集し得たりとするも、爲に公債は暴落す可く、利子は激増す可く、全國全土を管理し改良するの費用も更に莫大なるに至るべければ、結局、收支相償せずして、一大損失を被り、國家的破産を見るに至る無しと謂ふべからず。(第三)且つ夫れ土地國有の結果、土地私有權全滅せむには、過去の如き現在の如き土地の改良は到底之を將來に期すべからず。現在に於ても私有地の收穫多きに反し、共有地の屢々荒廢に歸するの事實は之を證明して餘あるものならむ。結局、土地の國有は個人に取ても、社會に取ても、將又國家に於ても、決して有利にあらざるは勿論、土地の國有は言ふ可くして行ひ難きの一大空想なりと評するの外無けむ(註百五十四)。

註百五十四 方今、土地國有論の比較的旺んたるは英米にして、其他の諸國に於ては著しからず。是れ全く土地兼併の實は資本集中の勢の如く甚しからざれば也。英國に於ても此種の議論は一般に小地主又は小作人に歡迎せられず。獨逸に於ても此種の議論無きにあられど、夫は一般の土地國有論に非ずして、主として市街宅地國有論なり。フキッポウツチの言に據れば、獨逸の社會民主黨の如きも、單に土地を

國有とするのみにては、現社會の病源、資本制度たるを根絶する能はざるのみならず、現在の地主に一大利益(土地買上代金たる)を興へて、一般社會に一大損失を被らしむるものとして、一般の土地國有論に反對するの風ありといふ。

第三款、結論

之を要するに、土地單稅論といひ、土地國有論といひ、論者の精神は大に之を諒とするも、實行し難く、強て實行せむには、一害去て一害來るの感無き能はざるもの也。元來、私有財産制度なるものは後にも述ぶるが如く、決して完全なる制度に非ず。さりとして之を共有財産制度に改めむには、利害關係密接ならざるより、改良の事行はれず、進歩の實現はれず、結局、一般社會の發達を阻害すべし。之を以て過去十數世紀間時代の進運に伴ひ、世は次第に共有財産制度より變じて私有財産制度に化したる也。之れ故に今更ら土地の私有を變じて公有となさむとするは、進歩に非ずして退歩なり。されば土地私有の現制は之を此儘に保存し、唯公私利害の衝突甚しき場合には、其部に限り私有權を制限するも可なる可く、一步進て之を公有物に化するも不可なかるべし。其他は一般に土地に對する課税を重くし、機を見て適當なる『土地増價稅』(Wertzuwachssteuer)を起さむには、庶幾くば大に不當利得獨占

の弊を除去するを得じ。

参考文献

Mithoff-Lexis, Art., "Grundrente", in Handw. d. Statistw.
 Philippovich, *Grundriss d. Politischen Oekonomie*, I. Bd 6. Aufl., 1906, s. 306-311.
 Brentano, *Agropydille*, I. s. 63-83.
 Thünen, *Der isolierte Staat*, I. 1826.
 Malthus, *Inquiry into the Nature & Progress of Rent*, 1815.
 Ricardo, *On the Influence of a low Price of Corn on the Profit of States*, 1815.
 Ricardo, *Principles of Political Economy and Taxation*, 1817, chap. 2, 34.
 Clark, *Distribution of Wealth*, 1899, Chs. XIII, XXIII.
 Marshall, *Principles of Economics*, bk. V, chs. VIII-X, bk. VI, ch. IX.
 Pierson, *Principles of Economics*, 1902, part I, ch. II.
 Wieser, *Natural Value*, 1893, bk. III, part 2.
 Seligman, *Principles of Economics*, 1905, pp. 371-391.
 W. Smart, *Distribution*, 1899, ch. XXVI.
 C. W. Macfarlane, *Value and Distribution*, 2. ed. 1900, part II, bk. I.
 A. S. Johnson, *Rent in Modern Economic Theory*.

第二十四章 利子

第一節 利子の意義

『利子』又は『利息』Interest, Zinsとは、資本より生ずる所得即ち『資本所得』Kapital-einkommenにして、詳言すれば、資本の使用により得る所の所得をいふ。次に一定期間通常一箇年又は一箇月に得る所の利子の資本に對する割合を百分率にて現すと、之を『利子歩合』又は『利率』Rate of interest, Zinssatzと稱す。之によつて類を異にせる各資本の收利力を比較對照し得可し。

斯くて利子は資本の使用に發する所得なるが、資本は自用に供す可く、又他用に供す可し。此結果、利子は二種に大別せらる。

- 一 原生利子 Ursprünglicher Zins
- 二 副生利子 Ausbedungener Zins

即ち是れ也。『原生利子』とは、自から資本を運用するより得る所の利子にして、

生利子』とは他人に資本の使用を委ねるより得る所の利子なり。之を以て原生利子は純然たる利子即ち資本所得の外に利潤(即ち企業所得)をも含むものなれども副生利子は常に純然たる利子のみより成るものと謂ふ可し。而して副生利子は又別れて二種となる可し。

一、貸付利子 Darlehenszins

二、貸貸利子 Mietzins

即ち是れ也。『貸付利子』とは流動資本の使用權を他人に許すより得る所の報酬なり。貸金の利子即ち金利の如き之に當る。『貸貸利子』とは固定資本の使用權を他人に許すより得る所の報酬なり。家屋工場の家賃機械器具の損料の如き之に當る。次に貸付利子は更に別れて二種となる可し。

一、貨物利子 Naturaldarlehenszins

二、貸金利子 Gelddarlehenszins

即ち是れ也。『貨物利子』とは原料燃料の如き消耗品の貸付より生ずる利子にして『貸金利子』とは貨幣の貸付より生ずる利子なり。故に後者は一名『金利』Gold-

zinsとも稱せらる。

由是觀之、利子は獨り金利のみにあらず、金利以外に幾多の利子存するもの也。然るに世人動もすれば資本と貨幣とを混同するより引いて利子と金利とを混同するの虞れあり。勿論貨幣は多く資本の一部を構成するに至るものなれども、資本は獨り貨幣のみより成るものにはあらずして、土地、家屋、機械、器具、原料、食料等、之を要するに、固定資本並に流動資本より成るものなれば、從て利子も亦金利のみよ●成るとは考ふべからず。されど又翻て考ふるに、昔日はイザ知らず、今日の如き貨幣經濟の最も發達せる時代に於ては、貨幣は資本中最も有力なるものなるが上、貨幣以外の各種の資本も亦多く貨幣價額に見積られ、從て各種の利子も亦多く之に基いて算定せられ、貨幣價額にて現るゝが故に、結局、貸金利子即ち金利こそ利子中の最重要なるものと成りぬ可し。

斯くて貸金利子即ち金利こそ、利子中の主要なるものなるが、之にも又更に二種の小別あるべし。何ぞや、曰く

一、契約利子 Vertragzins

二、法定利子 Gesetzlicher Zins.

即ち是れ也註百五十五。『契約利子』とは『法律行為による利子』とも稱すべきものにして、當事者間即ち貸主と借主の自由契約に基き生ずる利子をいふ。『法定利子』とは『法律の規定による利子』とも稱すべきものにして、法律の規定に基き生ずる利子をいふ。前者は普通の利子にして、後者は例へば債務者が債務不履行の場合に損害賠償として債権者に支拂ふ可き『延滞利子』 Verzugszins (民法第四百十九條)の如き、債権者が債務の不履行に因る契約の解除を爲したる場合に於て其債權の一部に付き代理辨済を爲したる者に支拂ふ可き利子(民法第五百二條二項の如きをいふ(註百五十六)。而して契約利子は利息制限法の範圍内に於て、隨意に其利率を定め得可し。之を『契約利率』 Vertragssinnsatzとす。法定利子は原則として法律の規定による利率に従ふ。之を『法定利率』 Gesetzlicher Zinssatzと名く(註百五十七)。次に法定利率に關する法律の規定を見るに、獨逸は之を民事に就て年四分(民法第二百四十六條)商事に就て年五分(商法第三百五十二條)と定め、我國は民事に就て年五分(民法第四百四條)商事に就て年六分(商法第二百七十六條)と定む。勿論、

雖も常に其國其時代の市場一般の利率を標準として定むるものなれば、契約利率との間に大差無るべく、又あらしむべからず。

註百五十五

獨逸民法は金銀債務に限り、法定利子の適用を認め、我民法は此の種の制限を設けず、總て利子を生じ得可き債務に之を適用すと定む。されば法制の如何により、法定利子と契約利子との區別は、唯獨り貸金利子に於てのみ生ずるとは云ひ難きも、主として之に關する區別たることを論無ければ、茲には單に貸金利子の區別として掲げたる也。

註百五十六

法定利子に關する我國民法中の事例を知らむと欲せば、前掲民法第四百十九條、同第五百二條第二項の外、更に民法第四百四十二條、同第五百四十五條第二項、同第五百七十五條第二項、同第六百十七條、同第六百五十條第一項、同第六百六十九條、同第六百九十一條第一項、同第七百四條、同第九百二十九條第二項、同第九百四十條、並に商法第二百七十五條、同第二百九十五條を參照す可し。

註百五十七

世人在々契約利子と契約利率、法定利子と法定利率とな混同し、若くは契約利子は常に契約利率によつて定り、法定利子は常に法定利率によつて定ると速断すれども、共に是れ誤解なり。勿論、契約利子と法定利子、契約利率と法定利率とは、共に等しく利子若くは利率發生の原因に基く區別なれども、前二者と後二者との間には利子と利率との區別あるを忘るべからず。從て又法定利子も時に契約利率によつて算定せらるゝことある可く(延滞利子の如き)、契約利子も亦時に法

定利率によつて算定せらるゝとある可し利率に關し別段の意思表示無き場合の如し。

第二節 利子の起因

利子とは何ぞや、又利子には如何なる種別ありや。是等の二點に就ては、前節述ぶる所略ぼ其要を盡すなるべし。されど斯る利子なるものは、元と是れ正當なる所得なりや、正當なる所得なりとせば其正當なる所以如何。是等の二點に就ては、利子の起因を研究するに於て自から明かなる可し。

然るに利子の起因に就ては、古往今來、學者間に頗る異説多し。之を以て吾人は先づ其内主なる異説を列舉し、説明し、批評し、以て吾人の信ずる所を明にせむとを期す。利子の起因に關する主なる異説は左の如し。

- 一、奪利説、
- 二、制慾説、
- 三、勞力説、

四、生産力説、

五、時差説、

第一款 奪利説

『奪利説』Ansbetungstheorieとは、カール・マルクス、カール・ロートベルツ等社會主義者の主張する所にして、利子は資本家が勞働者の利益を掠奪するより生ずるものなりと説くもの也。今其理由とする所を聞くに、曰く、元來生産の要素は土地、資本、勞力の三者に非ずして勞力の一者のみ（上卷第九章第四節第四款、社會主義の生産要素説、參照）。従て生産の結果、生産費以上に生じたる剩餘價值は一に勞力の結果にして、勞働者こそ獨り此の剩餘價值の全部を收得すべきものなり。然るに實際此のこと行はれざるは、私有財産制の結果、富者起り貧者生じ、富者は即ち資本家となりて強に、貧者は即ち勞働者となりて弱なるが故に、富強者即ち資本家は貧弱者即ち勞働者の困窮に乗じて之を壓迫し、其勞力の成果たる生産物の大部分を横奪し、之を利子と唱へ、剩す所の一小部分を與へて、之を賃銀と稱するに至るなり。之れ故に今日利子と稱せらるゝものは、其實勞働者の所得を横奪するより生ずる

不正の大塊のみと。

由是觀之、此の種の議論の正否の別るゝ所は、一に全く資本は生産の要素に非ざるや否やに歸着す。然るに資本は土地並に勞力と共に生産上缺くべからざる要素なるとは、已に第九章、第三百十九頁乃至三百二十四頁に於て詳論したりたれば、今之を再するに及ばざるべし。されど假りに一步を譲り、生産の要素は獨り勞力のみにして、從て生産の結果は全部勞力の結果なりとするも、其勞力の内には、勞働者の肉體的勞力もあれば、企業家、機械發明者の精神的勞力もあるべく、現在の勞働者の勞力もあれば、過去の勞働者の勞力もあるべければ、資本家の收むる利子を以て一に現在の勞働者の利益の一部を横奪せるものより成るとは解する能はざる可し。

第二款 制慾説

『制慾説』 Abstinence-theorie は、其源をアダムスミス及びリカードに發し、主としてセニオル、パスチャの唱導する所たり。其大要に曰く、凡そ資本は財の貯蓄の結果に過ぎざるものなれば、之を貯蓄せずして直に消費せむには、樂を享くべき筈なり。

然るに斯る眼前の慾念を制して、將來の生産の用に供し、若くは供せむとするより、茲に資本を生ずる譯なれば、利子は此の如き制慾に對する報酬に外ならずと。

されど此の説は資本の起因と利子の起因とを混同するものに非ざれば、則ち資本の起因の内に利子の起因を求めむとするものなり。寔に論者の説の如く、制慾は資本を生ずるの基なれども、斯くて生ぜる資本は又必ず利子を生ずべしとは云ひ難し。若し之れありと云はゞ、無利子の貸金は如何にして之を説明せむとするか。人若し虚心平氣に貸借の場合を熟考せば、後日借主の元金以外に利子として餘分の支拂をなすは、貸主の制慾を多とし、之に酬むが爲めなるが如き、道義的觀念の發作に基くものにあらざるを發見せむ。之を要するに、制慾説たる、貯蓄は美德なり、資本は克己の結果なり、此美德を獎勵せむが爲に、若干の賞與を其人に附與せざる可からず、此賞與こそ即ち利子なりといふものなれば、此説は利子の正當なる所以を倫理上より説明せるものとして、或は可らむも、利子の由て生ずる所以を經濟上より説明せるものとしては、未だ盡さざるの恨あるべし。

第三款 勞力説

第二十四章 利子

『勞力説』Arbeitsstheorieとは資本は勞力の結果として得らるゝものなれば、利子は此の勞力の報酬なりと説くものなり。されど其内に三種ありて、多少其論據を異にす。第一説は英吉利學者殊にゼームス・ミルズ James Mill、マカロック Mac Cullochの説く所にして、元來、資本(機械器具等の如き)は勞力の結果に過ぎざれば、之を利用して生産に従事する場合には、前に費したる勞力に對する報酬を生ぜざるべからず、之れ即ち利子なりといふ。第二説は佛蘭西學者殊にコーヴェー Canvesの説く所にして、資本は貯蓄の結果なり、而して貯蓄は一種の勞力に外かならざれば、利子は此の『貯蓄の勞力』に對する報酬として生ずるものなりといふ。第三説は其源をロドベルツに發し、從て獨逸學者殊にワグネル、シェフラー Schaffle 等の説く所にして、資本は之を使用するの途如何により、或は有利なる可く、或は無利なる可く、或は其利大に、或は其利小なる可し。而して其途を決定するの大任に當るものは、今日の經濟組織にては即ち資本家にして、社會主義の國家に於ては官吏なり。利子は即ち此の勞に報ゆるの報酬なりといふ。第三説は資本家と企業家とを混同せるものにして採るに足らず。又第一説第二説の如きも『制慾』に代ふるに『勞力』又

は『貯蓄の勞力』なる文字を以てせる外、少しも制慾説に異なるなきものなれば、制慾説と同一の批難を免れざるもの也。

第四款 生産力説

『生産力説』Produktivitätstheorie は其初めセイに出て、獨逸に傳つてシェーン Schön、リーデル Riedel、ロッシェル、クラインゲヒテル等之を奉じ、伊太利に傳つてスシアロヤ Soialoja 之を唱へたれども、近時米國にクラーク John B. Clark 出るや、多大の研究を重ね、多大の修正を試み、遂に其面目を一新せる觀あるもの也。其大要に曰く、凡そ資本に利子を生ずるは、資本が生産上有用なるが爲めなり。而して資本が生産上有用なるは、資本が常に生産力を有するが爲めなり。然らば何故に資本は生産力を有するものなりと稱すべきやといふに、夫は生産を行ふに當り、資本を投下すれば、之を投下せざる場合よりも、多くの收穫を得可きは勿論、其投下の量多きに從て收穫の量も亦多く、而も收穫の量は投下の量よりも更に多きを以て也。人若し之を疑はば、粗放的農業と集約的農業との收穫を比較し、手工業と機械工業との産額を比較し、小商店と大商店との収益を比較するに於て、思ひ半に過ぐるものあらむ。

況んや資本の助力により不可能なる事業も可能となり、資本の増加により無利の事業も有利の事業と化するの例、世間甚だ少からざるに於てをや。斯くて資本は生産を可能ならしめ、生産を有利ならしめ、其結果は爲めに要せし資本を償ふて餘りあるを以て、資本は生産力を有すと稱す可く、利子は全く此の生産力に發し、此の剩餘に成るもの也と (Clark, *Distribution of Wealth*, 1889. ch. IX.)

斯くて此説は資本は生産力を有するが故に、生産の結果、價值増加し、價值増加するが故に、増加せる價值は利子として現るといふにあるが如くなれど、何故に増加せる價值即ち剩餘價值が直ちに利子と化するやの理由に至ては、説明未だ完からず。且つ夫れ剩餘價值は、生産以後に生じ、利子は生産以前に定る。生産以後に生ずるものを以て、生産以前に定るもの原因となすは、本末を顛倒せるものと謂はざるべからず。假りに一步を譲り、利子は即ち剩餘價值にして、剩餘價值は即ち資本の生産力に發すとすも、然らば同一の資本は同一の生産力を有するが故に常に同一の利子を得と断定せざるべからず。然るに同國、同時、同所、同額の同一資本にして、同一利子ならざる場合あるは如何。又資本は生産力を有し、生産力を有す

るが故に利子生ずとせば、資本増加するに従て生産力も亦増加し、利子も亦増加すべき善なるに、實際に於ては然らず。資本増加するに従て利子は反て減少するは如何。所詮、生産力説は利子の起因を説明する能はざるもの也註百五十八。

註百五十八

るときより、多くの結果を生ずといふに反して、近時マット、コンラード Otto Conrad は獨逸の「經濟學及び統計學年報」(千九百八年三月號)に於て生産力説の一分派とも見る可き一新説を掲げて曰く、「資本を投ずるときは、同じ結果を得るに少き生産費を要す。資本の効力は結果の増大にあらざして、生産費の節約にあり。而して此の如き効力ある資本を得て、其恩恵に浴せむと希望する者多數にして、其供給は需要に應ずるに足らざるが故に、茲に利子生ずる也」と。斯くて供給少き資本を所有する者は、自から獨占の地位にあるを以て、コンラードは之に重きを置き、自説を名けて「獨占説 Monopoltheorie」と云へり。然れども此の説は決して新説に非ず、十九世紀の初頭に於て、生産力説の主唱者ラダーテール Landeulle は既に左の如く言へり。「資本を投じて行ふ生産が有利なるは、資本が勞力を省くか、又は人の勞力にては成し難き事柄を成し得る場合に外ならず」と(國民經濟雜誌、第四卷第六號、資本論、夫、「利子存在の理由に關する學説に就て」)。

は、生産の結果を増加すとの『積極的生産力説』にして、他は資本を生産に使用するとき、生産費を節約すとの『消極的生産力説』なり。而も利子は常に此の如き資本の生産力に基き發すといふに至ては、二者與に一なりと謂ふ可し。されど吾人の見る所を以てすれば、資本の効力は或は積極的なるものとあるべく、或は消極的なることある可く、効力の異なるは資本の種類異なるによるなる可し。而も資本の生産力は積極的たると消極的たるとを問はず、孰れも唯單に一個の事實たるに止り、此の事實が何故に利子を生むの母となり得るやを説明するに於て、兩説與に未だしと謂ふ可し。

利子の起因に關し、更に一説あり、『有用説』Nutznugstheorieと名く。此説は生産力説と同じく其源をセイに發し、クニース、マンゲル、ミットホーフ之を承け、其後ラヘル、メル並にメンゲルにより大に修正せられたるものなり。されど生産力と起源を同一にするが故に、其論旨に於ても大同小異なるを免れず。即ち生産力説は資本は生産力を有し、生産力を有するが故に價值を増加し、斯くて増加されたる價值は即ち利子なりと説くに對し、有用説は資本は元來價值を有するものなる上に、此價值ある資本を使用せば、更に別に其使用に附隨の價值生ずべし、之れ即ち利子なりと説くのみ。生産力と限らずして、廣く使用の價值と言へるのみ。何故に資本には固有の價值以外に更に使用の價值存するやを説明せざる以上は、生産力説と同じく、未だ信ずるに足らざるもの也。

第五款 時差説

『時差説』Zeitdifferenztheorieとは初めセルニシ、Cernuschiが其著 *Mécanique de l'économie*, Paris, 1865 に論ぜし所なれど、之が組織的説明を試みたる功はヘームバーヴェルク *Böhm-Bawerk* に歸せざるを得ざる也。其説に曰く、凡そ同種の財にも、今直ちに消費し得可き位置にある財と、後日にあらざれば消費し得ざるべき位置にある財との別ありぬべし。前者は之を『現在財』(Gegenwartsgüter)と名くべく、後者は之を『未來財』(Zukunftsgüter)と稱すべし。而して通常現在財に認む價值即ち『現在價值』(Gegenwartswert)は大にして、未來財に認むる價值即ち『未來價值』(Zukunftswert)は小なるべく、其の間の時間の差の大なるに従て、其の間の價值の差も亦大なる可し。今、一二の事例を擧げて之を證せむに、鐵道會社が外債を募集せる場合に、手取百圓に付き九十圓なれば、現在九十萬圓を受取るに拘らず、未來に百萬圓を支拂はざるべからざるが如き、石油會社が石油を賣却する場合に、三箇月目拂ならば定價の五分引、二箇月目拂ならば定價の一割引、一箇月目拂ならば定價の一割五分引、若し又現金拂ならば定價の二割引を肯ずるが如き、與に是れ現在財の未來財より價值大なる

を示すと同時に、其の間の時間の差の大なるに従て、其の間の価値の差も亦大なるを示すものなり。然らば何故に現在財と未來財との間に価値の相違を生ずるやといふに、夫は

第一、財の性質上貯蓄し得可きものなる以上は、現在財は現在の需要に供するを得可く、又未來の需要に供するを得可きに反し、未來財は唯獨り未來の需要に供し得可きのみなれば、現在財は未來財より価値多きこと、

第二、未來を慮り、未來を待つ難きは人情の常なるが上に、勿論、前途を慮るの精神は賢愚老幼の別により厚薄の差はあれど、人生は朝露の如くなるを以て、誰しも、現在財を重じ、未來財を輕ずること、

第三、現在財は現在直ちに生産の用に供し得可きに反し、未來財は未來にあらざれば生産の用に供するを得ざるべきに、通常生産は時日の経過と與に其結果も亦増加すべきものなれば、技術上に於ても現在財は未來財より效用大なること、

の三原因に歸するなり。斯くて現在財と未來財との間に「時の差」Zeitdifferenzある

より「價值の差」Differenzialwertを生ず。此の價值の差こそ未來財たる資本の利子とはなるなりと Böhm-Bawerk, *Kapital und Kapitalzins*, II. 2. Aufl., 1902, S. 248-299。而して吾人は實に此の説に賛成するもの也。

ペームパーツェルクの時差説出たる後、之に對する反駁説亦少からず。其内、有力なるものは曰く、現在財は未來財より價值大なりと云ふも、反對に未來財が却て現在財より價值大なる場合あるを如何せむと。然り、外套は夏より冬に於て價值多く、石炭は六月より十二月に價值多く、結局、吾人は適當なる時期に適當なる財を欲するが故に、未來財よりも現在財を欲することあると同時に、又現在財よりも未來財を欲することあるべし。されど試に思へ、煙草を好む人は煙草を好まざる人より少けれど、さりとて煙草は價值無しと云ふ能はざる可く、吾人は阿片を欲せず、されど之に由て貨幣を得るなる可く、社會の一部に入用にして社會の一部に不用なるものも尙ほ且つ價值存す可し。之と同一の理により、未來財を欲する人もあれど、^{多し}現在財を欲する人多ければ、通常現在財は未來財に比し價值多く價值多きが故に利子生ずと斷ずるを得可けむ。若し又現在財を欲するものと、未來財を欲す

るものと、其分量に於ても、將又其程度に於ても、全く同一なるときは、利子は發生する能はずと言はむのみ。現在財を與へて未來財を得るの約に基き利子を得るは、之れ即ち未來財の供給に比し現在財の需要多きを證するものにあらずして何ぞ。之を要するに、人により未來財を喜ぶものあり、財により現在財多きものあり、時により現在財の供給は未來財の需要を超過する場合ある可し。之れあるが故に現に世に無利子の貸借ある可く、又現に世に利子無き資本生ずるなり。されど是等の例外の場合あればとて、既に利子ある場合には、其利子ある所以を以て現在財が未來財に比し價值多きに歸するを妨げざる也。

第三節 利子の決定

前節に述たるが如く、通常現在財は未來財に比し價值大なるものなるが故に、價值大なる現在財を與へて、價值小なる未來財を受くるに當ては、其間の價值の差額は利子として現はる可し。之れを以て一面より見れば、利子は現在財たる資本の使用の代價とも稱すべく、從て又利子は一般の物價と同様に、現在財たる資本に對

する需要供給の關係に定るものと謂ふを得可し。即ち現在財(即ち資本)に對する供給に比し需要多きに從て、未來財との間の價值の差額多ければ、利子益々騰貴す可く、現在財(即ち資本)に對する供給に比し需要少きに從て、未來財との間の價值の差額少ければ、利子下落す可し。然らば現在財即ち資本に對する需要供給は如何にして定るものなりやといふに、之れ亦物價の場合と同様に、各々三種の原因の如何によつて定るものなり。即ち

需要の高を決定する原因、

第一、借手の資本に認むる價值の多少、

第二、借手の支拂能力の大小、

第三、借手の競争の有無強弱、

供給の高を決定する原因、

第一、貸手の資本に認むる價值の多少、

第二、放資の安危、

第三、貸手の競争の有無強弱、

是れ也。先づ需要の高を決定する諸原因より説明せむ。

第一、借手の資本に認むる価値の多少、凡そ借手が資本に對して需要を起すは、之に對して価値を認むれば也。価値を認めざれば需要起らず、価値少ければ需要亦少く、価値多ければ需要亦多し。されば借手の資本に認むる価値の多少こそ、先づ第一に資本に對する需要の大小を決定するものと謂ふ可し。而して借手の資本に對して認むる価値に多少の別を生ずるは、(一)資本の性質にもよるべけれど、又(二)借手の性質並に境遇にもよる可し。例令ば與に等しく千圓の資本なるも、其之に對する借手の商人なると非商人なると、又與に等しく商人なるも、資本に窮せる場合と然らざる場合とにより、之に對して認むる価値に多少の別を生ずるが如し。

第二、借手の支拂能力の大小、元來、資本に對する需要とは、唯單に資本を欲することを意味するに非ず。若し然らむには常に社會に資本に對する無限の需要ありと稱せざるべからず。されば經濟學上資本に對する需要とは

一、資本を欲すること、

の外に、更に

二、借りたる資本を償還し得る能力を有し、若くは有する者と見做されたと、の二要件を具備するに於て、初て成立するもの也。而して此の如き借りたる資本を償還し得る能力を稱して「支拂能力」Zahlungsfähigkeitと名く。之を以て借手の支拂能力の大小如何は、第二に資本に對する需要の高を決定するものと謂はざるべからず。而して借手の支拂能力の大小如何は、第一に財産の多寡による可く、第二に收穫の大小による可し。之れ蓋し資本の元利支拂は一時は財産の支出に仰ぐを得べけれど、永久には、其資本を放下せる事業の收穫に依ざるべからざれば也。

第三、借手の競争の有無強弱、最後に資本に對する需要は借手の有無に應じて有無となる可く、借手の競争の強弱に應じて増減す可し。されば借手の競争の有無強弱は、第三に資本に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。而して借手の競争の有無強弱は、第一に人口の多少による可く、第二に企業心の大小による可く、第三に國富の程度による可く、第四に其分配の如何による可く、第五に交通の便否による可く、第六に市場の盛衰による可し。

之れにて資本に對する需要の高を決定する三原因を知り得たれば、次に資本に對する供給の高を決定する三原因を説明せむ。

第一、貸手の資本に認むる價值の多少、貸手の資本に認むる價值の多少は、借手の資本に認むる價值の多少と同一の原因によつて定るものなるが、貸手は貸付により斯くて認むる價值を失ふものなれば、失ふ價值大なりと認むるときは供給減すべく、失ふ價值小なりと認むるときは供給増加すべきは、更に疑を容れざる所なり。されば貸手の資本に認むる價值の多少こそ、第一に資本に對する供給の高を決定するものと謂ふを得可し。

第二、放資の安危、今日市場に於て資本の需要に對し供給起る所以のものは、放資によつて利益を博せむが爲めなるに外ならず。而して放資により利益を博するは、後日元利共に無事に償還せらるゝ場合に限る。されば放資安全なるに於ては資本の供給増加し、放資不安全なるに於ては資本の供給減少す。即ち放資の安危こそ、第二に資本に對する供給の高を決定するものと謂ふ可し。然らば放資の安危の別るゝ所、那邊に存するやといふに、借手の信用の大小其一なり。擔保

の有無良否其二なり。期限の長短其三なり。事業の性質其四なり。法制の完否其五なり。時勢の緩急其六なりと謂ふ可し。

第三、貸手の競争の有無強弱、借手の競争の有無強弱は、資本に對する需要の高を決定するものなると同様に、貸手の競争の有無強弱は、第三に資本に對する供給の高を決定するものなるは、更に説明を要せざるべし。而して貸手の競争の有無強弱は、借手の競争の有無強弱と略ほ同様に、第一、人口の多少、第二、國富の程度、第三、分配の如何、第四、交通の便否による外、更に特に第五に國民の貯蓄心の大小、從て生ずる一國社會の資本の分量如何と、第六に一國の金融機關の完否、從て生ずる一國社會の資本の流通力如何とに由ると多し。

斯くて一方に需要の高定り、他方に供給の高定る。需要にして供給を超過すれば、是れ即ち金融逼迫と稱へて、利子は次第に騰貴す可く、之に反し供給にして需要を超過すれば、是れ即ち金融緩漫と稱して、利子は次第に下落すべし。斯くて今日一般市場の利子は、一に全く資本に對する需要供給の關係如何により決定するものなるが、利子も亦物價と同じく此の如き經濟的原因より定る外、又時に習慣、慣例、

人情、風俗等の如き、非經濟的原因により、左右せらるゝとあるを忘るべからず。

第四節 利子の制限

斯くて利子は通常資本に對する需要供給の關係に定るものなれども、需要供給の關係に定る利子即ち契約利子は常に必ず公正利子なりや否や。其之れありとなすは、需要者たる借手と供給者たる貸手との社會上の地位常に對等にして優劣の別無く、從て又強弱の差無きを前提とするものなれども、事實は然らずして貸手は多く強者の地位に立ち、借手は多く弱者の地位にあるより、強者は弱者を壓して往々不當の利子を要求し、不正の利子を強求す。而も此の種のことたる、未開の國、未開の時代に多ければ、昔より各國を通じて利子に對する非難の聲高く、其極屢々利子に對する禁止令又は制限令を見るに至りしは、怪むに足らざる也。

第一款 西洋に於ける利息制限法

先づ一般に利子に關する思想、從て生ずる利子に對する法制の變遷の概要を紹介せむに、往古は孰れの國に於ても、營利は申すに及ばず、生産のとすら盛ならざり

しかば、人々の借金するは、以て利益を生ずべき生産の用に供せむが爲めには、あらず、多くは一時當面の急迫を免れんが爲めなりしを以て、借りたる金より利益の生ずべき場合少きに、動もすれば貸手が借手の急迫に乗じて暴利を貪るの狀ありしより、一般に利子を以て不當なるものなりとの觀念を懷き、アリストートルすら貨幣は貨幣を生むものに非ずと唱へ、殊に中世の歐洲諸國に於ては、耶蘇教の經典中に利子禁止の章句註曰五十八ありしを以て、耶蘇教の傳播と共に一般に利子禁止の教を奉ぜり。然るに其後商工業起り、營利の目的を以て資本を借入る者漸く多きを如ふるに至りたれば、實際に於て借手は利子を支拂ふに苦まず、又貸手は資本を自から利用せずして他人に利用せしむるが爲に、元來得可き等の利益を得ざるに對する報酬を享く可きものなりと觀念生じ、學說先づ變じて、法制之に従ひ、各國與に次第に利子禁止の法令を解たれども、未だ全く跡を絶つに至らざりき。されど時勢の進運は益々商工業の發達を促し、商工業の發達は益々資本の需要を増加し、資本の需要は益々資本の供給を増加し、其結果、一方に於て借金は常に營利の目的に出るを原則とするに至れると同時に、他方に於ては資本家も亦法外なる利子

を貪らざるに至りしかば、内外合せ以て、茲に利子は學說並に法制に於て全然是認せらるゝに至れるのみならず、利率の如きも一に全く當事者間の自由契約に放任せらるゝに至りぬ。於是乎、歐洲諸國に久しく存せし、利息制限法 [Tury Law, Wucher-Gesetzgebung] の如きも、多くは十九世紀の中葉に至て廢棄せられたり。即ち英吉利は千八百五十四年、丁抹は千八百五十五年、西班牙、和蘭、那威、サルヂニヤは千八百五十七年、白耳義、奧太利、普魯西、獨逸は千八百六十五年より六十七年に至るの間に於て、孰れも其跡を絶つに至れり。唯夫れ質屋業の利子に至ては、今尚ほ之を制限するもの少からざるを見る。

註百五十八 「汝の兄弟より利息を取るべからず。即ち金の利息、食物の利息など、凡て利息を生すべき物の利息を取るべからず」(舊約全書、申命記、第二十三章)。

第二款 日本に於ける利息制限法

翻て我國を見るに、我國に於ても亦古來より利子に關する法制の頗る嚴密なるものあるを見る。註百五十九。されど其效力に至ては十分に信を措くに足らず。明治維新以後に至り、民法は利子自由の原則を認め、之に關して何等の制限を加へ

ざるも、民法制定前、即ち明治十年九月布告第六十六號を以て發布されたる「利息制限法」は、今尚ほ行はるゝが故に、金錢貸借上の契約利率は、之によつて一定の制限を受く。即ち元金百圓以下は一箇年に付き百分の二十、百圓以上千圓以下は百分の十五、千圓以上は百分の十二を超ゆるを得ず。されど今日世上に高利貸の蔓るを見れば、口錢、手数料等諸種の名義を設けて、制限以上の高利を貪るもの多きは、疑を容れざる也。

註百五十九 今、橋井時冬著、「日本商業史」並に「日本社會事業」により、我國古來の貸借並に利子に關する法制の概要を左に摘録して以て、讀者の參考に供せむ。

王朝時代。我國に於ても上古既に早く貸借のも行はれ、利子に關しても亦諸種の制限令發布せられたるが如し。持統天皇の時、詔して曰く、凡そ負債者乙酉年より以前のものは利を收むるなかれ、若し既に身を役したるものは利を役すを得ずと。之れ最古の利息令なりとす。元明天皇和銅年間、私稻出舉(私稻出舉とは私有の稻を貸して利息を取り舉ぐることに關しては半利、半倍のこと)に過ぐまことを得ざる旨令し給ひしが、聖武天皇天平九年に至り、遂に之を禁斷し給ふに平れり、王朝時代に於ては、孝謙天皇天平寶子二年と桓武天皇延暦十八年の二度のみ此の禁を解く。こは王臣等私稻を貯蓄し、百姓に出舉して利を求るより、無智の愚民

後害を顧みず、妄に私稻を借入れ、遂に貧困に逼り、父子兄弟流離するに至れるが故なり。文武天皇四年六月、大寶令を定む。中に曰く、凡そ貸借一切自由なり。只官人は所部の人より借ることを禁じ、又僧尼は私財を出して人に貸し與へ、利子を收むることを禁ず。公私財物を以て出舉するものは、私契(自由契約のこと)に任せて官司を經ず。六十日毎に利を取り、八分の一を過ぐるを得ず。四百八十日を過ぐるも尙ほ一倍を過ぐることを得ず。家資盡るものは、身を役して償はしむ。利を過して本(即ち重利のこと)となすべからず。若し法に違て利を貸め、或は契外に欺奪し、及び出息の債にあらざるものは官に於て之を處分す。稻を以て出舉せば一年を以て限りとすべし。私契を以て利を取ること制限に過ぐるものは、私告人に任せ、利物並に私告人に賞す。借物焼亡するも所謂水火損敗にて辨償の責に任ぜず。強盜に奪取せられしときも亦同じ。竊盜に遭て借物を失ふときは其責に任すべし。借物を棄毀せば官私を論せず、一時の誤に出るも辨償すべし。借用の牛馬理を以て死したるの證據分明なるときは償ふの責なし。物を還す時に至て其償借りし時に比し昇低あるも、尙ほ借りし時の價に依るべし。券契(借用書文のこと)に載する所、若し一時の誤過に出たるときは、其文を執て證とすることを得ず。負債人逃避し、若くは身死するも、保人(即ち保證人のこと)に於て代償すべし。情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし云々と。其後嵯峨天皇弘仁年間に至り、法制に違ひ過多の利を食るもの多く出でしかば、公私出舉の錢一年を限り半倍の利

を收め、年紀を積むと雖も過貸することを得ざらしめ、若し犯すものあらば違教罪を科し、私告するものには贖を以て賞せしめらる。

鎌倉時代。 此時代に於ける貸借並に利子に關する法制は大體前時代と異なるなし。即ち後鳥羽天皇建久四年、敕して曰く、利分は弘仁十年の條に倣り每六十日に利を取ること八分の一に過るを得ず、四百八十日を過るといへども、一倍を過くべからずと、法曹主要抄。後堀河天皇嘉祿二年敕して曰く、利錢出舉は一年を限り半倍の利とし、縦ひ年紀を積むも増加するを許さず、又券契に制限外の利子を記載すると一切無効たるべしと。典に弘仁の法制に據るもの也。然るに伏見天皇永仁三年庶民饑害を顧みず、盛に錢貨を借入るゝの風を生ぜしかば、富者益々富を重れ、貧者は愈々貧に陥るの状あるを以て、遂に利錢出舉に關しては縦ひ辨償せざる旨断申するも、一切成敗に及ばずと令せり。されど貸借のと衰へず、當時民間の利率は百文に付き月五文乃至八文の間にありしか如し。

室町時代。 足利氏は貸借年限を二十年と定め、十年に至るものは一倍を以て辨償せしめ、十年以後は三倍を以て札返せしむ。又期限を超過したる後、催促三度に及ぶも承引せざるものは、政所に訴申せしめ、本利返辨の外、過怠分として十分の一を支拂はしむ。又本人沈淪したるときは、請人に於て辨償せしめ、又借書紛失二年以前の分は札明に由なしと定めたり(建武以來式目追加)。此外、當時諸國の守護各々法令を異にし、歸一する所無し。然るに此時に當て徳政のこと屢々行はれた

るは注意すべき事件なり。元と王朝時代に於ける徳政は仁政を意味し、天下一代に一度徳政を行ひて民を賑恤し給ひしが、鎌倉時代の中頃より徳政は變じて暴政となり、一令の下に民事上の貸借を一切無効たらしむることとなりぬ。殊に室町時代に至て甚しく、將軍義政の如きは、一代に十三度之を行ひ、獨り一切の貸借を一切無効たらしむるのみならず、社會の秩序は舉て破壊せられ、文明年中士民徳政を唱へて東寺を焼き、延徳年中暴黨徳政と號して北野神社を焼き、貝を吹き鐘鼓を鳴して徳政を報ずるや、無賴の徒、富豪の門に侵入して掠奪を行ふ。事茲に至て、徳政は其實無政府と異ならざるものなりき。

江戸時代。此時代の貸借は主に金銀土地にして、金銀の貸借には利子を制限し、月兩重利を禁じ、又屢々年月を經過したる貸金に付ては訴訟を受理せざることありき。されども唯神社佛閣修造金、僧侶の立身金、醫者の官金は其年月に關せず受理したりしかば、醫者往々高利貸と化し、頗る專横を極めたり。天保十三年、貸借利子は凡そ二十五兩一分、即ち一刻五分と定めしか、之が爲に融通の通塞り、人々却て迷惑を感ぜしを以て、筆墨紙料など稱し、若干の禮金を出して金を借るものあり、又二重の兩利を取て貸すもの等ありて、實際は行はれざりき。此時代には徳政の如き暴政行はれざりしかど、尙ほ寛和年間、蔵宿の貸金に對し、六年以前のものは弁捐し、六年以下の貸金は利子を減じて年賦になさしめたるもあり。之れ旗本士人の困窮を救ひ、蔵宿の賤者を抑る趣旨なりしかど、其後諸大名も亦之に倣ふに至り

百弊交々臻りしかば、幕府令を發して其詭傳なる旨を公示するに至りぬ。之を要するに、利息制限法は上古より常に存せしか如しと雖も、其實行はれず、諸種の口實を設けて制限外の利子を徴せしもの、如し。されど我國に於ても元は西洋諸國と同じく、利子を徴するを以て善良なる行爲と見做さず、殊に士人之に従事するを潔とせざりしが如し。又我國に於ては醫者に限り高利貸を許し、西洋に於ては猶太人に限り之を默許せしが如き、之を人外人に限るの趣旨に於て、一致する所あるを見るは、一奇なりと謂ふ可し。

第三款 利息制限法の是非

斯くて西洋諸國に於ては既に早くも廢棄せられたる利息制限法の、今尙ほ我國に残存するより、之が是非を議論するもの多し。

存續説を主張するものは曰く、凡そ利息制限法の要不要の分るゝ所は、一に其國人民の文明の程度如何に在り。文明の程度高ければ、人智進歩し、金融機關完備せるを以て、人々高利に苦しめらるゝの愚を學ぶもの無けれど、之に反し、文明の程度低ければ、人智未だ進歩せず、金融機關未だ整備せざるを以て、高利に苦しめらるゝの人々多からむ。而も我國の文明は未だ西洋諸國に及ばざるを以て、尙ほ暫く利

息制限法を保存するの要あるべし。且つ夫れ生産の目的に出る借金は之を措き、消費の目的に出る借金には、之を要すると焦眉の急なる場合多きより、利率の如きは之を問ふの暇あらざるに乘じ、高利を強らると聞々生ずべし。而も此種の借金は多く下等社會に見るべければ、國家は豫め弱者を保護するの用意切要なるべしと。

次に廢棄説を主張するものは曰く、存続論者は高利息む可く、高利防ぐ可しと云ふも、高利は高利たるが故に忌むべきにあらず、暴利なるが故に忌むべきなり。高利必しも暴利に非ず。其果して暴利なるや否やは、各個の場合に於て、周圍の事情を參酌して初て決すべきもののみ。若し債務者にして四割の利益を得可き事業の資本に、三割の利子を支拂ふも何の不可か之れあらむ。法律を以て利率を限定するは、多くの場合に於て借に債權者に對する不當の干渉たるのみならず、却て困厄せる人々に對し、融通の途を杜絶するの結果に終らむのみ。更に我國の現下の文明の程度は尙ほ利息制限法を必要とし、弱者の保護を切要とするも、元と利子の制限なるものは果して實際に有效なるものなりや否や。高利貸の跳梁跋扈の事

實は、現に之に反證を擧ぐるものに非ずして何ぞ。利子にして制限なきときは、利率は自から公平に需要供給の關係に定り、又利子を得むとの念に驅れて、貯蓄増加し、資本増加し、金利自から下落せむ。されば利子自由の制度こそ、借主の利益にして、兼て社會の利益なりと。

斯くて利息制限法に對し賛否兩説相分ると雖も、吾人は大體に於て後説を探るものなり。勿論、吾人は利子にして制限を被らざるときは、利子は需要供給の關係に定るを信ずると同時に、需要供給の關係に定る利子必ずしも正當の利子なりと信ずるものにあらず。貸主は多く強者にして、借主は多く弱者なる事實を知らば、契約利子必しも公正利子にあらざるべきを以て、暴利を取締るの要あるを認めれば、我が利息制限法の如き實效なき死法は寧ろ之を廢棄し、萬一法外なる暴利を貪るものあるときは、之を民法第九十條の規定に照し、公の秩序若くは善良なる風俗に反するものなれば無効なるべしと解釋するか、若しく千九百年發布の英吉利の法律の如く、裁判官にして不當の利子又は料金と認むるときは、之を減額するを得との新規定を設くるか、孰れにもせよ、常に一定の利率を劃して利子を制限する

は膠柱の譏を免れざるべし。

第五節 利子の漸減

夫れ利子は其國其時代其場合の資本に對する需給關係により定るものなれば、一高一低、一上一下、變動常無きが如くなれども、之を長年月に亘り、大數觀察するときは、社會の進歩に伴ふて、次第に低落するの傾向あるは柄として覆ふべからざるの事實なり(註百六十)。是れ蓋し社會の大勢は其進歩と與に、一方に於て事業勃興し、各自の所得増加す可く、他方に於て人智進歩し、各自の貯蓄心發達す可きが上に、信用制度の完備と交通機關の發達とは、益々金融の便を開くにより、内外合せ以て茲に急激なる資本の増加を起し、常に人口並に資本需要の増加を凌ぐの勢あるを以て也。

註百六十

今、英吉利に於ける利子漸減の大勢を窺ふに、十二世紀乃至十四世紀に於ては、利子は通常二割なりしが、十六世紀の初には一割となり、十七世紀の初には八分となり、十八世紀の初には五分となり、現今は、更に下て二割乃至三分の間に在りす。

果して然らば、此後利子の下落は遂に那邊に到達すべきか。之れ大に研究を要する問題也。一派の學者は之に答て曰く、利子にして非常なる低落をなすときは、遂に資本構成の刺激を缺くに至るべきを以て、利子の低落にも自から限度あるべしと。勿論、利子の非常なる低落は資本構成の刺激を妨ぐ可しと雖も、爲めに之を缺くに至らしむるべしと信ずる能はざるのみならず、社會の進歩は一方に於て利子を漸減せしむると同時に、他方に於て各人の貯蓄心を發達せしむべければ、利子の如何に拘らず、依然資本は増加すべし。且つ夫れ利子の低落するに方てや、誰しも従前と同一の所得を得んとするの念慮に驅れて、却て従前より更に一層資本の増殖を圖るの舉に出ると無しと謂ふべからず。之を要するに、資本にして利子を生ずる限りは資本構成の刺激止ざるべく、此の刺激により資本増加する限りは利子低落す可く、利子低落する限りは資本の需要増加す可く、資本の需要増加する限りは利子消滅せざる可きを以て、利子は全滅の期無けれど、漸減の勢ありと謂ふ可し。

斯くて利子は他の事情にして變化無き限り、社會の進歩と共に次第に低落する

の傾向あるものなるか、其國民經濟上に及す影響果して如何。之れ又大に注意を要する所にし、其影響は常に最も良好なるものと謂ふを得可し。其故如何といふに、夫れ利子の低落は常に企業の物興を促すべく、企業の物興は常に勞力の需要を起すべく、勞力の需要は常に賃銀の騰貴を招くべし、而も此種の賃銀の騰貴は物價の騰貴を起さざるものなれば、企業家、勞働者は勿論、一般消費者も亦其利に拘するのみならず、資本家と雖も利子の低落は主として資本の増加に基くものなれば、其所得の總計は減少せずして、寧ろ増加するを常とすれば也。且つ夫れ通常資本家なるものは、單に利子のみを得、若くは單に利子のみに衣食するもの稀にして、直接又は間接に企業家たるの地位を兼ねるもの多ければ、利子に於て失ふ所は利潤に於て得る所を以て償て餘りあるに至らむ。之を要するに、利子の低落は現社會に於ける財の分配の不平均を矯正するの一助となるものにして、社會全體の幸福と謂ふべし也。

參考書

Böhm-Bawerk, *Kapital und Kapitalzins*, 2. Aufl., 1902.1. Bd. *Geschichte und Kritik der Kapitalzins-Theorien*.2. Bd. *Positive Theorie des Kapitals*.Wiesner, *Der natürliche Wert*, 1883, s. 134.Philippovich, *Grundriss der Politische Oekonomie*, I. 6. Aufl., 1906, s. 311-316.

Mithoff, "Volkswirtschaftliche Verlebung," in Schönberg's Handbuch 1. s. 733-750.

Dühring, *Nationalökonomie*, s. 178.

Lexis, Art. "Zins," im Wörterbuch d. Volkswirtschaft, II. 2. Aufl., 1907.

Böhm-Bawerk, Art. "Zins," im Handw. d. Staatsw., 2. Aufl., Bd. VII.

K. Marx, *Das Kapital*, Bd. I-III, 1867-1894.C. Menger, *Zur Theorie des Kapitals*, Jahrb. f. Nat. u. Stat., N. F., Bd. XVII, 1884.Hainisch *Die Entstehung des Kapitalzinses*, 1907.Margolin, *Kapital und Kapitalzins*, 1904.J. B. Clark, *Distribution of Wealth*, 1899, *chap. XII. XIII.*Marshall, *Principles of Economics*, 1. bk. VI, *ch. VI.*Böhm-Bawerk, *Positive Theory of Capital*, trans. by Smart, 1891.Böhm-Bawerk, *Recent Literature of Interest*, trans. by Scott, 1903.Macfarlane, *Value and Distribution*, 2. ed., 1900, part, II. bk. III.

第二十五章 賃銀

第一節 賃銀の意義

『賃銀』Wage, Lohnとは主觀的に論ぜば、勞働より生ずる所得、即ち『勞働所得』Arbeits-einkommenにして客觀的に論ぜば、勞働に對する報酬をいふ。孰れにもせよ、賃銀は勞力の使用に基き生ずるものなるか、其之を使用する場合に二種ある可し。一は自己の用に自己の勞力を使用する場合にして、他は他人の用に自己の勞力を提供する場合なり。即ち前者は一部『企業家としての勞働』にして、後者は全部『勞働者としての勞働』なり。之を以て勞働所得にも亦二種の別起る。即ち

- 一、企業家の勞働所得、
- 二、勞働者の勞働所得、

是れ也。而して第一の『企業家の勞働所得』は又二種に別る。即ち

- 一、企業の指揮監督上の勞働所得、

二、企業の指揮經營上の労働所得

是れ也。前者は企業家自身直接に労働(肉體的労働)せざれども、其計畫、其指圖、其監督の下に、多數の労働者を雇用し、配置し、督促して以て、事業の圓滿なる成功を圖る企業家の精神的労働に對する報酬をいふ。工場主、大地主の享くる所得の如きは此の類也。次に後者は企業家が指揮監督の傍ら、同時に又自から労働(肉體的労働)して、事業の遂行を圖る企業家の精神的並に肉體的労働に對する報酬をいふ。手工業の場合に於ける親方、自作農の場合に於ける地主、生産組合の場合に於ける組合員の享くる所得の如きは此の類に屬す。而して是等二種の所得中、前者は労働所得と言はむよりも寧ろ「企業所得」と名付くべきものにして、後者は企業所得の内に労働所得をも含むものといふ可く、孰れにもせよ、與に純然たる労働所得にあらざる也。而して第二の「労働者の労働所得」こそ純然たる労働所得にして、之を「廣義の賃銀」Arbeitslohn im Weiteren Sinneと名く。

されど企業家以外の労働者の労働所得即ち被雇者の労働所得を以て悉く賃銀なりと稱せむには、其内に大臣、將軍の賃銀もあれば、村長、教員の賃銀もある可く、醫

師、辯護士の賃銀もあれば、職工、人夫の賃銀もあるとなる可し。然るに是等各種の賃銀の間には、其發生の原因に於て、其労働の種類に於て、其金額の多少に於て、其之を收得するの確實不確實に於て、其收得者の社會に於ける地位身分に於て、太だしき相違あるもの也。之を一括して單に賃銀として論ぜむか、散漫に失せざれば、則ち複雑に陥るの弊を免れず。之を以て吾人は此の如き廣義の賃銀を其賃銀發生の原因に遡て、更に二種に區別すべし。即ち

一、法定賃銀、

二、契約賃銀、

是れ也。「法定賃銀」とは、法律、命令によつて、定る賃銀をいふ。此の種の賃銀に就ては自由競争行はれず、又或る程度以上經濟的法則により左右せられざるものなれば、暫く之を論外に措く。通常「俸給」又は「給料」Gehalt oder Besoldungと稱せらるる官吏公吏の收入の如き、即ち此の類に屬す。次に「契約賃銀」とは、自由契約によつて定る賃銀をいふ。此の種の賃銀に就ては自由競争行はれ、大體上經濟的法則によつて定るものなり。之を「狹義の賃銀」Arbeitslohn im engeren Sinneと名く。

されど更に細かに觀察するときは、狹義の賃銀も亦其之を起す労働の性質の、主として精神的たると、主として肉體的たるとにより、自由競争の行はるゝ程度を異にす。於是乎、又

- 一、主として精神的労働より生ずる賃銀、
- 二、主として肉體的労働より生ずる賃銀、

の二種に分つ可し。醫師、辯護士、教員、僧侶、美術家、音樂師等の受くる賃銀は前者に屬し、職工、僕婢、人夫、人足等の受くる賃銀は後者に屬す。而して前者は通常多大の智識と熟練とを要するものなるより多少獨占的所得たる性質を帯び、又大に風俗習慣に左右せらるゝものなるより單に自由競争のみにて決定せらるゝものと見るべからず。従て通常賃銀とは稱せられずして、別に『謝儀』『報酬』『禮金』HONORAR等の名あるものなり。而して後者こそ通常『給金』『賃金』『賃錢』『勞銀』又は『賃銀』Arbeitslohnと稱せらるゝものにして、前來述たる諸種の賃銀に對照するときは、『最狹義の賃銀』Arbeitslohn im engsten Sinneとも名くべきものなり。吾人の茲に論ぜむとする所のものは實に此の種の賃銀に外ならず。されば茲に吾人の所謂る賃

銀とは、自由契約に基き、主として、肉體的労働より生ずる所得をいふ也。註百六十一。

註百六十一 我國には Wages, Arbeitslohn に當る文字太た多し。『賃銀』『勞銀』『賃金』『賃錢』對する報酬に限るが如く、又給料は給金と同一義に用ゐらるゝに場合の外、通常、『俸給』と同様に主として精神的労働者(官吏の如き)に對する報酬を意味するが如く、更に又『賃銀』は特に人夫、人足等下等労働者に對する一時的報酬を意味するが如く見ゆ。而して殘餘の『賃金』『勞銀』『賃銀』は與に一般肉體的労働者に對する報酬を意味するが如くなれば、茲に所謂る『最狹義の賃銀』に當るものなれども、學者其見る所により、或は賃金と稱し、或は勞銀と稱し、或は賃銀と稱す。吾人は其内最も常用語と信ずる『賃銀』なる文字を採びたる也。

斯くて吾人は最狹義の賃銀のみを捕へて賃銀と稱し、特に之に就き研究を重ねむとする所以のものは、此種の賃銀こそ實に經濟上、社會上、政治上、最も重大なる關係を有するものたるを知れば也。蓋し近世の國家の人口の大部分は實に此の種の賃銀のみに衣食するものにして、個人の自由、私有財産制、自由競争、自由契約の如き政治上の新制度發生の結果、並に分業機械、大企業、資本制の如き經濟上の新現象發生の結果、多々益々其影響の深さを感じ、爲めに社會黨の勃興を促し、爲めに社會

改良主義の必要を促したるも、亦皆此の種の賃銀に衣食するの徒たる可く、或は勞働組合を激成し、或は同盟罷工を喚起する所以のもの、一に此の種の賃銀の引上を得むが爲めにして、彼の地代利子、利潤と相對立して、一上一下、互に其優劣を争ふものも、亦實に此の種の賃銀たるべければ也。されば吾人は以下此の種の賃銀のみを捕へて、單に「賃銀」と稱し、先づ其種類を述べ、次て其額の或は高く或は低く決定する所以の理を講究せむとす。

第二節 賃銀の種類

第一款 物品拂賃銀と貨幣拂賃銀

賃銀は先づ第一に其賃銀として支拂ふ可き財の種類如何により、二種に分つを得可し。

一、實物賃銀 Natural wages, Naturallohn,

二、貨幣賃銀 Money wages, Geldlohn.

即ち是れ也。「實物賃銀」とは、物品を以て支拂ふ賃銀をいふ。之に用ゐる物品は

主として衣食住上の日用品なりとす。「貨幣賃銀」とは、貨幣を以て支拂ふ賃銀をいふ。今日こそ賃銀といへば、其名の示すが如く、人は直ちに貨幣を聯想すべけれども、其昔貨幣經濟の未だ十分に發達せざりし時代には、通常物品を以て支給せしなり。其後貨幣の用盛に起り、交通の便大に開け、勞働者の慾望進化し、被雇者の獨立心加はるに及ては、家政と企業との分離に伴ふて、實物賃銀は次第に衰へ、貨幣賃銀之に代るに至れり。殊に歐洲諸國に於ては、勞働者保護の必要上、工場法を以て實物賃銀の支拂を禁止するもの漸く多きを加ふの狀あり。勢ひ此の如くなるを以て、今や純粹なる實物賃銀は文明國間に殆んど其跡を絶つに至りたれども、保守の念強き地方に於ては、今尙ほ貨幣賃銀と混用せられて、其面影を今に存するもの無きに非ず。僕婢、農夫、徒弟、小僧、丁稚に對し、一定の給金の外、盂蘭盆、正月に「仕着」^{シヤク}、歳暮と稱へて、衣服、履物等を支給するは即ち其遺物にして、佛國農家の間に今尙ほ旺んなる「メテヤ制度」^{Métayer system}と稱する收穫分配法の如きも、亦此の一種なりと謂ふ可し。

今、試みに實物賃銀の利益を一二列舉せむに、大略左の如きものあるべし。即ち

第一、實物賃銀は能く主従關係を保持し、其の間の情誼を温からしむること、
 第二、實物賃銀は日用品の騰貴により労働者の實收入を減殺するを防ぐと、
 是れ也。されど實物賃銀は此の利益に加倍するの弊害あるとを忘るべからず。
 即ち

- 第一、實物賃銀は雇主をして労働者の慾望の種類、品質、數量、程度を暴斷せしめ、
 全然其生活程度を左右するの都合を演せしむるに至ると、
 第二、實物賃銀は大に労働者の自主獨立の精神の發揚を妨害し、永久に雇主に
 對する從屬關係を脱する能はざらしむるに至るべきこと、
 第三、實物賃銀は労働者の貯蓄に不便を與へ、其の結果労働者をして不知不識
 徒費浪費の弊に陥らしめ易きの危険を伴ふものなること、
 第四、實物賃銀は労働者が賃銀として支給さるゝ物品の品質、分量、價格を顧る
 能はざるに乘して、不良、不正、不廉の物品を強るの危険あると、
 是れ也。斯くて實物賃銀は害多くて利少きものなれば、之を「物給制度」[Trucksystem
 と稱へて、例外的場合の外、一般工場労働者に適用するを禁ずる國多し。獨逸、奧太

利、洪牙利、瑞西、白耳義、那威、露西亞等の工場法に皆な此の種の禁止令を見る(國民經
 濟雜誌、第三卷、第二號、拙稿「各國労働者保護法」參照)。

第二款 名義賃銀と實質賃銀

斯くて今日の賃銀は一般に貨幣賃銀なれども、尙ほ其効力の上より、二種に區別
 し得可し。即ち

一、名義賃銀 Nominal wages, Nominallohn.

二、實質賃銀 Real wages, Reallohn.

是れ也。「名義賃銀」とは、労働者が賃銀として收得す可き貨幣の高をいひ、「實質賃
 銀」とは、斯くて收得せる貨幣の高にて、購入し得可き財の高に見積れる賃銀をいふ。
 即ち前者は貨幣にて現はされたる賃銀にして、後者は貨幣の購買力にて現はされ
 たる賃銀なり。前者は絶対的賃銀とも稱す可く、後者は相對的賃銀とも名く可し。
 然るに物價にして變動無きときは、名義賃銀と實質賃銀との間に變化無きも、物
 價にして變動せむか、名義賃銀は同一なるも、實質賃銀は大に變化せむ。即ち物價
 下落すれば實質賃銀増加し、賃銀引上と同一の効果ある可くも、物價騰貴すれば實

際賃銀減少し、賃銀引下と同一の影響を被る可し。而して今日多数の勞働者は皆是れ賃銀によつて衣食するものなれば、名義賃銀に變化無きも、萬一實質賃銀にして減少せむには、彼等は直ちに生活難を感ず可く、彼等にして生活程度の引下げを甘ぜざる限りは、困窮となり、不平となり、暴動となつて、賃銀の引上を迫るに至る。されど斯る際に於ける賃銀の引上の要求は、其實、名義賃銀を増加して以て、是れまで通りの實質賃銀を得むとの要求に外ならず。之れ正當なる要求也。之をしも不當なる要求なりと言はば、夫は賃銀に名義賃銀と實質賃銀との別あるを知らざるの罪に坐するもの也。之を要するに、若し賃銀にして上記二種の種別なからむには、今日世上に屢々見る同盟罷工の如きも、其量に於て、將又其實に於て、甚しきを致さざりしならむ。

第三款 時間拂賃銀と個數拂賃銀

第三に賃銀は之れが計算の方法如何により、更に之を二種に種別し得可し。曰

一、時間拂賃銀 Time-wages, Zeitlohn.

二、個數拂賃銀 Piece-work wages, Stücklohn.

即ち是れ也。「時間拂賃銀」とは、勞働せる時間の長短に應じて、支拂ふ賃銀をいふ。詳言すれば、單に勞動時間の長短に比例して賃銀を支拂ひ、其間の仕事の出來高如何と問はざるもの也。例令ば一時間、一日、一週、一箇月、又は一箇年に付き賃銀何と定むるが如し。「個數拂賃銀」は、一名「出來高拂賃銀」又は「仕事高拂賃銀」とも稱せられて、仕事の出來高に應じて、支拂ふ賃銀をいふ。詳言すれば、勞働時間の長短に頓着無く、唯其働きの結果に比例して支拂ふ賃銀をいふなり。例令は田一反に就き植付賃三圓とか、木綿一反に付き織賃十錢とか、美濃紙一枚に付き寫字料二錢とかいふが如し。

今、是等二種の賃銀支拂法に就き、其利害得失を比較研究するは、興味ある業なるべし。先づ第一に時間拂賃銀の長所を擧れば、左の如し。

第一、時間拂賃銀は、賃銀額を定め又は之れを計算するに簡明なるより、従て雙方の間の誤解を招くの虞れ少きこと。

第二、時間拂賃銀は、企業家をして容易に其生産費を豫算せしめ得可く、又勞働

者をして容易に其収入を豫知せしめ得べきと、

第三、時間拂賃銀は労働者をして十分仕事に入念ならしむるを得べければ、品質の精良を責ぶべき仕事に適當なること、

次に其短所を指摘せば左の如し。

第一、時間拂賃銀は、技量と報酬とを一致せしめ難きより、自然労働者をして怠慢ならしむること、

第二、時間拂賃銀にして、上記の弊害を除去せむと欲せば、勢ひ監督者の増加を起すに至ること、

第三、時間拂賃銀は、雇主をして労働者の不熱心を覺悟せしむるより、其額常に低きに失するの傾あると、

之に對して先づ個數拂賃銀の長所を検するに、時間拂賃銀の短所は、總て個數拂賃銀の長所たるの觀あり。即ち

第一、個數拂賃銀は、技量と報酬とを一致せしめ得るより、自然労働者をして勤勉ならしむること、

第二、個數拂賃銀は、自から労働者の勤勉を招く可ければ、大に監督費用を節減し得ること、

第三、個數拂賃銀は、自から労働者の勤勉を招くより、仕事の速成を尊ぶ場合に適切なること、

是れ也。之と同様に時間拂賃銀の長所は即ち個數拂賃銀の短所に當る。即ち

第一、個數拂賃銀は、仕事の性質上各自の出來高を精算し難き場合には、應用し難きこと、

第二、個數拂賃銀は、過勞放逸交々臻て、遂に労働者の心身を傷ふの虞れ無き能はざること、

第三、個數拂賃銀は、勢ひ出來高の多きを欲せしむるより、粗製濫造の弊を免れざること、

是れ也。註百六十二、註百六十三。

註百六十二 千九百年に於ける英國労働局の調査によるに、商業及自由職業以外の労働者百中の七十四は主として時間拂賃銀を受け、残り二十六は主として個數拂賃

銀を受く。更に此の内より農業労働者及び農婢を除けば、百中の六十一は主として

第二十五章 賃銀

て時間拂賃銀を受け、残り三十九は主として個數拂賃銀を受くと云ふ。

註百六十三

個數拂賃銀の一種にして、多少其欠點を寛和し得べき賃銀支拂法あり。

之を「受賃制度」Gruppenlohnsystemと名く。受賃制度とは多數の労働者一團を遣て、一定の任事全體を一定の賃銀にて受賃ふものなり。此法によれば、労働者は能く其獨立自主の地位を維持し得るが上に、企業家に取ても監督容易ならざる一大事業を神速に成功せしめ得るの利あるべし。されど又之に附隨し來る可き弊害は、此種の労働者の團體に免るべからざる頭領なるもの生じて、受賃賃銀の幾分を着服するの危険ある可く、又粗製濫造の程度更に一層甚しきを加ふるの虞あること是れ也(Schönberg, Handbuch, I. S. 388)。

第四款 賞與金法、利益分配法、共同生産法、滑準賃銀法、

以上述べたる所によれば、時間拂賃銀法といひ、個數拂賃銀法といひ、孰れも一利一害、一長一短にして、與に完全なる賃銀計算法にあらざるを首肯す可し。之れを以て古今東西之れが補正の策を講ずるもの少からず。今其主なるものと擧げむに、左の如しとす。

一、賞與金法 Premium system, Prämien-system.

二、利益分配法 Profit-sharing system, Gewinnbeteiligungssystem.

三、共同生産法 Industrial partnership, Arbeitsgesellschaft.

四、滑準賃銀法 Sliding scale system of wages, Lohnscaalen oder bewegliches, gleitendes Lohn-system.

即ち是れ也。以下順を逐ふて之を説明せむ。

第一、賞與金法。一定の賃銀の外に、一定の條件を以て賞與金を附與する法をいふ。然らば一定の條件とは何ぞやといふに、夫は賃銀の種類並に賞與金附與の目的如何により、多少の相違を生ず可し。即ち時間拂賃銀を採用する場合に、仕事の速成を期し難きを以て、之を奨励せむが爲めに、仕事の出來高を標準として、一定期毎に別に賞與金を附與す可く、又個數拂賃銀を採用する場合には、仕事の入念を期し難きを以て、之を奨励せむが爲めに、製品の精良なるものに限る、特に賞與金を附與す可し。其他、時間拂賃銀たると、將又個數拂賃銀たるとを問はず、缺勤皆無の者、技量拔群の者、原料燃料を節約する者、機械器具を大切にする者、一定の在職年限を過ぎたる者等に限り、賞與金を與へむには、是れ亦其成績の良好なるを期し得可し。又是等の賞與金を與ふるに當て、現金を以て手渡せず、雇主の手元若く

は他の銀行に預入れ置き、一定の年限内之を引出すを禁し、以て労働者の老後、死後、其他不時の費用に供せしむるとあるべし。斯くて賞與金には諸種あれども、其孰れにせよ、元と賞與金なるものは、普通の賃銀以外に、特別の事由に基き、特別の人々へのみ給與するものなれば、之を給與すればとて、爲めに普通一般の賃銀を減少すべきものに非ず。又賞與金は次に配する利益分配と異なるものなれば、事業の利益の有無如何に拘らず規定の條件だに具備せむには、常に必ず之を給與せざるべからず。然らざれば労働者如何に精勤するも、労働者の罪にあらざる不景氣等の爲めに利益減少せる結果、遂に賞與金を得る能はざるとなり、爲めに労働者の失望を起し、不平を買ひ、其極、自暴自棄して、折角の賞與金法も遂に何等の效果無きに至らむ。

第二、利益分配法。

利益分配法とは、一定の賃銀の外に、事業の利益にして一定額以上に達したるとき、其幾分を労働者にも分配する法をいふ。一名「タンチエム・システム」(Tantiemesystem)と稱するもの是れ也。此法にして採用せられむか、定額以上に利益あるときは、労働者も企業家同様に(株式會社なれば株主同様に)剩餘

大正十年
行政手記

利益の分配に與り得る権利あるを以て、事業の盛衰に對する労働者の利害關係は、賞與金制に比し、頗る密接なるに至るべければ、既定の賃銀は時間拂なるも、將又個數拂なるも常に労働者をして事業に忠實なるを得せしめ得可く、又通常免るべからざる雇主と被雇人との利害の衝突も大に調和さる可き也。されど此法を採用するに當て、二種の障害あることを忘るべからず。第一に此法の適用は事業の利害の主として労働者の勤務に歸し得べき性質のものに限ると是れ也。然るに今日此の種の事業は稀にして、多くは資本の豊富なると、企業家の勤勉なると、時運の好良なると等によるもの也。第二に此法の適用は年々の利益の容易に測定し得べき性質のものに限ると是れ也。事業の利益にして容易に測定し能はざるものなるときは、偶々雇主と労働者との間に誤解を招き易く、其結果、不平となり、衝突となるの虞れあるべし。斯くて利益分配法は主義に於て賞與金法に優るも、實行に於て數層の困難を見る。是れ古來此法の屢々採用せられて屢々倒れ、今や甚だ振はざる觀ある所以也。

第三、共同生産法。

第二十五章 賞與

共同生産法とは、一定の賃銀の外に、特に與ふる所の賞

與、金、又、は、分、配、金、を、以、て、事、業、の、持、分、(株、式、會、社、な、れ、ば、株、券)を、購、入、せ、し、め、依、て、以、て、漸、次、勞、働、者、を、し、て、雇、主、と、與、に、企、業、家、た、る、の、地、位、に、進、し、む、の、法、を、い、ふ。之、を、以、て、此、法、は、彼、の、賞、與、金、法、又、は、利、益、分、配、法、に、一、部、の、修、正、を、加、へ、た、る、も、と、見、る、を、得、可、し。此、法、に、し、て、成、功、せ、む、に、は、勞、働、者、は、一、面、に、於、て、被、雇、人、た、る、と、同、時、に、他、面、に、於、て、雇、主、た、る、の、地、位、に、立、つ、も、の、な、れ、ば、雇、主、と、被、雇、人、資、本、家、と、勞、働、者、の、間、の、利、害、の、衝、突、を、免、れ、所、謂、る、勞、働、問、題、社、會、問、題、解、決、上、有、力、な、る、方、策、た、る、の、觀、無、き、に、あ、ら、ざ、れ、ど、年、々、僅、少、の、賞、與、金、又、は、分、配、金、を、積、立、て、以、て、遂、に、一、部、有、力、な、る、持、主、株、主、と、な、る、に、至、る、に、は、多、大、の、年、月、を、要、す、可、く、或、は、一、生、を、要、す、べ、き、や、も、未、だ、知、る、べ、か、ら、ざ、る、が、上、に、元、と、資、産、乏、し、き、勞、働、者、が、資、産、多、き、雇、主、と、與、に、事、業、の、危、險、を、負、擔、せ、む、は、其、欲、す、る、所、に、あ、ら、ざ、る、べ、き、は、勿、論、又、到、底、永、く、堪、ゆる、所、に、も、あ、ら、ざ、る、可、し。

○第四、滑準賃銀法。滑準賃銀法とは、生産物の價格を標準として賃銀を定める法をいふ。詳言すれば豫め雇主と労働者との合意を以て生産物の標準價格と標準賃銀とを定め、好景氣の結果、生産物の價格が標準價格より上れば、賃銀も亦之に準じて標準賃銀より上る可く、之に反し、不景氣の結果、生産物の價格が標準價格

より下れば、賃銀も亦之に準じて標準賃銀より下るものをいふ。斯くせば雇主は労働者と其盛衰を共にし、其得失を共にし、其喜憂を共にすべければ、一見理想的賃銀制度の如くなれども、更に細かに觀察するときは、之にも亦諸種の障害あるべし。先づ第一に好景氣の場合には可なれども、一朝不景氣に際會せむか、物價は暴落す可く、從て賃銀も亦暴落すべし。夫も通常内に資産裕かなるが上に、他にも収入の途ある企業家に取ては左迄の苦痛にあらざるべきも、労働者は通常無資産なるを以て、其の唯一の収入たる賃銀にして暴落せむには、忽ち衣食に窮す可く、窮すれば亂を爲す可し。されば此法を採用するも、賃銀減少の程度を或る一點に止むるか、然らざれば相場の変動の急激なる、從て賃銀暴落の危険多き事業には、之れが適用を避ざるべからず。第二に滑準賃銀法は幸に之を適用して害無き事業ありとするも、毎日、毎週支拂ふ所の賃銀を、毎日、毎週變動ある物價に準じて計算せむには、其勞費蓋し尠少にあらざるべし。斯くて此法には重大なる障害を伴ふを以て、歐米諸國に於ても採炭業、製鐵業等に於て二三其適例あるの外、未だ一般に廣く採用せられず。

之を要するに、個數拂賃銀並に時間拂賃銀の補正として、前記の四法存すれど、其組織に於て完全なるもの程、其實行に於て困難なるの事情あるを以て、結局、一般に廣く行はるゝものは、其内最も簡便なる賞與金法なるが如し。

第三節 賃銀の決定

以上述べたる所により、吾人は賃銀とは如何なるものにして、又如何なる種類あるものなるやと知悉せり。されば次に研究す可きは、此の如き意義を有し、此の如き種類を有する賃銀なるものは、果して如何にして決定せらるゝやと問題即ち是れ也。

夫れ賃銀は勞力使用の報酬なり。されど勞力は一種の財即ち準財なるを以て、勞力使用の報酬とは其實勞力使用の代價なり。財の授受は賣買と稱せられ、勞力の授受は雇傭と稱せらるゝも、勞力も亦一種の財たる以上は、雇傭も亦一種の賣買なり。賣買の結果價格生じ、雇傭の結果賃銀起るも、雇傭も亦一種の賣買たる以上は、賃銀も亦一種の價格なりと言ふを得可し(註百六十四)。

註百六十四 勞力は一種の財なれども、全然財と同一性質のものに非ず。雇傭も亦一種の賣買なれども、全然賣買と同一性質のものに非ず。從て財と勞力、賣買と雇傭とは又多少異なる見解を要するとは、後ちに本章第四節に於て説明すべし。

斯くて勞力は一種の財にして、賃銀は一種の價格なり。されば價格決定の原因は又賃銀決定の原因たる可く、價格は財に對する需要供給の關係によりて定るが如く、賃銀は勞力に對する需要供給の關係によりて定るものと謂ふ可し。然らば勞力に對する需要の高並に供給の高は如何にして定るやといふに、夫れには各々三種の原因あるなり。即ち

需要の高を決定する原因

- 第一、雇主の勞力に認むる價值の多少、
 - 第二、雇主の支拂能力の大小、
 - 第三、雇主の競争の有無強弱、
- 供給の高を決定する原因、
- 第一、労働者の賃銀に認むる價值の多少、
 - 第二、勞力の生産費の大小、

第三、労働者の競争の有無強弱
是れ也。以下順を逐ふて之を説明せむ。

第一款 勞力の需要を決定する原因

第一、雇主の勞力に認むる價値の多少。凡そ雇主が勞力に對して需要を起すは、之に對して價値を認むれば也。價値を認めざれば需要起らず、價値少ければ需要亦少く、價値多ければ需要亦多し。されば雇主の勞力に認むる價値の多少こそ、先づ第一に勞力に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。

然らば雇主の勞力に認むる價値に多少の別を生ずる原因如何。夫は曩きに述たるが如く、元と價値なるものは、財の效用即ち物能と、之に對する人の慾望即ち人慾との關係に發するものなれば、雇主の勞力に認むる價値の多少は

第一、勞力の效用の大小如何、

第二、勞力に對する雇主の慾望の大小如何、

により、決定するものと謂ふ可し。(一)而して勞力の效用の大小如何は、第一に勞力の種類如何、第二に勞力の品質如何により決すべし。例命ば與に等しく一個の勞

力なるも大工の勞力たると左官の勞力たると、熟練勞力たると不熟練勞力たるとにより、其效用に大差を生ずべく、從て又其之に認むる價値に大差あるが如き、即ち是れ也。(二)次に勞力に對する雇主の慾望の大小如何は、第一に雇主の身分により、第二に雇主の境遇により決す可し。例命ば與に等しく一人の水夫の勞力なるも、之に對する雇主の船主たると工場主たるとにより、與に等しく一人の大工の勞力なるも、火急の工事を起す場合たると不急の工事を起す場合たるとにより、其之に對する慾望に大差を生ず可く、從て又其之に認むる價値に大差を生ずるが如き、即ち是れ也。

第二、雇主の支拂能力の大小。

元と勞力に對する需要とは唯單に或る雇主が或る勞力を欲するとを意味するに非ず。之を欲すると切なるも、之を雇入るべき資力なきに於ては、其結果は之を欲せざると同一なればなり。之を以て勞力に對する需要は、勞力を欲すると以外に、更に其欲する所の勞力を雇入るべき資力を有し、若くは有するものと見做さるに於て、初めて成立するものと謂ふ可し。而して此の如き勞力を雇入る可き資力は、即ち賃銀を支拂ふを得可き資力にして、之

を雇主の支拂能力と概稱す。されば雇主の支拂能力の大小こそ、第二に勞力に對する需要の高を決定するものと謂ふ可し。

然らば雇主の支拂能力に大小の別を起すの原因如何。之を説明するに當て先づ知らざるべからざるは、今日の生産状態也。今日の如き市場生産時代の下に於て、人々の勞働者を雇入るゝは、概して其勞働者の手により生産せられたる財を賣却して以て利益を收めむが爲めに外ならず。賣却の見込無ければ生産せず、賣却の見込あるによつて生産す。されば賃銀の直接の支拂者は常に雇主即ち生産者なれど、實際の支拂者は常に顧客即ち消費者たるべし。之を以て勞力に對する需要の高如何、之を定むる雇主の支拂能力の大小如何は、結局、一般消費者の支拂能力の大小如何に歸着するものと謂ふ可し。而して一般消費者の支拂能力の大小如何は、一に全く一般國民の所得の大小如何によつて定る。

茲に此際一顧すべき學說あり。夫は斯くの如くして結局一般消費者の懐中より出るも直接には雇主の資本中より支出さる可き賃銀は、一定の時、一定の場合に於て、常に一定にして動すべからざるものなりといふ學說即ち是れ也。世之を稱

して「賃銀基金説」Wages Fund Theory, Lohnfondstheorie と名く。抑も賃銀基金説なるものは、アダム、スミスに始り、マルサス、リカード、マカロックによつて傳へられ、ミルに至て大成せられ、而も又ミルに至つてソートン W. J. Thornton の論難攻撃に遭ひ始めて其非を悟りしもの也。今先づ其説の概要を摘録せむに、凡そ賃銀は人口と資本との比例によつて定るものなり。詳言すれば一國一定時の平均賃銀額は其際其國に現在する勞働者の總數を以て其際其國に現存する賃銀に充つ可き資本の總數を除したる商なり。勿論、一國人口中賃銀により衣食するの人間即ち勞働者の數なるものは、一定不變のものにあらずして、一國の經濟状態の如何により絶へず増減するものなる可く、又た之と同様に、一國の資本中特に賃銀に充當さるべき金額も一定不變のものにあらずして、一國の經濟状態の如何により常に絶へず増減するものなるべけれど、一定の時、一定の場合に於ては、人口中特に賃銀により衣食するの徒即ち勞働者の數一定し居るなるべく、又た之と同様に、一國の資本中特に賃銀に充當さるべき金額即ち賃銀基金なるものも一定し居るなる可し。されば一定の國一定の時に於ける平均賃銀額は其國其時の一定の勞働者の數を以

て其國其時の一定の賃銀基金を除したる商に等しかる可く、從て又た各労働者の賃銀は斯くて一定せる賃銀基金以内に於て自由競争により決定するものなる可ければ、賃銀基金にして増加せざる限り、平均賃銀額は増加せざる可く、平均賃銀額にして増加せざる限り一の労働者にして多額の賃銀を占めむか他の労働者は少額の賃銀を得て満足せざるべからざることとなりぬ可し。結局、一般國富の増進により賃銀基金増加し、從て平均賃銀額増加するか、將又一般人口の減少により労働者の數減少し、從て平均賃銀額増加するか、二者其一に出ざる限りは、到底一般に賃銀の増加を見る能はざる可し。之を以て或は法律により、或は命令により、或は雇主の慈愛心に訴へ、或は労働者の團結力、労働組合又は同盟罷工の如きを以て、強て賃銀の引上を企圖するが如きは、畢竟するに何等の功を奏せざるの輕舉暴動と評するの外無けむと云ふに在り。此點に關しミルは其著經濟原論第五卷第十章に於て述べて曰く、労働者が労働組合の力を以て労働時間の短縮を強求し、而も從前同様の賃銀を與へられむことを要求するに於ては、或は成功すへけむも、唯賃銀其物の増加を要求するに於ては、仲間労働者の一部をして絶へず休業せしめずん

は到底其目的を達する能はざるべし」と。而してマルサスの如きは其著人口論中に於て更に一段論調を進めて曰く、賃銀増加の方法には賃銀基金の増加と労働者の減少との二途あれども、唯單に賃銀基金の増加のみを圖らむか、爲めに労働者の收入を増加し、爲めに労働者の生計を裕かならしめ、爲めに婚姻數、出産數の増加を誘致して以て、其結果、人口の増加となり、労働者の増加となり、遂に賃銀の下落に終らむ。されば根本的に賃銀を騰貴せしむるの法は、結局人口増加の制限により、労働者の減少を圖るの一途あるのみ。一般下民の智能を啓發し、情慾を制限し、殖民を獎勵し、以て人口の過剰を防ぐの外天下又良策ある無し」と。

之を要するに、賃銀基金説の根據は、一國の労働者の數と一國の賃銀基金の高とは絶へず變化するものなれども、一定の國、一定の時に於ては、常に必ず一定の労働者の數と、一定の賃銀基金の高と存して動かざれば、其兩者の割合如何により、其國其時の平均賃銀額は或は高く或は低く決定せらる可しといふにあり。由是觀之、賃銀基金説は未だ平均賃銀額の決定せざる以前に已に早くも當然之を決定すべき二原因たる労働者の數並に賃銀基金の高の一定せるものありと斷定するもの

なるべし。是れ果して事實なりや否や、吾人は到底首肯する能はざる也。今此説の駁撃に力めたるソントン、ヘルマン、ロイドベルツス及びブレンタノ諸氏の説に従ひ、之が否定の理由を説明せむに、元來一國の人口中労働に衣食せむとするの徒、一國の資本中賃銀に充當せられむとする金額は、四六時中一分時、一秒時と雖も一定し居るものにあらず。一國の資本中賃銀に充當せられむとする金額が賃銀額を決定するにはあらず、反對に賃銀額の大小如何が一國の資本中賃銀に充當せらるべき金額を決定する也。一國の人口中労働に衣食せむとする人数が賃銀額を決定するにはあらず、反對に賃銀額の大小如何が一國の人口中労働に衣食せむとする人数を決定する也。賃銀決定以前に既に早くも賃銀を決定す可き賃銀基金の額竝に労働者の数の一定して復た動すべからざるものありとなすは、本末を顛倒せる議論なり。若し之れありとせば、雇主は其期間に於て其既に一定せる賃銀基金丈は是非とも支拂ひ盡さざるべからず、不要と思へる労働者をも是非とも雇ひ入れざるべからず、又労働者は其期間に於て其既に一定せる人数丈は是非とも労働に従事せざるべからず、不本意ながらも是非とも雇ひ入れられざるべから

ざることゝなりぬ可し。天下豈に此の如き理あらむや。元より一定の國、一定の時に於ては常に賃銀の一定額竝に労働者の一定數あるべし。されども夫は既に決定せる賃銀の合計竝に已に決定せる労働者の合計に外ならずして、更に次に決定すべき賃銀の合計並に労働者の合計にはあらざるなり。之を要するに、賃銀を定む可き賃銀基金なるものある無く、既に定れる賃銀により定れる賃銀基金あるのみ。『事前の賃銀基金』Vorherbestimmte Lohnfondsなるものある無くして、『事後の賃銀基金』Nachherbestimmte Lohnfondsあるのみ。是を以て吾人は賃銀基金の存在を認むるも夫はマルサス、リカード、ミルの所謂賃銀基金にはあらざるべく、從て又其主張の如き影響を賃銀決定の上に及すべき賃銀基金にはあらざる也。

第三、雇主の競争の有無強弱。最後に勞力に對する需要は、其需要者たる雇主の有無多少に應じて増減すべし。雇主にして多きときは、其間の競争旺んに、勞力に對する需要強大なるべく、之に反し、雇主にして少きときは、其間の競争衰へ、勞力に對する需要は微弱なるべし。之を以て雇主間の競争の有無強弱こそ、第三に勞力に對する需要の大小を決定し、引いて賃銀額を左右するの力あるものと謂

ふ可し。

然らば雇主間の競争の有無強弱を起す原因如何。夫は第一に市場の盛衰による可く、第二に金融の緩急による可く、第三に企業心の強弱による可く、第四に雇主間の組織の有無による可し。第一、第二、第三の原因に就ては別に説明を要せざれど、第四の原因に就ては一應の説明を要す可し。同種の雇主間(即ち同業者間)に一種の組合を組織し、組合の力を以て賃銀の引上を防がむとの企圖は、今日に始りたるにはあらで、既に遠くアダム・スミスの時代に之を見たれども、近時、労働組合の運動盛んにして、其勢ひ動もすれば雇主を壓するより、雇主も亦之に對抗の策として、一層強固なる組合を組織し、相互の競争を避け、一致團結以て賃銀の騰貴を抑壓せむとするもの太だ多きを加ふるに至れり。されば此種の組合の有無より、勞力に對する雇主間の競争に強弱の別を生す可く、其結果、勞力に對する需要に強弱の別を起すべし。

第二款 勞力の供給を決定する原因

第一、労働者の賃銀に認むる價值の多少。 凡そ勞力の賣買に際し、其之を

賣却せむ(即ち雇入れむ)とするものある所以は、^(一)に相手即ち雇主より代價として賃銀を得むが爲めのみ。換言すれば相手雇主より得可き賃銀に對して價值を認むれば也。されば雇主の勞力に認むる價值の多少が第一に勞力に對する需要の大小を決定するが如く、労働者の賃銀に認むる價值の多少が、先づ第一に勞力に對する供給の大小を決定するものと謂ふ可し。

然らば労働者の賃銀に認むる價值に多少の別を生ずる原因如何。夫は雇主の場合と同じく、

第一、賃銀の效用の大小如何、

第二、賃銀に對する労働者の慾望如何、

による。(一)而して賃銀の效用の大小如何は、第一に賃銀の種類如何、第二に賃銀の性質如何により決定す可し。假令ば實物賃銀なると貨幣賃銀なると、時間拂賃銀なると個數拂賃銀なると、日當なると月給なるとにより其效用に大差あるが如きは是れ也。(二)次に賃銀に對する労働者の慾望如何は、第一に其身分により、第二に其境遇により決定す可し。假令ば其身赤貧にして家に餘財無く、其日の收入を以て

其日の家計を支持せざるべからざるものなると然らざるものなると、又資産を有せざる迄も労働組合に加入するより茲に後援を有するものなると、然らざるものなるとにより、賃銀に對する慾望の程度に大差を見るが如き、即ち是れ也。

第二 勞力の生産費の大小。曩きに述べたるが如く、勞力は一種の財にして、賃銀は一種の價格なり。されば財の生産費が價格決定の一原因にして、而も價格の最低限度を劃するが如く、勞力の生産費は賃銀決定の一原因にして、而も賃銀の最低限度を劃するもの也。即ち賃銀は如何に下落するも、其勞力の生産費以下には永く下落し居らざるべし。然らば「勞力の生産費」Die Produktionskosten der Arbeitとは何ぞやといふに、元と勞力とは吾人々類の労働能力の實現に外ならざれば、勞力の生産費は即ち勞力所有者の勞力生産費、即ち労働者の生活費に外ならず。而して労働者の生活費とは、労働者並に其の家族が社會上の地位相當に必要とする生活費をいふ也。之を以て勞力の生産費は、其國の文化の程度により、其地の風土氣候により、其時代の風俗習慣により、其市場の物價の高下により、其人の家族の大小により、其家族の共稼の有無により、其職の習得の難易により、其業の危険の程度

により、千差万別あるべく、千變萬化するものなれども、一定の國、一定の地、一定の時一定の職業に於ては、各労働者社會に略ぼ一定の生活程度なるものある可く、從て又略ぼ一定の生活費なるものあるべく、從て又略ぼ一定の勞力の生産費なるものあるべし。

若し労働者にして此の種の生産費をだに得る能はざらむか、營養の不良となり、心身の衰弱となり、一家の流離となり、罪惡の淵源となり、彼等は永久に其上向の途を失ふに至らむ。されば勞力の生産費こそ、労働者の要求の最小限にして、賃銀にして其以下に下るに従ひ、勞力の供給は次第に減少すべく、其以上に上るに従ひ、勞力の供給は次第に増加せむ。勿論、賃銀にして勞力の生産費以下に下るとあるも、勞力の供給は直ちに止むものに非ず。或は生活程度の引き下げにより、或は轉業の困難なるより、忍て現職に従事するものあるべけれど、通じて言ふときは、勞力の生産費と賃銀との關係如何により、勞力の供給に増減の別を生ずべし。

然るに茲に一種の學說ありて、賃銀は一に全く勞力の生産費によつて決定せらるゝとなす。元と此の種の觀念は十七世紀の英吉利の學者並にチユルゴ、ネッカ

の創意に出て、マルサスは其人口論に於て之を證明し、最後にリカードが出て之が組織的説明を爲るに至りぬ。されば世人通常之をリカードの功に歸するものなるか、氏は曰く、労働者價格即ち賃銀は他の財の價格の如く一に全く其生産費によりて決定せらるゝもの也。元來價格には「自然價格」Natural priceと「市場價格」(即ち市價) Market Priceの二種あるべし。(一)自然價格とは自然に定るべき永久の價格にして、(二)市場價格とは需要供給の關係如何により人為に定るべき一時の價格なり。而して労働者の自然價格とは労働者の生産費に一致せる賃銀にして、労働者の市場價格とは労働者に對する需要供給の關係により實際に支拂るゝ賃銀なり。今若し労働者の市場價格にして労働者の自然價格以上に昇る時は、労働者の収入多くなれば、労働者の供給は需要を超過し、労働者の市場價格は次第に下落して遂に再び労働者の自然價格に一致するに至るべし。之に反し、労働者の市場價格にして労働者の自然價格以下に下る時は、労働者の収入少く家計苦しきを以て、移住者並に獨身者其數を加へ、結婚數は減少し、出産數は減退し、斯くて労働者の數も亦減少すべし。

ば、労働者の供給は需要を充すに足らず、爲めに労働者の市場價格は次第に騰貴して遂に再び労働者の自然價格と一致するに至る可し。之を要するに、労働者の市場價格は一上一下瞬時も常なしと雖も、夫は皆一時の現象にして、結局は自然價格即ち労働者の生産費に歸着するものなれば、獨り労働者の生産費こそ永久に賃銀を決定するものといふ可し。之をリカードの賃銀法則「Ricardo'sche Lohngesetz」と名く。

由是觀之、リカードの賃銀法則なるものは、畢竟するに、前掲のマルサスの思想に出たるものなり(第五百九頁參照)。此の法則にして果して眞なりとせば、労働者が労働組合を組織し、又は同盟罷工を計畫して以て賃銀の引上を要求するは、畢竟無意味の暴舉と評するの外無けむ。世の慈善家が進んで賃銀を引上げ、社會改良論者が賃銀の引上の必要を絶呼するも亦全く淺慮の舉動と評するの外なかるべし。何となれば如何に賃銀を引上るも、夫は全く労働者の家計を裕にし、出産率を増加せしめ、労働者を多大ならしめ、依て以て賃銀を再び元の額に引下るの動因となるものなれば也。後年ラッサル Lassalle 出るに及て、此法則を以て其社會主義主張の論據となして曰く、現社會組織即ち私有財産組織の下に於ける賃銀は、實に此の如

き冷酷鐵石の如き法則によつてのみ定る。されば労働者は始終社會の下層に沈淪し、永久に上向の期無からむとす。之を是れ「賃銀鐵則」Ehernes Lohngesetzと譯して、將た何とか言はむと。斯くてリカードの賃銀法則は更に一層學者の注意を喚起するに至りぬ。

今リカードの賃銀法則一名ラサールの賃銀鐵則なるもの、當否を検するに先ち、先づ其所謂る賃銀法則なるものは果して經濟上の法則なるものなりや否やを反問せざるべからず。若し果して經濟上の法則なるものなりとせば、夫は常に必ず孰れの場合に於ても全然適合し得るものならざるべからず。然るに今先づリカードの賃銀法則の前半たる、賃銀の騰貴は人口の増加を促し、人口の増加は勞力の供給の増加を促し、勞力の供給の増加は賃銀の下落を促すてふ一段を検するに、是れ皆な一箇許すべからざる前提の下に立論せるものなることを發見せむ。事實に於て賃銀の増加は常に必ずしも人口の増加を招致せざるべく、人口の増加は常に必ずしも労働者の増加を招致せざるべく、又た假令へ一方に於て勞力の供給増加するも、同時に他方に於て勞力の需要増加せんには、差引勞力の供給の増

加とはならざるべく、從て又賃銀の下落とはならざるべし。是れ蓋し人智は斷えず進歩すべく、人は常に吳下の阿蒙に非ざるべければ、労働者の智識にして進歩し、其品性にして陶冶せられむには、輕薄淺慮の徒減じて、賃銀の増加起るも、早婚の弊に陥らざるべく、多兒の難を避く可し、從て賃銀の増加は常に必ず人口の増加を伴ふ可しと斷する能はざるのみならず、企業は日を逐ふて増加すべく、産業は月を重ねて發達すべし、從て勞力の需要は常に一定不變のものにあらざるべければ、假令へ人口の増加あるも爲めに必ず勞力の供給の超過を起すと斷するは、屢々事實に反するの論斷たるべければなり。次にリカードの賃銀法則の後半たる、賃銀の下落は人口の減少を促し、人口の減少は勞力の供給の減少を促し、勞力の供給の減少は賃銀の騰貴を促すてふ一段に就ても亦同一の批難を免れざらむ。勿論、賃銀の下落にして甚しく、遂に労働者の生活費の最低限度を越ゆるに至らむか、貧窮、饑饉、殺兒、捨老等起り、人口の減少、勞力の不足となるべけむも、夫れ迄に至らざるの間は、一部に於て勞力の供給を減ずるか、全體に於て労働者の生活程度引下るか、三者其一に出るに止り、爲に家族の減少、人口の減退、勞力の不足迄にも立ち至らざるのみ

ならず、賃銀の減少より結婚数を減少し、出産数を減少すと云ふが如きは、一般の人情殊に下等社會の人情を解せざる者の言のみ。要之するに、リカードの賃銀法則は經濟上の法則にはあらず、唯單に過去の歴史に於て二三此の如き事實ありしといふに過ぎざる可く、労働者の生活費即ち勞力の生産費は勞力の供給上より有力なる賃銀決定の一原因たるに相違なければ、賃銀は單にこれのみにより決定して動かざるものとなすは、妄も亦甚しと謂ふ可し。

第三、労働者の競争の有無強弱。最後に勞力の供給は、其供給者たる労働者の有無多少に應じて増減すべし。通常、労働者にして多きときは、其間の競争旺盛に、勞力の供給増加す可く、之に反し、労働者にして少きときは、其間の競争衰へ、勞力の供給減少す可し。之を以て労働者間の競争の有無強弱こそ、第三に勞力の供給の大小を決定し、引いて賃銀額を左右する力あるものと謂ふ可し。

果して然らば労働者間の競争の有無強弱を起す原因如何。夫は、第一に人口の多少による可く、第二に事業の盛衰による可く、第三に労働心の強弱による可く、第四に交通の便否による可し。されど之は一般的原因にして、此外更に労働者間の

競争を大小強弱ならしむる特別的原因あるなり。何ぞや、曰く

一、勞力の品質如何、

二、組織の有無如何、

三、仕事の性質如何、

是れ也。(一)カール・マルクス嘗て曰く、凡そ勞力には品質上二種の種別ある可し。

一は特別の技量を要すべき労働即ち「**特種労働**」[Spezielle Arbeit]にして、他は特別の技量を要せざる労働即ち「**普通労働**」[Allgemeine Arbeit]是れなりと。洋服裁縫師、美術工、藝匠、玻璃職工、機械職工、大工、左官の如きは前者に屬し、小使、人夫、荷上ヶ人、足、鐵道工夫、郵便配達、紡績職工、燐寸職工の如きは後者に屬す。而して特種労働は特別の技量を要し、從て特別の修養を要す。之れ故に此の種の労働は多少獨占性を有し、獨りに局外の競争を許さざるべければ、常に其數略ぼ一定して、競争激烈ならず。之に反し、普通労働は唯人間普通の體格と智能とだに有せば、誰れでも直ちに之に従事し得可く、從て其數常に激變して一定せず、競争盛んに行はる。(二)斯くて特種労働者は其地位比較的安固なれば、強て労働組合を組織するの必要も無く、從て又之

を組織するもの少けれど、普通労働者は其地位常に不安固なれば、労働組合を組織するの必要切に、従て又之を組織するもの多し。而して同種の労働者相集て茲に一團を成し、労働組合を組織するに至らば、競争は絶無に歸す可し。之を以て特種労働たると、一般労働たるとを問はず、其組織の有無如何により、労働者間の競争の程度大に異なるに至らむ。(三)更に又労働者間の競争の程度は仕事の性質により大差を生ずべし。之れ蓋し數多き仕事の内には、危険の大なるものある可く(水夫、火藥工の如き)、人情之を好まざるものある可く(屠工、革工の如き)、人格の高きを要するものある可く(寶石工、造幣工の如き)、凡そ此の如きは誰れしも従事するを欲せざる可く、又誰しも従事する能はざるものなるを以て、自から競争者少ければ也。

第三款 勞力の需給と賃銀

斯くて一方に勞力の需要の高定り、他方に勞力の供給の高定る。此の結果、需要の高にして供給の高を越るときは賃銀高く、供給の高にして需要の高を過ぐるときは賃銀低く定るべきは、一般價格の場合と異なる無き也。

以上は現在の如き交通經濟組織の下に於て、通常賃銀の決定すべき常道なれど

も、人事の複雑なる、賃銀は常に此の如き經濟的原因によつてのみ決定せられずして、又時に人情、風俗、習慣、情誼等、非經濟的原因によつて左右せられ、増減さるゝことあるは、之れ亦一般價格の場合と同一なるのみならず、特に賃銀に於て其の場合多きを見る。之れ蓋し地方に於ける雇主と被雇人との間には、今尙ほ往々にして主從的觀念の殘存するものあるを以てなり。されど賃銀が非經濟的原因により左右せらる可きは、昔に多くして今に少く、而も交通經濟組織の發達と與に、日に月其勢力を失ふものなれば、大局より論じて、賃銀は主として勞力に對する需要供給の關係に定るといふも、必ずしも過言に非ざる也。

第四節 賃銀問題と勞働問題

以上述べたる所を綜合するに、今日勞力是一種の財なり、雇主は其買手なり、労働者は其賣手なり、賃銀は其間の需要供給の關係に定るべき一種の價格なりといふに歸着す。果して然らば一般の價格の決定と同様に、賃銀の決定は之を自然の成行に放任して、少しも干渉すべからざるものゝ如きも、茲に一考すべきは、勞力是一種

の財なれども、他の財と全然同一性質のものにあらざる可く、労働者は勞力の賣手なれども他の財の賣手と異なる境遇にあるものなる可く、従て、其價格たる賃銀の決定も亦全く普通の價格の決定と同一視して、之を自然の成行に放任する能はざるの事情あると是れ也。今其理由を説明せむに、

第一、通常労働者は貧困にして、其日の收入を以て其日の生活を維持せざるべからざるの窮境にあるより、賃銀に對する慾望は常に強烈なると、

第二、之に加ふるに勞力の供給は即ち労働者の供給なれば定れるの數にして労働者と雖も之を増減する能はざるより、他の財の如くに、勞力の供給は常に勞力の需要を超過するの傾向あると、

第三、斯くて屢々勞力過剩のこと起るも、通常労働者は家族の關係、生活の状態、交通の不便等に制せられて、需要を、追て走る能はざるより、常に需給の調和を得難きこと、

第四、上記三種の事情あるが上に、資本制度の今日なれば雇主と労働者との間の勞力の懸隔甚しく、爲めに其間の労働契約は名は自由契約なれども、其實屢々

々不自由契約たるに終るべきと、

第五、然るに勞力是一種の財なれども、労働者の身體を離れて存在する能はざるものなるより、勞力賣買に關する契約の不自由は、懸て労働者の心身の不自由を伴ふべきと、

是れ也。されば賃銀の決定をして自然の成行(即ち自由契約)の儘に放任せむか、屢々賃銀の公正を失するのみならず、動もすれば労働者をして奴隸と相去る遠からざるに至らしむ。前者は忍ぶべしとするも後者は忍ぶべがらず。是れ賃銀問題は懸て労働問題たり、又懸て社會問題たる所以也。

然らば之に處すべき方法如何。一は自助法にして、他は他助法なり。一は労働者の團結にして、他は國家の保護なり。若し労働者にして自己の地位を自覺し、一致協力の精神を浩養せむには、労働組合(註百六十四)を組織すると必しも困難ならざる可く、労働組合にして組織せられむには、優に雇主に對抗し得るの勞力を得可けむ。小能く大を制するの途は之を措いて他に又良策無き也。されど之は一般労働者の智識の發達を俟つにあらずむば、望むべくして行はれ難き所なり。之を

以て國家は之を期するを以て足れりとなさず、其國工業の發達の程度を標準として、之に適應す可き工場法(註百六十五)を制定し、労働年齢、労働時間、徹夜業、婦人労働、賃銀支拂法等に制限を設け、労働契約に向て適度の干渉を試むるの用意なかるべからず。

註百六十四

「労働組合」Trade Union; Gewerkschaftとは又名「職工組合」とも稱せられ、自己の

利益を保護増進するを以て目的とする、同種労働者の團結をいふ。されば労働組合の爲すべき主なる職務は

第一、労働契約の衝に當ること、

第二、労働保険の任に當ること、

第三、労働紹介の局に當ること、

等とす。(第一)労働者の利害休戚は主として労働契約の上在り。然るに労働者單獨の力にては到底雇主に拮抗すべからざるが故に、屢々不利の労働條件を強らる。勿論、工場法を制定せる國に於ては、豫め法律を以て労働時間、休憩時間、休業日、賃銀支拂法等を規定し居るが故に、是等の點に就ては、雇主の壓制を被らざる可きも、最も肝要なる賃銀の約定に就ては國家の力も亦及ばざるが故に、労働組合の勢力を假る必要生ずるなり。労働組合は時勢に應じて労働條件に關する一定の準則を定め置き、組合員をして之に基き雇主と労働契約を締決せしめ、若し組合員に

して之に依らずして雇傭の契約をなすときは、直ちに之を除名す。されば労働組合は組合の勢力を以て間接に労働契約の衝に當るものといふ可し。(第二)労働組合は又組合員の災厄、疾病、老廢、失業に對して保険の制を設け、組合員共済の實を擧ぐるもあり。(第三)斯くて労働組合は組合員の失業に對し保険の制を設け、其急を救ふの途を講ずると同時に、又別に労働紹介の任に當り、労働者をして一日も早く職業を得せしむるの便宜に供するを常とす。

次に労働組合の組織如何といふに、通常組合員は一國(時には數國に亘ることあり)又は一地方に於ける一定資格の同種労働者より成り、何れも中央に本部を設け、各地に支部を置き、常に互に氣脈を通じ、一致の行動を採る。本部には書記長、會計、及び委員會を設けて執行機關となし、別に各支部の代表者より成る本部會を設けて議決機關となす。支部に於ける組織も大要之に同じ。

元と労働組合なるものは十八世紀の末英吉利に發生し、英吉利に成功し、廣く各國に及したるものなるが故に、今日に於ても英吉利を以て最も盛んなりとす。最近千八百九十九年の調査に依れば、組合數千二百九十二、組合員數百八十萬の多きに達す。次に佛蘭西に於ては、組合員數四十九萬餘、獨逸に於ては六十八萬餘、伊太利に於ては二十六萬餘、澳太利に於て二十萬餘等とす。我國に於ては明治三十二年の頃、職工組合起り、日鐵矯正會起り、活版工組合起り、一時は稍々成績好ましなりしも、間もなく内部に紛擾生じて、相次で倒れ、我國職工の智識の程度は、未だ此の種

の組織に適合せざるを證明しぬ。

第六十五 [工場法] Factory legislation; Arbeiterschutzgesetzgebung

とは労働者が工場を営むに

際むる可き弊害を除去せむとの目的に成る法律をいふ。其内容に至ては、各獨立法の相違により、多少の相違を免れざれども、通じて論ずるときは、大體の六項より成るものと謂ふ可し。

- 一、 子供労働に関する制限、
- 二、 婦人労働に関する制限、
- 三、 労働時間に関する制限、
- 四、 休業日に関する規定、
- 五、 操業に関する保護規定、
- 六、 賃金支拂に関する取締、

是れ也。以下順を逐て之を説明せむ。

第一、 子供労働に関する制限。 工場法中、先づ第一に規定す可きは子供労働なり。昔は子供にして労働に従事するが如きは、絶て無くして存する所なりしも、近世的工業(即ち機械使用の工場工業)の勃興するや、次第に其の多きを加へ、今や到る處其數益々多からむとす。是れ益し近世の工業は機械の使用と分業の發達とにより各部の仕事を簡單ならしめ、容易ならしめられたれば、可憐き兒童と雖も且つ之に参加し、之に従事し得るとなりたれば也。斯くて世に無数の小労働者

を出すに至りしのみならず、其數の無量なるより、賃金は低廉となり、労働時間は長せられ、小労働者若者の弊漸く世人の注意を喚起するに至りたれば、遂に各國民に之が取締法を設くるに至りぬ。

普通子供労働として特別の保護を享くるものは、滿十八歳以下のものに限る。滿十八歳以下滿十四歳以上もの之を少年工と稱へ、一日十時間の労働を以て限度とし、滿十四歳以下滿十二歳以上もの之を幼年工と稱へ、一日六時間の労働を以て限度とし、滿十二歳以下のものは全然労働を禁止す。又幼少年工共に原則として夜間労働、日曜日労働を禁止し、一定の豫防的設備ある場合に限り、有害又は危険なる業務に従事するを許す。

第二、 婦人労働に関する制限。 元來、婦人は家庭労働、農務労働、若くは家内工業にこそ従事したれ、其遂に工場労働に従事するに至りたるは、近時のことなり。其途に至れる原因は大要小子供労働と異ならず、其弊害に至ては既に第十一條第二節第一款第二項に詳述せしかば、茲に之を再せざるべし。夫は兎に角、假令へ幼年工にも非ず、又少年工にも非ざるも、既に女工たる以上は、之に對して特別の保護規定の必要を認むるは、今日文明國に於ける常態なり。然らば女工に對して如何なる保護規定を設くるやと云ふに、之れ亦國々により多少の相違あれど、通じて言ふときは、一日十一時間の労働を以て限度となし、一切の深夜業並に一定の條件を具備する場合の外、有害又は危険なる業務に従事するを禁じ、産後四週間

労働に従事するを得ずと定む。

第三、労働時間に關する制限。労働時間の制限とは成年工に對する最長労働時間の制限をいふ也。幼年工、少年工、女工に對し労働時間を制限すべきは論無きも、更に一步を進めて、成年工に對しても亦同じく労働時間を制限すべきか。之れ随分議論多き所にして、反對論者は曰く、心身共に十分に發達せる成年工に對してまでも、斯る干渉を敢てするは有害無益也。彼等は長時間の労働に堪へ得可く、又堪へ得べき労働時間を知覺し得るの腦力あるものなれば、徒らに労働時間を制限するは彼等の自由を束縛するものなりと。賛成論者は曰く、労働者は通常生計裕かならざるものなるを以て、誘ふに増賃銀を以てせむか、堪へ得ずと知りつゝも尙ほ且つ之を承諾せむ。斯る態度を重るに及ては、遂に彼等の健康を害し、天死、早衰交々發つて、小にしては個人、大にして一國の大害を醸すに至る可しと。孰れにもせよ、此のことたる一國の經濟上、社會上に重大なる關係を有するものなるを以て暫く之を工場法中に明定するを避くるの謂多く、其之を明定するは、瑞西、奧、意大利、露西亞、佛蘭西等の外に出でず。而して是等四箇國に於る規定を見るに、一日十一時間の労働を以て限度となすものゝ如し。

第四、休業日に關する規定。人間は機械にあらざるが故に、労働者にも亦時に休養を要す。然るに雇主は産額の増加を欲して之れを厭はず。労働者も亦目前の利益に眩惑して之を欲せず。遂に一年を通じ、二年を通じ、三年を通じて、間斷

無く労働するに至らむか、遂に健康を害して復た救ふべからざるに至らむ。之れ國家が豫め法律を以て休業日を規定し置くの必要ある所以也。此點に關する各國の立法例を見るに、通常日曜日並に大祭日に限り労働に従事するを禁ず。但し其範圍を幼年工、少年工、女工に限り、成年工に迄も及ぼすものは未だ多からず。

第五、操業に關する保護規定。元來工場なるものは、比較的狹隘なる場所に多人数を集め、無数の機械を運轉せしむるものなれば、之に對し何等の取締無らむか、往々にして労働者の生命、健康、並に風儀を害すべし。之れ國家が工場法を設けて、工場の取締を嚴にし、工場の容積を定め、工場内の温度、光力、空氣の流通、瓦斯塵埃の排除、機械に對する危険豫防等の設備を命ずる所以也。されど此の如き複雑なる取締事項に就き、一々詳細なる規定を設けむは、獨り不可能なるのみならず、又實行上極めて困難なる可し。之を以て各國典に工場法には一般に通ずる概則を規定し置くに止め、詳細なる事項は、之を各工場の種類に従ひ、工場監督官の手加減に一任するものゝ如し。

第六、賃銀支拂に關する取締。この項に屬するものは、國の事情、土地の状況により種々なれども、大要は次記の四項より成る。即ち

- 一、物給制度の禁止、
- 二、賃銀減額の取締、
- 三、第三者に對する賃銀支拂の制限

第五節 賃銀支拂額の決定

是れ也。(一)労働制度の善多くして利少きは既に本章第二節第一款に述べたれば之を省く。(二)工場主が労働者の過失、怠慢、其他労働規則違反の原を以て賃銀減額を行ふは、或程度迄必要なるを認むるも、又同時に之が濫用を取除らざるべからず。之を以て工場法は之れが濫用の範圍、限度、並に罰金使用の方法等に關し、規定する所なかるべからず。(三)賃銀は労働者に取て唯一の收入なれば、第三者に對する賃銀支拂に關して相當の取締を要す。之れ故に通常工場法に於て賃銀は一定額を限り若くは一定の條件の下に於てのみ、之を差押へ得るとの規定を設くるもの多し。(四)又賃銀は労働者に取て唯一の財源なれば、永く之れが支拂を阻害せむには、遂に資金を絶し、負債に苦しむの弊害を伴ふべし。之れ故に工場法は賃銀支拂期日を規定し、通常一週間に之を支拂ふ可しと定む。

此外、労働規則に關する取締、労働給に關する規定、解雇報告期間に關する規定、労働契約違反の場合に於ける取締、工場監督官に關する制度等、工場法中に規定すべく、又現に規定され居る事項あれども、煩しければ之を省く。讀者若し工場法に關する詳細なる研究を欲せば、國民經濟叢書第二卷第六號、第三卷第一號及第二號、同種「各國労働者保護法」桑田勝藏著「工業經濟叢書」第十三卷「Kuno Frankenstein, Arbeiterschutz, Leipzig, 1896; Art. "Arbeiterschutzesetzgebung, im Handw. d. Statist. I. Bd.等」を參照すべし。

然るに労働組合といひ、工場法といひ、與に直接は賃銀の引上、又は賃銀の公正を

得せしむるの手段にあらざるを以て、更に一步を進め、國家は法律を以て賃銀の最低額を限定すべしと説く者あり。されど此説は法律萬能を信ずるものにあらず。ひば則ち經濟の理に暗さるもの也。賃銀の決定をして自由契約のなす所に放任せば、不當なる賃銀を見ると疑無けれど、さりとて賃銀も亦一種の物價なる以上は、他の物價と同様に、需要供給の關係如何により、常に一上一下一高一低あるを免れず。之れ故に賃銀の最低限度にして低きに失せば其效無く、高きに失せば自由を妨ぐ可く、而も常に其中正を得ひと、神ならぬ身の到底望みなきなり。且つ夫れ勞力に各種あるが故に、賃銀にも亦各種なかるべからず。從て賃銀の最低限度にも亦各種なかるべからず。斯くて世上百般の賃銀に就き豫め一々最低賃銀額を法定し而も市況に應じて常に之を改正せむは、言ふに易く行ふに難からむ。

第五節 賃銀増加と労働能力

斯くて賃銀も亦一種の物價なる以上は、之か最低額たりとも豫め法定すべからざる性質のものなるが、さりとて現社會組織に於ける労働者の境遇を思はざれば

彼等の團結の力により、一は國家の法制の力により、彼等の地位を高め、彼等の人格を傷けざるの用意無るべからず。然るに此のことにして行はれむか、間接直接の差こそあれ、結局、労働者の賃銀の増加となる可し。果して然らば、労働者の賃銀の増加は、生産費の増加となり、小にしては當該事業の衰運を招き、大にしては國際競争場裡に於ける自國産業の競争力を減殺するに至らざるか。之を然りと是認するものあり。之を然らずと否認するものあり。議論百出、停止する所を知らざるは、此問題に關する古來の常態なれども、究局する所、次記二種の異説に歸着するもの如し。

第一、高き賃銀は常に必ず高き勞力なりとの説、

第二、高き賃銀は必しも高き勞力に非ずとの説、

即ち是れ也。前者は舊説にして、後者は新説なり。先づ舊説より説明せむに、曰く、凡そ労働者なるものは、收入多きに從て愈々怠慢となり、收入少きに從て益々勤勉となる。之れ故に人若し労働者をして勤勉ならしめむと欲せば、賃銀を引下るか、若くは之と同一の結果を生ず可き日用品の騰貴又は増税により、彼等の生計を困

難ならしむるに如くは無しと。此説は十七、八世紀の頃、チャイルド Sir P. Child、トカー J. Tucker、アトサー、ヤンツ Arthur Young 等の諸學者により、頻りに唱導せられ、永く人心を支配せしが、十八世紀の中頃より之に對する反對説出て、就中、アダムスミス、ベンジヤミンフランクリン、マッカロック、セニオン(註百六十六)殊に近時に至てはシュルツェ、ゲザアーニツ Gerhart von Schulze-Güternitz、マートン、ホフ G. Schönhoff(註百六十七)等輩出するに及て、或は心理上より、或は生理上より、諸種の事例を引用して以て遺憾無く舊説を論破せり。之を新説となす。其説に曰く、彼の牛馬を見よ、營養十分なるときは勞働力も亦増加し、營養十分ならざるときは勞働力も亦減少す。牛馬然り、人豈に然らざるを得むや。賃銀にして低きときは、營養を怠り、體力を減じ、元氣衰へ、勞働能力從て減ず。之に反し、賃銀にして高きときは、營養加はり、體力増加し、智能を嵩め、勞働能力從て加はる。且つ夫れ人類は牛馬と異なり、報酬厚きに從て勞働心も亦厚く、魚心水心交々臻て、大に其勞働の功程を加ふ可し。之を以て高き賃銀は必ずしも高き勞力に非ず、却て安き勞力たる場合多しと。

註百六十六 マッカロック曰く、愛蘭人、波斯人、印度人の低き賃銀は果して彼等をして

勤儉ならしめたりや、將又英人、米人、和蘭人の高き賃銀は果して競争をして進歩せしめたりや。事實は全く之に反するに非ずやと。

セニナル曰く、之を英吉利の製造家にして、佛蘭西に工場を有する者に聞くと、佛蘭西に於ては英吉利よりも賃銀安きに拘らず、生産費は却て増加すと。一見不思議の如くなれども、其實然らず。之れ佛蘭西労働者は賃銀低きも労働能力も亦少きより、之を英國に比すれば、多数の労働者を要し、多数の建築費を要し、巨額の監督費を要するが爲めなり。英人一人の生産する所は佛人二人の生産する所にして、英人一人の能くする所は愛蘭人三人を要する所なり。されば英人一人の賃銀は佛人二人の賃銀に當り、愛蘭人三人の賃銀に當るも、決して高き賃銀にも非ず、又高き賃力にもあらずるべしと。

四百六十七

Schulze-Gävernitz, *Der Grossetrieb, ein wirtschaftlicher und sozialer Fortschritt*, 1892 (山崎覺次

譯註「大工業論」明治三十六年、有斐閣出版。G. Schühof, *The Economy of High Wages*, London & New York, 1892.

以上兩説を吟味するに、孰れも一面の眞理を含むものゝ如し。却ち國により、時代により、高き賃銀は常に必ず高き賃力なることあり、又た高き賃銀は却て安き賃力なることある可し。昔に於ては第一の場合多く、今に於ては第二の場合多く、未開國には第一の場合多く、文明國には第二の場合多し。更に其の理を詳説せむに、

高き賃銀の高き賃力たると、安き賃力たるとの區別を生ずる原因は、大略、次記三種の事情の如何によるものゝ如し。即ち

第一、 其國文化の程度如何、

第二、 賃銀増加の程度如何、

第三、 機械使用の適否如何、

是れ也。(第一萬事奮習を墨守し、因循姑息にして、上向心乏しき未開國民にあつては、一朝收入増加し、生計に余裕生せむか、其余裕あるに安じて慢心起り、再び生計に窮するに至る迄、働かず、動かず、優々惰眠を貪るべければ、何等労働能力を加ふること無くして、却て減少すべし。之に反し、萬事進取を旨とし、有爲活潑にして、上向心強き文明國民にあつては、收入の増加は修養の増加となり、營養の増加となり、労働力労働心與に増進して、多々益々労働能力を加ふ可し。(第二)されど未開國民は申すに及ばず、文明國に於ても、賃銀の増加率僅少なるときは、其效果現はれざると與に、賃銀の増加率多大なるときは、奢侈となり、放逸となり、淫費起り、慢心生じて、何等好果無きに了らむ。之れ故に賃銀の増加は漸を以て加ふ可く、漸を以て加ふるに於

て、刺激となり、獎勵となり、労働心増加し、労働能力加はらひ。(第三)更に又高き賃銀の却て安き勞力となるは、賃銀の騰貴に刺激せられて、機械の發明起り、機械の應用起り、依て以て勞力を節約するにもよる也。註百六十八(百六十九)之れ故に高き賃銀の高き勞力となると安き勞力となるとは、機械の應用に適する業務なると否とにより差別を生ず可し。

註百六十八 賃銀の騰貴は一方に於て機械の發明を催すと同時に、他方に於て爲に眞工生ず。斯くて生ぜる眞工によるにあらざむは、斬新なる機械を發達し且つ有利に運轉する能はず。斬新なる機械を發達し且つ有利に運轉するにあらざむは、勞力は節約されず。於是乎知る、賃銀の騰貴あつて初て勞力の節約起るを。更に知る、高き賃銀によつてのみ安き勞力を得るとを。

註百六十九 新機械の發明、新機械の應用により、勞力を節約するとの著しきは、既に第十四章第四節第一款に於て詳述せしも、更に茲に二三著明なる事例を掲げむ。
 フォリッホワツナ曰く、米國の調査によれば、前代に比し、現今機械使用の爲に省ける勞力の割合は、紡績業に於て三割乃至五割、農具製造業に於て七割、製靴業に於て八割、製粉業に於て七割五分に當ると。
 シェーンホフ曰く、建築に用ゆる方形條鐵に關する鍛工の賃銀を見るに、獨逸に於ては一日三馬克(一圓五十錢)にして、米國に於ては一日三弗(六圓)なり。然るに其

價は却て反對にして、獨逸にては一封度九仙なるに、米國に於ては三仙四分の三に過ぎずと。又曰く、時計製造に機械を使用するに至りし以來、マサチューセツ州に於ては、十弗七十一仙の高賃銀を支拂ふに拘らず、シユウワアルツ、ヴァーールド(獨逸)のトリールベルロに於ける十乃至十二馬克の勞力になる時計よりも廉價に製造せらる。之れ皆高き賃銀を支拂ふて眞工を雇ひ、斬新の機械を使用して勞力を省くより、却て生産費を減するが爲め也。

之を要するに、勞力の廉不廉は賃銀の高低に決せずして、労働能力の大小に決す可く、而も労働能力の大小は労働者の心身の健不健に決す可く、労働者の心身の健不健は労働者の収入の多少に決す可く、労働者の収入の多少は賃銀の高低に決す可し。斯くて賃銀の高低は労働能力の大小を決するか故に、高き賃銀は必ずしも高き勞力に非ずして、却て安き勞力たるもある也。されど之は

第一、該労働者が増収入を濫費せざること、

第二、増収入か該労働者を慢心せしめざると、

の二前提の下に初て成立し得可き論斷なるが故に、低度文明の國民に於ては高き賃銀は高き勞力なる可く、未開國に於ては賃銀と労働能力と多く反比例をなすと

いふも亦其理なる可し(註百七十)

註百七十 以上論ずる所は主として賃銀の増加と労働能力との關係なれども、労働時間との關係と労働能力との關係に於ても亦同一の理なり。未開の民に對して労働時間を短縮し、若くは一時に労働時間を短縮すると甚しきに失せば、其效果もらざるべきも、文明の民に對して漸次に労働時間を短縮せむには、爲に労働者は心身休養の期を得べきか故に、永き間には却て労働能力を増加し、労働力程を増加し、製品の改良となり、製品の増加となり、遂に雇主をして長き労働時間は必ずしも安き費力に非ず、短き労働時間は必ずしも高き費力に非ず、短き労働時間こそ却て安き費力たる場合多きの理を首肯せしむるに當らむ。

され、今日文明國に於ては企業利潤の許す限り、漸次賃銀を引上り、労働時間を短縮し、依て以て労働者の生計を裕ならしめ、依て以て労働者に心身修養の期を得せしむるは、雇主も亦自から利する所以にして、常に労働組合と戦ひ、終始工場法に抗するは、却て自から損する所以なれども、凡そ此の種の利害の現るゝは、或は一年を要するとあり、或は二年を要するとあり、或は三年を要するとあるを以て、短見者流には望むべからず、又多く俗耳に入り易からざる所以也。

参考文献

- Schönberg, Art., "Arbeitslohn", im Handw. d. Staatsw., I. Bd.
Philippovich, Grundriss d. Politischen Oekonomie, I. Bd., 6. Aufl., S. 316-334.
Mithoff, "Volkswirtschaftliche Verteilung", in Schönberg's Handbuch, 4. Aufl., I. Bd. S. 699-732.
Brentano, Arbeitsverhältnis gemäss dem heutigen Recht.
Herker, Soziale Reform als Gebot des wirtschaftlichen Fortschrittes, 1891.
Dietzel, Produktionsinteresse der Arbeiter, 1903.
Marshall, Principles of Economics, bk. VI, chs. III-V.
Clark, Distribution of Wealth, 1889, chs. VII-VIII. XV. XXI.
ditto, The Dynamics of the Wages Question (Am. Econ. Assoc. Publications, 31. series, IV, 1903).
Macfarlane, Value & Distribution, 2. ed., 1900, part II., bk. IV.
Tausanig, Wages and Capital, London, 1896.
Webb, English Trade Union.
ditto, Problems of Modern Industry, 1898, ch. III.
Ashley, Adjustment of Wages, 1903.
Schloss, Methods of Industrial Remuneration, 3. ed., 1898.
J. Davidson, The Bargain Theory of Wages, 1898.
M. Pantaleoni, Pure Economics, 1898.
Hadley, Economics, 1896, ch. X.

第二十六章 利潤

第一節 利潤の意義

「利潤」Profits, Gewinnには廣狹二種の意義あり。「廣義の利潤」とは、一定期間に於ける企業の收穫中より支拂ふべき地代、利子、賃銀並に其他の費用(註百七十一)を控除せる殘額をいふ。「狹義の利潤」とは、廣義の利潤中より更に企業家の土地資本、勞力に對する普通の地代、利子、賃銀(註百七十二)を控除せる殘額をいふ。孰れにもせよ、利潤は企業の結果と、其之に要せし費用との差額即ち剩餘價值にして、其費用を狹義に解すると、廣義に解するとにより、廣義の利潤と狹義の利潤との別を生ずる也。されば廣義の利潤は即ち「企業所得」Unternehmerinkommenにして、之を「總利潤」Gross profitsと名くべく、狹義の利潤は即ち「企業利潤」Unternehmergewinnにして、之を「純利潤」Net profitsと名くべし(註百七十二)。

註百七十一 其他の費用とは、廣告費、保險料、運賃、租稅、賭掛等、企業經營上の購入費を

解釋する也。

註百七十一 企業家の土地、資本、勢力に對する「普通の地代、利子、賃銀」とは、其地其時に於て同一の土地、資本、勢力の得可き地代、利子、賃銀をいふなり。之れ英語にて所謂 *Rent, interest and wages at the current rate* なるものにして、約言せば「世間並の地代、利子、賃銀」の意なり。

註百七十二 英米の學者は多く廣義の利潤を以て純利潤と名け、狹義の利潤を以て純利潤と名く可く (*Seligman, Principles, P. 364*)。獨逸の學者は多く廣義の利潤を以て企業所得と名け、狹義の利潤を以て企業利潤と名くるが如し (*Mitthoff, Schönberg's Handbuch, I. B. 750-755; Philippovich, Grundsätze, 16. Aufl. S. 295; Wirminghaus, Zeller's Wörterbuch, II. 2. Aufl., 1907, S. 1180-1182*)。

されど利潤には純利潤と純利潤との區別存すべきか。換言すれば企業所得と企業利潤とを區別するの理由如何。之れ大に議論ある所なれば、暫く之が研究に従事せむ。元と利潤は常に必ず地代、利子、賃銀と對立すべきものなれども、企業家は常に必ず地主、資本家、労働者と對立するものに非ず。是れ蓋し企業家にして同時に地主たる場合あり(自作地主の如き)、企業家にして同時に資本家たる場合あり(株主の如き)、企業家にして同時に労働者たる場合あり(小作人の如き)、又企業家に

して同時に資本主たり、地主たり、労働者たる場合あれば也(生産組合員の如き)之を以て企業家の所得即ち企業所得には、或は地代を含むとある可く、或は利子を含むとある可く、或は賃銀を含むとある可く、或は地代、利子、賃銀與に之を含むとある可し。されば一派の學者は曰く、凡そ企業所得なるものは

一、企業家が資本主たる資格より受く可き利子、即ち「資本利潤」*Kapitalgewinn der Unternehmer* (註百七十三)

二、企業家が労働者たる資格より受く可き賃銀、即ち「企業賃銀」*Unternehmerlohn* (註百七十三)

三、企業家が企業家たる資格より受く可き利潤、即ち「企業利潤」*Unternehmergewinn*

てふ三要素より成るものにして、企業所得より資本利潤並に企業賃銀を除きたる剩餘こそ、即ち企業利潤也と (*Philippovich, Grundsätze, I. Bd. 6. Aufl. S. 295*) (註百七十四)。之に反對するものは曰く、今日多くの企業所得は是等三種の要素より成るべけれど、元と是れ複雑混淆して存するものなれば、其孰れが資本利潤にして、其孰れか企

業賃銀にして、又其孰れか企業利潤なるやは、實際に於て到底分拆し得可きものに非ず。實際に於て到底分拆し得可きものに非ずとせば、寧ろ此の如き空想的分拆を試むるを止めて、企業所得は即ち利潤なりと稱するの優れるあるに如すと。されど吾人の見る所を以てすれば、今日企業家の種類の多き内には、土地をも出さず、資本をも出さず、又別に勞力をも提供する無くして、企業家の一員に加はり、他業所得を得るものある可しと雖も、其多くは單に借入の土地、資本並に勞働者を使用するに止らて、別に自己所有の土地並に資本を企業に充用し、若くは自から實際の經營に従事するものなり。されば企業家にして全然他人の資本勞力によるときは、企業所得は即ち利潤なれども、其然らざる場合に於ては、企業所得中に前記二種若くは三種の要素を含有するものと謂はざるべからず。從て企業利潤は企業所得の一部にして、全部にあらずと斷ずるの外無けむ。勿論、此の場合に於て企業所得中の各要素を分析せむと、實際に不可能なるべしと雖も、單に實際に分拆不可能なるの故を以て、諸種の現象の分拆的研究を廢せむには、同時に學理の研究を廢するの外無けむ。彼の土地と資本との區別の如き、實際地代と自然地代との區別の如

き、結局區別すべからざるものたるに至らむ。且つ夫れ企業家の欲する所は企業所得に非ずして、企業利潤にあるなり。企業所得如何に大なるも、資本利潤並に企業賃銀を償ふのみにして、何等企業利潤を剩さざるに於ては、企業家は遂に企業を廢するに至らむ。是れ蓋し資本利潤といひ、企業賃銀といひ、共に世間並みの利子賃銀に外ならざるべきを以て、夫れ丈を得むとの考なれば、敢て自から企業の危険を冒さざるも、其の資本を他人に貸付け、其勞力を他人に提供するに於て、容易に且つ安全に得るべきものなれば也。由是觀之、企業家の去就を決すべきは企業所得の大小にあらずして、企業利潤の有無にありと謂ふ可く、企業固有の利益は總利潤にあらずして純利潤にありと謂ふ可し。是れ吾人が曩に企業所得と企業利潤とは之を明別す可く、總利潤と純利潤とは之を明別せざるべからずと斷ぜし所以にして、畢竟するに、企業の結果、常に企業家の收得する所は、企業所得即ち總利潤なれども、企業の結果、特に企業家の利益する所は、單に企業利潤即ち純利潤なりと謂ふ可し。

註百七十三 企業家は自己の資本以外に自己の土地をも自用に供する場合あるべし

れば、利子以外に地代をも收むべく、『資本利潤』以外に『土地利潤』をも數ふ可き筈なれども、フキリッホサッチの意見によれば、生産上よりは兎に角、企業上より見れば、今日の土地は已に一種の資本(即ち固定資本)なりと見做すを得可きにより、事の簡明を圖るの必要上、單に資本利潤と稱して、其内に利子と地代とを含ませしめたる也。又企業家が労働者たる資格より受く可き賃銀即ち企業賃銀の内には、企業家の肉體、的労働に對する報酬の外、企業家の精神的労働(例令ば、企業的设计、組織、經營監督、終引、計算等の如き勞力)に對する報酬をも含むもの也。

註百七十四

ヒアソンの如きも『利潤』Profitは

一、企業危険に對する補償 Compensation for entrepreneurs' risk.

二、企業賃銀 Entrepreneurs' wages.

三、企業剩餘 Entrepreneurs' surplus.

の三要素より成ると云へり (Pierson, Principles of Economics, Vol. I, 1902, Pp. 237) 用語に多少の相違あれども、其趣旨に至てはフキリッホサッチと大差ある無し。

されど企業所得内の地代、利子、賃銀、即ち資本利潤及び企業賃銀と、企業所得外の地代、利子、賃銀(即ち普通の地代、利子、賃銀)とは、全然同一なるものに非ず。企業所得外の地代、利子、賃銀は多く生産前若くは生産の中途に支拂はるゝものなれば註百七十五)直接に企業成敗の影響を被らざるに反し、企業所得内の地代、利子、賃銀は生

産終了の後始て企業家の收得する所なれば、直接に企業成敗の影響を被るなるべし。即ち企業にして失敗に了らむか、企業利潤は勿論、此の種の地代、利子、賃銀を得るの所得も亦無きに至らむ。之を『企業損失』Unternehmerverlustと名く(註百七十六)。之れ故に企業利潤の有無大小は當然企業所得の有無大小によるものと謂ふを得べし。然らば企業所得の有無大小、從て生ずる企業利潤の有無大小は如何にして發し、又如何にして定るや。請ふ之を次節に詳論せむ。

註百七十五

元來地代は企業所得内の地代たると、企業所得外の地代たるとを問はず。凡て生産費以外に剩餘あるより初めて生ずるものなるに(第二十三節第一節及び第二節參照)、生産前若くは生産の中途に於て既に早くも其額決定し、其支拂を見るに至るとは、一見怪疑に堪ざるものゝ如し。然り、凡ての所得中、生産費の一部を構成するものは唯利子と賃銀のみにして、地代と利潤とは然らず。即ち前の二者は前定性のものなれども、後の二者は後定性のもの也。されど地代は土地に附随するものなるより、通常之れか評價の基礎となり、還元算法により資本に見積られて、其價格を決定す。例令ば茲に年百圓の地代を生ずる地所ありとせば、當時市場の利率年五分なりとせば、其の地所は二千圓の資本と見做され、又之に近き價格を以て賣買せらるゝを常とす。若し此價格にて該地所を買入るゝ者あらむには、其の

價格に對する利子即ち地代は生産費の一部を成すこと、普通利子と同じかる可し。

註百七十六 企業利潤の有無大小は企業所得の有無大小に發し、企業所得の有無大小は企業の成敗に發すとせば、企業利潤は一個の剩餘價值たると、地代に異ならず。之を以て彼のマンヨンドの如きは企業利潤を指して *Unternehmerrente* と名け、又彼のヒアソンの如きは之を *Entrepreneurs' surplus* と稱せり。唯夫れ地代は全然自然に基く剩餘價值なれども、企業利潤は多く人爲に基く剩餘價值なる點に於て(自然に基くともあれど)彼れ此れ差異あるを見る。又此の差異あるか故に、地代は全然之を社會の所得となすの理由ありと、企業利潤は然らざる也。

第二節 利潤の起因

前節述ぶる所の如く、凡そ企業の盛衰存亡は企業利潤の有無大小如何に定るものなれども、企業利潤の有無大小如何は企業所得の有無大小如何に定るものなるを以て、企業所得の有無大小の別を起す所以を説かむには、自から企業利潤の有無大小の別を起す所以を了解し得可く、又從て企業に盛衰存亡の別を起す所以をも了解し得可けむ。

果して然らば企業所得は如何にして發生し、又如何にして大小の別を生ずるやといふに、夫は

- 一、 賣上高の大小如何、
- 二、 生産費の大小如何、

によるものと謂ふ可し。是れ蓋し企業所得は企業の結果即ち賣上高と企業の入費即ち生産費との差額なれば也。而して賣上高の大小如何は、物價の高低如何による可く、生産費の大小如何は之を構成する地代、利子、賃銀等の多寡如何による可し。兩も物價決定の原因は既に之を第十八章第三節に説き、地代、利子、賃銀決定の原因は既に之を第二十三章第二節、第二十四章第三節、第二十五章第三節に論じたれば、企業所得從て企業利潤決定の原因は自から之を其間に看取し得可けむも尙ほ事の順序として、之に基き企業所得從て、企業利潤に大小の別を生ずる主なる原因を擧れば、

- 一、 企業家の力量如何、
- 二、 資本の大小如何、

三、獨占の有無如何、

四、時運の向背如何、

等なる可し。(一)企業の成敗は先づ第一に企業家の力量如何による可し。企業の選擇といひ、製品の改良といひ、原料の廉買といひ、賃銀の節約といひ、經營の敏活といひ、販路の擴張といひ、皆是れ企業の成功の原因にして、又皆企業家の力量如何による問題なればなり。(二)されど企業家の力量にして、拔群なるも、資本缺乏なるときは、企業の選擇も、製品の改良も、原料の廉買も、賃銀の節約も、經營の敏活も、販路の擴張も、一切萬事意の如くならざるのみならず、斬新の機械を買入れ、旺んに分業を行ふて以て、大仕掛企業の利益に裕すると能はざるべきが故に、資本の大小如何は第二に企業の成敗を分つものと謂ふ可し。(三)斯くて自由競争の今日、企業家の力量如何は先づ第一に企業の成敗を決す可く、又資本主義の今日、資本の大小如何は第二に企業の成敗を分つべけれど、企業家の力量並に其資本にして更に一層偉大なるに至らば、自然的獨占業、鐵道業、瓦斯業、電燈業、市街電氣鐵道業の如き、事業の性質上、當然獨占性なるもの(を)を除くの外、更に別に一種の獨占を生ずるに至る。企業

家にして機械又は製品を發明し、專賣特許權を得、若くは之を買收したる場合の如き、企業家にして諸業の聯合、合同、買收、買占を行ひ、「カルテル」又は「ワラスト」を組織せる場合の如き即ち是れ也。此結果、市場の獨占となり、賣價の引上となり、企業の利益増大すべければ、獨占の有無如何は第三に企業の成敗を決するものと謂ふ可し。(四)されど以上記する所は、皆な是れ企業の成敗を決する人爲の原因なれど、又別に人力の及ばざる自然の原因なるものあり。何ぞや、曰く「時運」Conjuncture, Konjunktur、註百七十七是れ也。投機相場は勿論今日一切の企業は皆其支配を享く。幸に時運に投ずれば凡庸の企業家と雖も巨利を博す可く、之に反すれば非凡の企業家と雖も忽ち一敗地に塗ゆべし。而して時運は之を豫知する能はざるものなれば、従て其影響する所甚大なるべし。結局、時運の向背如何は第四に企業の成敗を決するものと謂ふ可し。斯くて大小四種の原因は企業の成敗を分ち、企業の成敗は企業所得の大小を分ち、企業所得の大小は企業利潤の大小を分つもの也。

註百七十七

「時運」とは企業家又は所有主の意思又は行爲に基かずに起る財の價值に變動を起す外界の事情をいふ。即ち世の中の自然の成行に基く價值の自然の收

得又は喪失ともいふ可く、或は價値の自然の増減又は減少を越す世の中の景氣本景氣とも見る可し。

之れ故に時運は常に積極的のもの(即ち好景氣)のみとは限らずして、又反對に消極的のもの(即ち不景氣)たるもある也。天變地異の結果米價忽ち暴騰せるか如き、人口集中の結果新市街の土地家屋意外に騰貴せるか如き、開戦の結果船舶の需要俄かに増加せるか如きは前者の遺例にして、流行變遷の結果販路愈々絶絶せるか如き、鐵道閉通の結果舊街道の土地家屋意外に下落せるか如き、平和克復の結果軍用品の需要俄かに減少せるか如きは後者の遺例なり。

之を要するに、時運は如何なる時代にも生ずれど、時運は私有財産制の下に於ける特産物なり。世一度ひ或有財産制に入らば、時運により幸不幸を生じ、轉木轉を分つば、數の免れざる所にして、而も分業と交換の發達と共に益々其勢力を加ふるもの也。されど時運により利益するは正當の利益にあらず、時運により損失するは同情を値す。罪無くして産を破り、功無くして産を造るは、孰れにもせよ、斷じて否定せざるべからざるの現象なり。且つ夫れ事今日の如くむば、生産とは皆はず、交換とは皆はず、凡そ經濟界のこと、大小の差こそあれ、皆多少投機の性質を帯びざるは無く、月と興に益々其範圍を擴張し、年と興に愈々其程度を甚大ならしむるの傾向あるを免れず。是れ確に現私有財産制の一大缺點にして、又一大弊害なりと論はざるべからず。

於是乎、社會主義者は共同經濟觀を主張し、國家社會主義者は國有官營觀を主張す。されど夫は一害を除かむとして新に百害を得、角を矯めむとして却て牛を殺すものなれば、吾人の採らざる所なり。吾人の希望する所は、租稅制度の改良により不當なる利得を官沒し、保險制度(就中、勞働保險)の擴張により不當なる損失を補足するにあるのみ。之れ元より完全なる矯正策にあらざるべきも、此の方針を以て進まむには庶幾くは大に此の種の弊害を減少するを得む。

第三節 利潤の正否

由是觀之、企業所得從て企業利潤は人爲に出るとあり、自然に發するとあり、自由競争に因るとあり、市場獨占に基くとあり、需給の投合に發するとあり、需給の不投合に生ずるとあるべけれど通して論ずるときは、私有財産制の下に、企業家が自己の責任を以て、需給の投合を圖るより享くる所の報酬と謂ふ可し。之れ、利潤あるが故に企業起り、事業盛んに、之れ、企業あるが故に世は榮へ、國富む。結局、企業の存在、從て起る利潤の發生は、社會の一部を利益すると同時に、全部を利益するものといふ可く、大體に於て企業は歓迎す可く、利潤は是認す可し。

然るに彼のマークス、ロイドベルッス、ラッサール一派の社會主義者は、是等企業に伴ふ利潤を以て、當然勞働者の有に歸すべき所得を横奪せるの結果に過ぎずと斷ず。之れ勞力(勞働者の勞力)さへ存せば生産立所に發すと速斷するものにあらずれば(第二十四章第二節第一款參照)則ち生産以外、一切の營利を以て一切不正の行爲となすものと評するの外無けむ。元と生産以外に營利を見るに至りたる所以は、私有財産制の結果、交通經濟組織發達せるが爲め也。されば利潤の正不正の問題は、畢竟するに交通經濟組織の正不正の問題にして、交通經濟組織の正不正の問題は、畢竟するに私有財産制の正不正の問題なり。之れ故に利潤を以て全然不正の塊なりとせば、先づ以て交通經濟組織を破壊せざるべからず。交通經濟組織を破壊せむと欲せば、先づ以て私有財産制を破壊せざるべからず。即ち私有財産制に代ふるに共有財産制を以てせざるべからず。是れ元より社會主義者の主張する所なれども、同時に私有財産制の破滅は社會進歩の破滅なることを記識せざるべからず。

勿論、吾人と雖も現社會組織を以て完全なるものとなさず、私有財産制の發達の

極、幾多の弊害を醸すを認むるもの也。現に利潤に就て之を見るも、其例證に乏しからず。企業家が社會の新慾望を察して新事業を起し、需要の増加を慮て舊事業を擴張し、成る可く多量に製して成る可く迅速に販賣し、成る可く良品を製して成る可く廉價に賣却し、以て販路を擴張し、以て利潤の増加を圖らむには、公益は私益に伴ひ、企業家の利益は又社會の利益となるべけれど、之れ自由競争の完全に行はるゝ時代のとなり。若し企業家にして更に一步を進むるときは、市場を獨占して以て暴利を斷じ、殊更ら供給を制限して以て奇利を博せむとするに至ること決して珍しからずして、時と與に益々甚しからむとするは現下の大勢也(第十五章第五節並に第十六章第四節第三款第二項參照)。此外、尙ほ時運による企業家の利潤(註百七十七參照)あるを思はゞ、方今企業家の收得する所の所得といひ、利潤といひ、全然公正なるもののみと見做す能はざれども、之れあるが故に直ちに私的企業の全廢を圖らむには、社會の進運を沮害すると尠少にあらざるべし。之れ吾人が夙に現經濟組織を維持すると同時に、一部企業家の暴舉を取締るの外、更に此の種の利潤に對し、特に新税を設け累進税を課し、依て以て私利を變じて公益と化するの快

舉を主張する所以也第十五章第五節第四款第三項並に第四款參照。

第四節 利潤の平均

世に利潤は次第に平均するの傾向ありと説く者あり。其理由とする所を聞くに營業の自由あり交通の便利ある今日利のある所人之に欲し、人之を争ふは蟻の甘きに就くが如く、利の大なる所人之に赴き、人之に走るは水の低きに流るゝが如くなるを以て、利益は常に平均すべく、利潤遂に平準に歸すべしといふにあり。されど之は半面の眞理にして、全面の眞理にあらず。平準に歸する場合あると同時に、却て其反對に走る場合もあるべし。其の之れあるは、大略次記三種の事情の如何によるものとす。即ち

- 一、企業の經營に特種の技量並に設備を要するや否や、
- 二、企業の經營に多大の資本並に勞力を要するや否や、
- 三、交通の便否如何、

是れ也。(一)企業の經營にして特種の技量を要するものあるが故に、百姓は如何に

工業の有利なるを知るも容易に犁鋤を投ずる能はざる可く、又特種の設備を要するものあるが故に、セメント會社は直ちに製練會社と化する能はざる可く、(二)企業の經營にして多大の資本並に勞力を要せむには、小資本主は大資本主に倣ふ能はざる可く、小工場主は大工場主と争ふ能はざる可く、(三)更に以上の障害無らむも其國交通の便甚だ開けざるに於ては、企業者間の競争は常に一局部、一地方に限定して、全國に及ぶが故に、利潤は到底平準するに由無かるべし。由是觀之、利潤は平均すといふも眞理に非ず。されど利潤は平均せずといふも亦眞理に非ず。利潤の平均し得可き程度如何は、一に其國其地其時代に於ける企業者間の競争の行はれ得可き程度の如何によるものと謂ふ可し。而して開け行く今日に於ても企業家の競争の完全に行るゝは到底望み難き所にして、自然的獨占業又は人爲的獨占業等、隨時隨所に起つて以て、企業家の競争を制限し、企業家の轉業を抑制するが故に一方に多大の利潤に裕しつゝある企業家あれば、他方に少額の利潤に満足しつゝある企業家存し、更に其傍らに利潤皆無若くは却て多少の損失を被りつゝも尙ほ且つ事業を繼續するものあるを見る也註百七十八。

第二百七十八 通常同一地方に於ける同種又は類似の企業間には利潤平均し、異く又は

全く流動資本より成る事業は、多く固定資本より成る事業に比し、増殖し易ければ利潤平均し易けれど、農業の如き手工業の如き、此點に於て缺くる所あるものは増殖し難く、又元來保守的性質のものなれば増殖を好まず、従て他業に比し、薄利若くは無利にても、尙ほ且つ繼續せらるゝ場合多かるべし。

参考文献

Philippovich, *Grundriss der Politischen Oekonomie*, I. Bd., 6. Aufl., 1906, S. 295-306.
 Mithoff, "Volkswirtschaftliche Verteilung," in Schönberg's *Handbuch*, I. Bd., 4. Aufl., S. 750-761.
 Matsja, *Unternehmergewinn*, 1894.
 Mangoldt, *Lehre vom Unternehmergewinn*, 1855.
 Gross, *Lehre vom Unternehmergewinn*, 1894.
 Cohn, *System der Nationalökonomie*, I. Bd., S. 530.
 Pietschardt, *Art. "Unternehmer u. Unternehmergewinn"*, im *HdW. d. Stw.* VII. Bd.
 Walker, *Political Economy*, p. 243.
 Mill, *Principles of Political Economy*, p. 410.
 J. B. Clark, *Distribution of Wealth*, 1899, ch. XIII.
 Seligman, *Principles of Economics*, 1905, p. 351-370.
 Macfarlane, *Value & Distribution*, 2. ed., 1900, part II. bk. II.

第二十七章 保險

第一節 保險の意義

前未述たるが如く、地代は土地に發し、利子は資本に發し、賃銀は勞力に發し、利潤は企業に發するものなるが、土地といひ、資本といひ、機械といひ、工場といひ、凡て一切の財は勿論勞力も亦常に毀損喪失の危険を免れざるもの也。されば將來に於ける各人の生命財産、從て夫れより生ずる各種の所得、地代、利子、賃銀、利潤の如きは多少の差こそあれ皆一樣に不確實のものたるを免れざるが、成る可く之を避けんと欲するこそ人情の常なり。されど此の種の危険の内には、天災に基くなり、地變に基くなり、自然に基くなり、人為に基くあれども、孰れも豫知し難く、從て豫防し難し。勿論、堤防にして堅固ならば水害は減ず可く、警備にして嚴ならば盜難は減ず可く、防火設備にして十分ならば火災は減ず可く、工場取締にして完全ならば勞働者の罹災は減ず可し。されど之れ危険を減少すといふに止り、危険を全滅する能

はざるものなれば、斯く諸般の設備完全なる文明國に於ても、猶ほ且つ舊危険は存す可く、新危険は生ず可し。斯くて文明の進歩如何に著しきも、諸種の危険は猶ほ存す可く、而も危険の多くは豫知し難く、豫防し難しとせば、唯其災害の結果を成る可く軽減するの外、他に又良策無けむ。於是乎、保険のことに起る也。

然らば「保險」Insurance, Versicherung とは何ぞや。曰く、保險とは、同種の危険を、恐る、多人數聯合して、其間より、生ずる損害の分擔をなすをいふ。詳言すれば、火災、水害、盜難といふが如き、同一種の危険を恐るゝ人々が聯合し、團結し、各自平素より一定の贖金を爲し置き、萬一其内に罹災者生ずるときは、其損害高を此の贖金の内より填補する仕組をいふ。斯くて保險の結果、罹災者のみ損害を被らずして、各自之を分擔するが故に、罹災者の損害は大に軽減せらる可し。由是觀之、保險の目的物たる危険は過去に發生せる危険に非ずして、未來に發生すべき危険なり。從て保險は危険の豫防策に非ずして、危険の善後策也。又保險すればとて危険は全滅するものにも非ず、減少するものにも非ず、保險以後も保險以前と同じ程度に於て危険は存在するものなれども、保險により危険は分配せられ、損害は分擔せらるゝ

が故に、危険は一方にのみ重からず、損害は一方にのみ大ならず。結局、危険、從て生ずる損害は多人數の間に平均せられて、其打撃を軽減するの効ある也。

以上述べたる所により、保險の利益は略ぼ知悉し得可きも、一應之を列舉せむに、保險により財産並に所得の安全を保し得ると其一なり。保險により人間共同生活の觀念を強むると其二なり。保險により勤儉貯蓄の精神を鼓舞すると其三なり（特に生命保險の場合に於て、保險により一國資本の増加を來すと其四なり（註百七十九）。

註百七十九

損害保險に於ては事故の發生必ずべからざるに、事故發生せざれば遂に保險金を受取る能はざれども、生命保險に於ては早晚事故發生するを常とす可く、事故發生すれば、保險金を受取り得るか故に、平素の保險料は一種の貯金と見做すを得可く、從て保險の結果、被保險者の勤儉貯蓄を奨勵するとなりぬ可し。

又獨り生命保險のみならず、凡ての保險を通して、保險料は保險會社の手に集中するものなるか、保險の費と與に其額並し尠少に非ざるべし。現に我國に於て之を見るも、方今我國各種保險會社の年々收得する所の保險料合計約二千萬圓に上る。保險會社は之を以て公債株券を買入れ、又は預金となし置くものなるか故に、其内の幾分は已に資本たりしものあるにせよ、大部分は此の如くして、年々新に

斯くて保険は個人に取ても、社會に取ても、將又國家に取ても、利益大なるものなれど、さりとて如何なる場合にも、又如何なる危険に就ても、常に必ず保険の行はる可しといふべからず。凡そ保険の行はるゝには大略次記二箇の要件を具備する場合に限る。

第一、同種の危険を感ずる多人數存在すること、

第二、一定期間に於ける事故數を推算し得ると、

是れ也。(一)凡そ危険には二種あり。其一は天然の危険にして、洪水、暴風、霖雨、旱魃、地震、海嘯、蟲害、雹害、雪崩、死亡、疾病、老衰等之に屬す。其二は人為の危険にして、盜難、放火、殺傷、戰爭、債務者の破産、雇人の拐帶等之に屬す。斯くて危険には諸種あれども、身分、地位、職業、財産の如何により、同種の危険を感ずる人々も亦多かるべし。而して保険は危険の分配、損害の分擔なれば、分擔者多からざれば利益著しからず、從て同種の危険を感ずる者多からざれば保険成立せず。異種の危険に於ては、危険の程度、從て生ずる利害關係一致せざるが故に、團結し難く、保険成立し難し。(二)次

に保険の起因たる危険は元より不慮の危険にして、通常吾人の智力により其發生の時期並に程度を豫知する能はざる性質のものたるべきは論なけれど、豫知し得可きものは保険によらざるも、豫め其損害を回避し得可ければ、さりとて一定期間に於ける事故の概數は之を過去の統計により豫知し得可きものたるを要す。然らざれば到底保険率を計算する能はず、保険率を計算する能はざれば、保險者は自己の負擔に就き大體の標準すら定むる能はず、大體の標準すら定むる能はずして、危険を分擔するは何人も爲し能はざる所にして、強て之を負擔するものあるも、其種の保険は決して永續する能はざれば也。

第二節 保険の種類

保険には諸種類ある可く、又時と與に新種類を加ふるの傾向あれど、大別すれば、二種の分る。

一、損害保険 Schadensversicherung.

二、生命保険 Lebensversicherung.

是れ也。『損害保険』とは直接に財産上に生ずる損害に對する保険をいふ。『生命保険』とは人の生死に發する間接の損害に對する保険をいふ(註百八十)。

註百八十

損害保険並に生命保険の意義に關する我國法の規定を舉れば、左の如し、第三百八十四條、損害保険契約ハ當事者ノ一方ガ偶然ナル一定ノ事故ニヨリテ生ズルコトアルベキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ、相手方カ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ、其效力ヲ生ス。第四百二十七條、生命保険契約ハ當事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ關シ、一定ノ金額ヲ支拂フコトヲ約シ、相手方カ之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ、其效力ヲ生ス。

由是觀之、損害保険は物に關する保険にして、生命保険は人に關する保険也。之れ故に前者は一名『物保険』Sachversicherungと稱せられ、後者は一名『人保険』Personenversicherungと稱せらる。

人保険にも亦數種あり。死亡保険、生存保険、養老保険、定期保険、徵兵保険、婚資保険、教育保険、疾病保険、老廢保險、年金保險等是れ也(註百八十一)。

註百八十一

『死亡保険』とは通常『終身保険』とも稱し、被保險者カ死亡したるとき、一定の金額を與ふることを約するものなをいふ。『生存保険』とは一定の期間保險料を支拂

ひ、其期間内に死亡するときは、保險金額を支拂はず、其期間満了して猶ほ生存するときは一定の金額を受取ることを得るものなをいふ。『養老保險』とは一名『死亡生存混合保險』とも名く可きものにして、一定期間を定め、該期間内に被保險者死亡するか、若くは該期間後尙ほ生存するときは、保險金額を支拂ふことを約するものなをいふ。『定期保險』とは被保險者カ一定の期間又は一定の事實の存在する間に死亡するときは、保險金額を支拂ふとを約するものなをいふ。遠洋航海、大陸橫斷等、長途の汽車汽船旅行の危險に對する保險、又は『戰爭保險』の如きもの之に屬す。『徵兵保險』とは青年カ兵役に服したるとき、『婚資保險』とは少女カ結婚をなしたるとき、『教育保險』とは子女カ教育を要すへき一定の年齢に達したるとき、一定の金額を支拂ふとを約するものなをいふ。而して『疾病保險』並に『老廢保險』は多く労働保險に關するものなるを以て、之れカ説明を後に譲る。

次に物には有形物あり無形物あり、財あり權利ある可し。故に物保險は又二種に分る。

一、有形物保險

二、無形物保險

即ち是れ也。『有形物保險』とは家屋、家具、家畜、收穫等、有形物即ち財、經濟財の上に生

ずる損害に對する保險をいふ。「無形物保險」とは貸金、抵當、保證、信用等、權務關係の上に生ずる損害に對する保險をいふ。保證、保證、抵當、保證、證券、保險、信用、保險、失職、保險、貸金、保險、再保險の如き之に屬す(註百八十二)。

第二百八十二「保證保險」とは使用人の私消、携帶等に對する保險をいふ。「抵當保險」とは抵當物の減價に對する保險をいふ。「證券保險」とは有價證券の減價又は手形の不渡等に對する保險をいふ。「信用保險」とは貸金の不支拂に對する保險をいふ。此外我國に於ては前掲の保證保險をも信用保險の一種に數ふ。「貸金保險」とは土地家屋等の貸買不支拂に對する保險をいふ。「再保險」とは如何なる種類の保險たるを問はず、保險金支拂の損害に對する保險をいふ。換言すれば、第一の保險契約に基く保險者の危険に對する第二の保險契約なり。即ち復保險なり。「失職保險」は労働保險に關するものなるを以て、之れか説明を後段に譲る。

更に有形物保險、通常損害保險と稱せらるるものには又其保險の性質如何により三種に區別せらる。即ち

- 一、火災保險
- 二、運送保險
- 三、收穫保險

是れ也。(一)「火災保險」とは直接火災に發する財産上の損害に對する保險にして、其の財産の動産、家具、家財の如き、たると、不動産(住宅、倉庫、工場)の如き、たるとにより、「動産火災保險」一名「物品火災保險」と、「不動産火災保險」一名「家屋火災保險」とに分る。(二)「運送保險」とは貨物の運送中其運送せらるる貨物の上に生ずる損害に對する保險をいふ。而して其運送路の海上たると、陸上たるとにより、「陸上保險」と「海上保險」とに分る。(三)「收穫保險」とは生産に際し收穫上に生ずる損害に對する保險をいふ。獨逸、佛蘭西、埃太利、伊太利等、歐州大陸に行はるる、雹害保險、蟲害保險、家畜保險の如き其著例とす。

第三節 保險の經營

次に保險の經營に關しては、諸種の問題發生すべきも、其最も主要なるものは、次記の三大問題たる可し。曰く

- 第一、保險は強制保險とすべきか、將又任意保險とすべきか、
- 第二、保險は公營保險とすべきか、將又私營保險とすべきか、

第三、保險は營利保險とすべきか、將又相互保險とすべきか、是れ也。(第一)國家が保險加入を強制すべきか(即ち強制保險)將又之を個人の任意とすべきか(即ち任意保險)。之は勞働保險に就てこそ随分議論多き所なれど、通常保險に就ては一般に任意說に一致す。(第二)されど保險は之を公營とすべきか(即ち公營保險)將又私營とすべきか(即ち私營保險)。此問題に至ては、勞働保險は勿論、通常保險に就ても、近時議論喧し。公營說の理由とする所を聽くに、曰く、元來保險は危険の分擔なれば長時日に亘り、多人數に對して行はるゝより、初て其効果完全なるが故に、保險者たるものも亦永久の存在に適し、多大の負擔に適し、且つ之れが普通力強きものならざるべからず。此點より考ふれば、國家を始め自治體こそ最も適當なる保險者たるは論無きのみならず、更に國家又は自治體は兼て公益の爲め行政警察上より災害の豫防策を講じつゝあるものなれば、之と同時に災害の善後策たる保險をも兼營す可きは、理の當に然るべき所なりと。されど保險の發達は私營よりも公營に期し得可しとは、吾人の信用する能はざる所にして、保險の安全も亦取締を嚴重にせむには、之を私營に期すると難きに非ず、保險は一種の

貯金なるが故に、之が確實と普及を要すと言はゞ、貯金銀行こそ先づ第一に公營とせざるべからず。次て各種の銀行も、各種の取引所も、各種の商業も亦同一の理により公營とせざるべからず。斯る論法より押すとせば、天下のもの悉く公營とし若くは國營とせずして可なるものあらむや。結局、保險公營說は官僚政治主義、政府萬能主義の余弊に出でたるものと評すべき也。(第三)斯くて保險は之を私營として其健全なる發達を期す可く、又期し得可しとして、次に之を營利保險組織とすべきか、將又相互保險組織とすべきかの問題生ず。『營利保險』Joint-stock insurance; Versicherungsunternehmungとは保險者が被保險者以外の營利業者(即ち企業家)より成るものといふ。『相互保險』Mutual insurance; Gegenseitige Versicherungとは保險者が被保險者の團體より成るものといふ。之れ故に營利保險にあつては保險者と被保險者とは全く別人なれど、相互保險にあつては保險者と被保險者とは同一人なり。前者に於ては危険を全被保險者以外の人々(株式組織なれば株主に轉嫁し得れども、後者に於ては危険を全被保險者間に分擔するに止る。勿論、營利保險に於ても支拂ふ可き保險金を受取りたる保險料中より支出するを以て原則となすものな

れば保險者たる營利業者を通じての間接の相互保險とも見るを得可く、從て同種の危險を恐るゝ多人數聯合して其間より生ずる損害の分擔をなすてふ保險の意義に反するものにあらざらば、されど相互保險に於ては被保險者即ち團體の組合員ともいふべきものは團體の財産に對して直接の利害關係を有し、團體に剩餘を生ずれば之か分配を受くると同時に、不足を生ずれば之を償ふべき義務あるものなるに、營利保險に於ては利益は之を被保險者に分配せずして株主通常株式會社なればに分配すると同時に、損失は會社の財産即ち株主の株金を以て之を補充すること、兩者の異なる點なり。されば兩者の利害得失も斯る差異點に存するものにして、即ち相互保險は相互救済てふ保險の精神に一致するも、保險の普及容易ならず、營利保險は保險の普及容易なるも營利に急なるより動もすれば保險の基礎堅からず。結局孰れも可ならず、又孰れも不可ならざるべきを以て、我國の如きも此の兩種與に之を認め、唯保險事業は他の事業に比し、特に永久の存在と健全なる發達とを期待せざるべからざる性質のものなるが故に、營利保險は之を株式會社に限り、相互保險は之を相互會社に限り認許するとせり(明治三十三年三月、法律第

六十九號、保險業法第二條)。

然るに此際注意すべきは、近時西洋に於ても、將又我國に於ても、純然たる營利保險にも非ず、又純然たる相互保險にも非ず、兩者の折衷に出でたる『混合保險』Mixed Insuranceとも名付くべき、一種變體の新保險組織出たることは是れなり。即ち株式會社にして利益金を株主にのみ配當せずして其一部分若くは大部分を被保險者に分配するものあり。之れ形式に於ては一種の營業保險組織なれども、實質に於ては混合保險組織なり。又相互保險會社にして確定したる保險料を設け、之に依て契約したる被保險者に對しては利益配當を爲さざると與に、損失の分擔をも爲さしめざるものあり。之れ形式に於ては相互保險組織なれども、實質に於ては混合保險組織なり。而も此る種の保險組織は次第に多きを加ふるの狀あるを以て、相互營利の兩保險組織の區別の如きも、畢竟するに、無意味に終らざる可きか、疑を容るゝの餘地無きにあらざるなり。

第四節 勞働保險